シンガポールの政策

（2005年改訂版）

CLAIR
財団法人 自治体国際化協会

はじめに

当協会では、各海外事務所を通じ、海外の地方自治制度や地方行政に関わる個別政策等の調査研究を行い、その成果を各種刊行物により日本の各地方公共団体や地方自治関係者に紹介している。

このたび、「海外の地方自治シリーズ」の一環として、『シンガポールの政策』を刊行する運びとなった。本書は、当協会シンガポール事務所において2001年12月に発行した同名の冊子を最新の資料を踏まえ全面的に改訂したものである。

シンガポールは、1965年にマレーシアから追われるような形で独立し、狭い国土や乏しい資源といった厳しい条件を抱えつつ、わずか数十年で奇跡的とも言える成長を遂げた。このシンガポールの成功は、中長期的な展望をもった政策に負うところが大きく、今日においても順調な発展の持続を可能にしている。また、2004年８月にリー・シェンロン第３代首相の就任により、世代交代を行った政府は、安定した政権基盤を背景としながら、さらに新しい課題への取り組みを進めている。

シンガポールの各種施策は、地理的、歴史的、あるいは経済的、政治的なシンガポール固有の条件を前提としているものが多い。しかし、10年、20年先を見据えた明確なビジョンに基づく施策展開や、効率性を徹底的に追求する行政運営は、我が国の地方公共団体や地方自治関係者にとっても、大いに参考になるものと思われる。関係者の皆様に本書を御活用いただくとともに、内容改善のための御指摘、御教示をいただければ幸いである。

本書の作成にあたっては、シンガポール日本文化協会（The Japanese Cultural Society, Singapore）顔尚強（Gan Siang Kiong）会長からさまざまなアドバイスをいただいた。この場を借りて心から謝意を表したい。

2005年８月

財団法人自治体国際化協会

理事長　紀内　隆宏

目　　次

はじめに

第１章　シンガポールの概要

第１節　歴史、地勢、民族 ---------- １
第２節　国家制度 ---------- ６
第３節　裁判制度 ---------- １０
第４節　行政制度（概略） ---------- １６
第５節　主要政策 ---------- ２１
第６節　日本との関係 ---------- ３０

第２章　シンガポールの行政制度

第１節　地域行政 ---------- ３９
第２節　教育制度 ---------- ５１
第３節　福祉制度 ---------- ６１
第４節　治安制度 ---------- ７４
第５節　消防制度 ---------- ８０
第６節　国防制度 ---------- ８８
第７節　公務員制度 ---------- ９４

第３章　シンガポールの主要政策

第１節　情報化政策 ---------- ９９
第２節　都市開発政策 ---------- １０８
第３節　環境政策 ---------- １１６
第４節　上下水道政策 ---------- １２５
第５節　経済産業政策 ---------- １３２
第６節　観光政策 ---------- １４５
第７節　陸上交通政策 ---------- １５６
第８節　港湾・空港政策 ---------- １６５

凡　例

＊　年代の表記は、特に「年度」とあるもの以外は暦年（１月から12月まで）である。「年度」は、会計年度を指し、シンガポールでは、日本と同様にその年の４月から翌年の３月までである。

＊　概数については、原則として四捨五入で算出した。端数処理の関係で合計数と内訳が一致しないものがある。

＊　シンガポールにおける通貨単位は「シンガポール・ドル」で、「Ｓ＄」と表記している。なお、日本円への換算は１Ｓ＄＝65円で行った。

＊　電話番号は、シンガポールの国番号「65」に続いて、一般電話は６から始まる８桁の番号である。また、携帯電話は、９から始まる８桁の番号である。

＊　各節ごとに、記載内容に関連した視察先を例示するとともに、参考とした文献やWebsiteを示している。

第１章　シンガポールの概要

第１節　歴史、地勢、民族

１　歴史

中国が南宋王朝時代であった 13 世紀に書かれた書物『諸蕃志』に「凌牙門」（Lingga Gate）という場所の記録があり、また 14 世紀に書かれた『ナーガラクルターマガ』には「単馬錫」（Temasek）との記録がある。現在の学者の研究では、一般的にこの凌牙門及び単馬錫はシンガポール島を指すものであるとされている[1]。

1819 年、この地に上陸した東インド会社のイギリス人スタンフォード・ラッフルズは、マラッカ経由の中国との貿易ルート確保と、マレー半島地域との貿易拡大のための新しい植民地の必要性から、まずジョホール王国のスルタンの代官（トゥムゴン）と予備協定を結んだ。同年には、ジョホールのスルタン、トゥンク・ロングと条約を締結し、シンガポールを「合法的」に獲得、イギリス商館を設立した。1824 年には、33,200 スペイン・ドルの一時金及び毎月 1,300 スペイン・ドルの年金と引き換えに、スルタンにシンガポールにおける諸権利を放棄させる条約を締結、これによりシンガポールと周辺の島々はイギリスに委譲されることになった。

その後、シンガポールは自由貿易港として発展していく。ラッフルズが初めてこの地に上陸した時、1,000 人にも満たなかった人口[2]も、中国人をはじめとする移民で膨れ上がり、1901 年には 22 万人を越えた。

第二次世界大戦勃発後の 1942 年、シンガポールは日本の占領下となる。日本軍の降伏により、1945 年、連合軍占領下となったシンガポールは、翌年再びイギリス領となる。1959 年、立法評議会における選挙において、人民行動党（PAP：People's Action Party、以下 PAP）が 51 議席中 43 議席を占め第１党となり、リー・クアンユーが自治国[3]の首相となった。そして 1963 年、シンガポールはマレーシア連邦の州の一つとしてイギリスから独立した。

しかしながら、マレー人優遇政策を掲げるマレーシア連邦中央政府とシンガポールは政治的・経済的に対立していき、ついに 1965 年にマレーシア連邦を脱退、シンガポール共和国として独立することとなった。

独立後のシンガポールは対外的には全方位的外交、対内的には華人系、マレー系及びインド系を中心とする多民族国家として民族の融和を図る政策を行い、「クリーン＆グリーン・シティ」と呼ばれる緑溢れる都市国家をつくりあげた。また、経済的にも、1997 年のアジア通貨危機、2003 年の SARS（重症急性呼吸器症候群）の発生を乗り切り、順調な発展を続けており、2004 年の成長率は８～９％が見込まれている。シンガポール政府は

---

1 顔尚強（Gan Siang Kiong）著『シンガポールの華人社会について』より
2 当時の人口については、諸説あり見解が統一されていない。
3 同年既にシンガポールは自治国となっていたが、完全な独立国ではなかった。

東南アジアにおける貿易、交通の拠点のみならず、金融、バイオやエレクトロニクスなどの最先端技術、通信・メディアなどの各分野で、地域のハブを目指した政策を着々と進めている。

ラッフルズの功績
　シンガポールを世界史の舞台に引き出したラッフルズだが、彼の功績は次の３点に集約される。
① 太平洋及びインド洋における交通の要衝としての戦略的位置と天然の良港の存在に早くから気づいていたこと
② 職を求める者に対し、その人種を問わず常にオープンにするというシンガポールの性格を決定付けたこと
③ 民族間の争いを避けるため、民族ごとに居住地を分けて統治したこと
（これが、現在のチャイナタウン、リトルインディアとして残っている）

２　国名

シンガポール共和国（Republic of Singapore）
シンガポールの国語であるマレー語では、「シンガポール」は「シンガプーラ」（SINGAPURA）となる。シンガはライオン、プーラは町を意味するサンスクリット語が起源となっている。

３　国旗

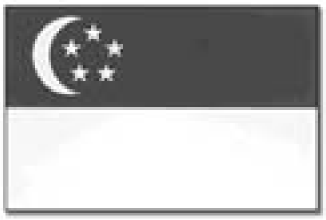

1965 年制定。国旗はマレーシアの１州であった当時の州旗。三日月は優勢な新興国家を、５つの星は民主主義、平和、発展、正義、平等の５つを、赤は友愛と平等を、白は純血と美徳を象徴している。

４　国土

北緯１度９分～1 度 29 分、東経 103 度 36 分～104 度 25 分の範囲に所在する本島と 63 の島から構成される。赤道の北約 137 ㎞に位置する。
本島は、東西約 42 ㎞、南北約 23 ㎞、海岸線延長は約 150.5 ㎞で、その面積は 604.2 ㎢である。他の島を含めた国土の総面積は 697.1 ㎢である。
なお、1990 年の総面積（626.4 ㎢）との間に、70.7 ㎢の差異が生じるが、これは、常に行われている国土拡張のための、埋立て工事により増加した面積である（第３章第２節「都市開発政策」参照）。
（参考：淡路島の面積：595.64 ㎢、東京都 23 区の面積：621.45 ㎢）

５　気候

熱帯雨林気候に属し、年間を通じて高温・多湿で、顕著な季節の変化は見られないが、11 月から１月まで雨季のような時期があり、比較的過ごしやすくなる。

図表１－１－１　「月別平均気温・月別平均降水量」

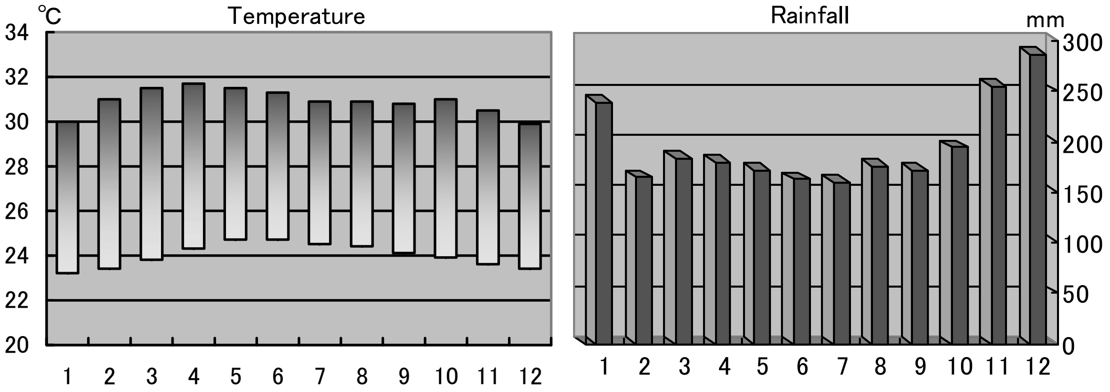

年平均気温	26.9℃	年間降水量	2,343㎜
年平均最高気温	30.9℃	年平均湿度	84.2%
年平均最低気温	24.0℃		

出所：National Environment Agency Meteorological Services Division 提供資料に基づき作成

６　人口及び民族

ラッフルズの書記であったアブドゥラの自伝では、シンガポールはマレー人 120 人、中国人 30 人から成る小さな漁村だったと記されているが[4]、イギリス領として正式に割譲を受けた 1824 年に実施された人口調査では、マレー系 6,431 名、華人系 3,317 名、インド系 756 名、その他 179 名の計 10,683 名に達していたという記録が残っている。このような民族構成になったのは、イギリス植民地政策下、人口の希薄なマレー地域だけでは十分な労働力をまかなうことができず、中国及びインドなどからの労働移民を流入させざるを得なかったという理由からである。

その後、窮乏する当時の中国南部から東南アジアへ向かう移民が次第に増え、1840 年、既にシンガポールにおける華人系は全体の半数を占め、20 世紀には実に 70%以上を占めるようになった。現在の人口に関する統計は次のとおりである。

2003年現在（＜　＞内は1990年国勢調査結果）

①　人口（永住権保有者を含む）　3,437,300人　＜2,735,868人＞
　　≪内訳≫　男性　1,710,100人
　　　　　　　女性　1,727,200人
　　この他に747,900人の外国人が居住している。
②　人口増加率　1.7%増　＜2.2%増＞
③　１㎢当たりの人口密度　6,004人　＜4,273人＞

[4] 当時の人口については 1,000 人を超えていたとの説もある。

④	平均寿命	男性	76.9歳	＜73.1歳＞
		女性	80.9歳	＜77.6歳＞
⑤	中間年齢		35.3歳	＜29.8歳＞
⑥	平均世帯規模（2000年）		3.8人	＜ 4.4人＞
⑦	人口比率	15歳未満	20.8%	＜23.2%＞
		15歳以上65歳未満	71.5%	＜70.9%＞
		65歳以上	7.7%	＜ 6.1%＞
⑧	民族比率	［華人系 ］	76.2%	(2,621,000人)
		［マレー系］	13.8%	(473,600人)
		［インド系］	8.3%	(283,800人)
		［その他 ］	1.7%	(58,800人)
⑨	宗教別人口比率（2000年）［15歳以上のシンガポール人（2,494,630人）を対象］			
		仏教	42.5%	＜31.2%＞
		イスラム教	14.9%	＜15.3%＞
		キリスト教	14.6%	＜12.7%＞
		道教	8.5%	＜22.4%＞
		ヒンズー教	4.0%	＜ 3.7%＞
		その他（無宗教を含む）	15.4%	＜14.7%＞

出所：「Year book of Statistic Singapore 2004」
「Census of Population 2000 Advance Data Release」外

図表１－２－１　「人口の推移」

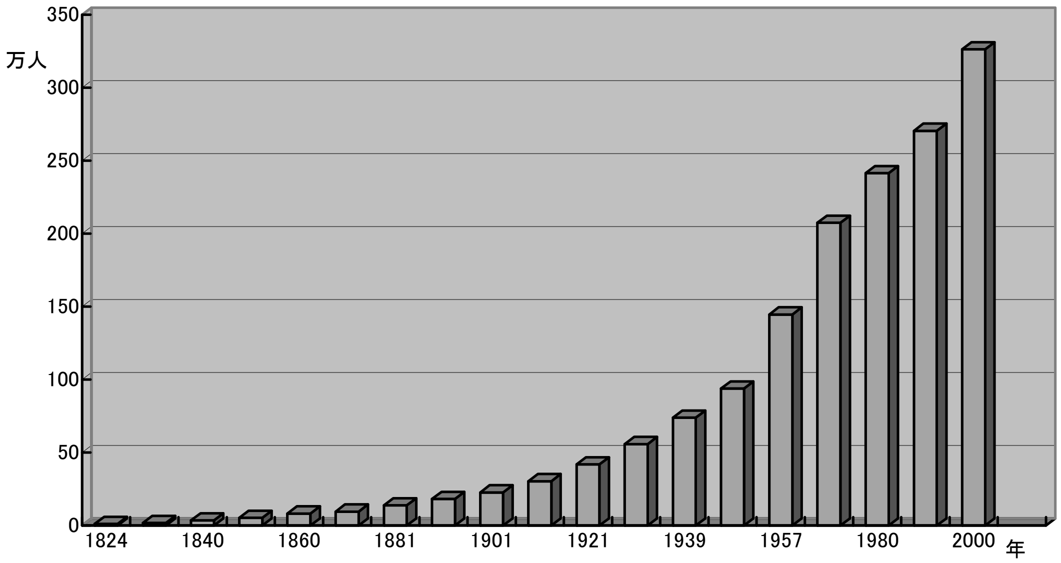

※外国人居住者含まず

出所：顔尚強（Gan Siang Kiong）著『シンガポールの華人社会について』に基づき筆者作成

7　言語

公用語は、中国語、マレー語、タミール語、英語である。1965 年の独立時、華人系、マレー系、インド系の三大民族間の妥協案として現在の公用語を制定した。中国語、マレー語、タミール語は、国民の民族・文化的背景から選ばれ、英語はシンガポールが英国の植民地であったという背景と国際的地位を得ることを目的に選ばれた。

また、公用語とは別にマレー語が国語として制定されているのは、シンガポールが 1963 年から 1965 年までマレーシア連邦の州の一つであったこと、独立後の経済発展にマレーシア、インドネシアなどの近隣のマレー系諸国との調和が欠かせなかったことといった歴史的、地理的立場を反映したものとされる。しかし、国語としてのマレー語は儀式での使用という役割を果たしているに過ぎない。

①	国語	マレー語
②	公用語	中国（北京）語、マレー語、タミール語、英語
③	行政用語	英語
④	識字率	94.2%（2003 年）［男性 96.9%、女性 90.6%：2002 年］
⑤	バイリンガル率	56%（2000 年）　［1990 年：45%］

出所：「Census of Population 2000 Advance Data Release」

第２節　国家制度

１　政治

（１）政体

共和制（1965 年８月９日独立）

（２）元首

大統領

現在の大統領は、S.R. ナザン氏［第６代（公選による大統領としては２人目）1999 年９月１日就任］である。かつては、大統領は４年ごとに国会によって選出されていたが、1991 年１月の憲法改正により、６年の任期で国民により直接選挙されることになった。現在の大統領は予算や政府機関の長の任命等に対する拒否権等を持つようになったものの、依然として儀礼的色彩の強い存在である。なお、大統領は、６名で構成される大統領顧問協議会（Council of Presidential Advisors）と相談の上、その権限を行使する。

２　国会

（１）国会の概要

国会は一院制で、国民の直接選挙で当選した議員、非選挙区選出議員及び任命議員から構成される。現在の国会議員は第 10 期目の議員。議長、副議長は国会議員以外からも選出可能である。

①公選議員

９つの小選挙区と 14 の集団選挙区から選出される[1]。集団選挙区では、５～６名が１つのグループとなって立候補し、有権者である国民はそのグループに対して投票を行う。多民族国家における少数派の人々への配慮として、集団選挙区から立候補する候補者グループの内、少なくとも１名は必ずマレー系・インド系等の少数民族の者でなければならないとの規定がある。

②非選挙区選出議員

野党の当選議員の数が最低確保議席数である３議席（憲法上は６議席まで可能）に満たなかった場合に選出される。総選挙で落選した野党候補のうち得票率の高い順に選出される。2001 年の選挙では、野党議員は２名しか当選しなかったため、１名の野党（シンガポール民主同盟）候補が非選挙区選出議員に選ばれている。

③任命議員

国会の特別選考委員会の推薦に基づき大統領が任命するもので、現在９名が任命されている。

---

[1] 集団選挙区の人数については、国会議員選挙法で各地区の人数が定められ、内訳は、６人区が５、５人区が９である。

非選挙区選出議員及び任命議員は、憲法改正、予算法案、内閣不信任案等の議決に参加することが出来ない。

図表１－２－１　「選挙区の状況」

（出所：シンガポール選挙局 Website）

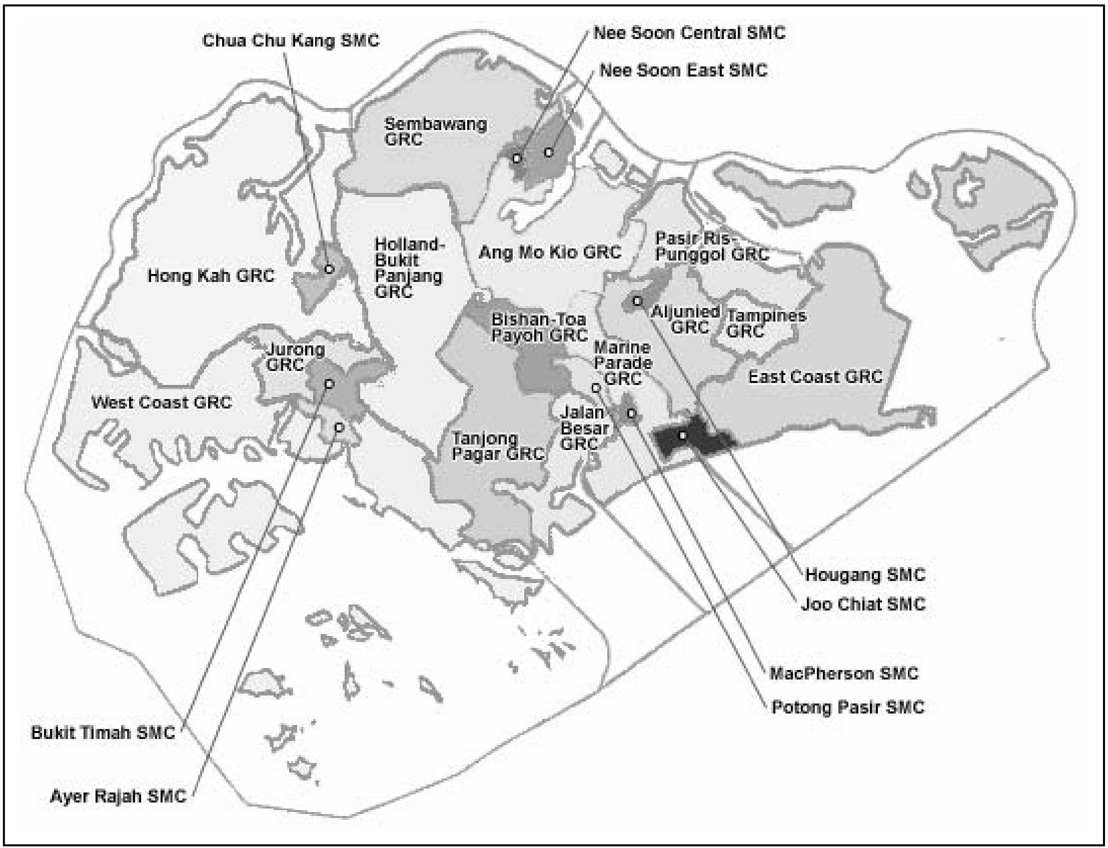

SMC: Single Member Constituencies　小選挙区
GRC: Group Representation Constituencies　集団選挙区

（２）国会議員の任期及び議席数

［公選議員］任期５年、議席数 84

［非選挙区選出議員］任期５年、議席数６名以下（現在１）

［任命議員］任期２年、議席数９名以下（現在９）

図表１－２－２　「選出形態別国会議員議席数」

（出所：シンガポール公務員研修所 Website 参照）

※〔〕内の数字は現在の議席数を表す

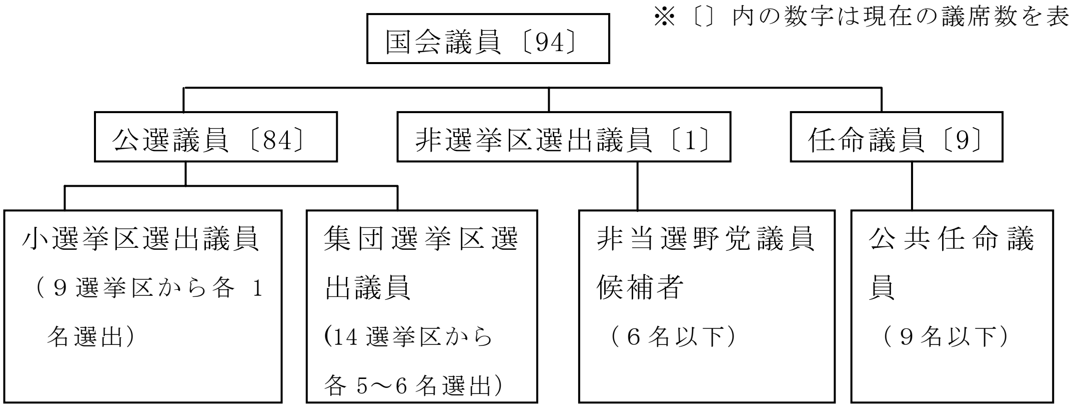

（３）政党別公選議員数

公認政党 22 党のうち５党及び無所属の候補が争った 2001 年 11 月３日の総選挙の結果は、無投票当選 55 名（全て人民行動党）を含め、次の通りである。

［与党］人民行動党（PAP）	82 名	（得票率 75.3%）[2]
［野党］労働者党（WP）	１名	（得票率 3.0%）
［野党］シンガポール民主同盟（SDA）	１名	（得票率 12.0%）

（４）国会議員の選挙

選挙権・被選挙権は、21 歳以上の全ての国民に与えられる。1959 年に普通選挙が導入されて以来義務投票制をとっており、正当な理由なく棄権した場合、その氏名が選挙人名簿から削除される。再登録を行うには５S$（約 320 円）を選挙登録局に支払わなければならない。また、選挙は個人選挙であるが、選挙時の政党（立候補届けに記載した政党）を離党した場合には、議席を失うことになっている。

なお、全ての国民が投票できるように、投票日は国民の祝日と定められている。

３　司法

裁判所は、「最高法院」と「下級法院」とに分かれる。下級法院は、区法廷、治安判事法廷、特別法廷及び少額事件法廷からなる。最高法院は、高額事件及び重罪事件の第一審裁判所でもある高等法院と最終審である控訴院からなる。詳細は第１章第３節「裁判制度」を参照。

[2] 投票により選出された 27 名の議員の得票数をもとに算出。

図表１－２－３　「司法組織図」

（出所：シンガポール公務員研修所 Website 参照）

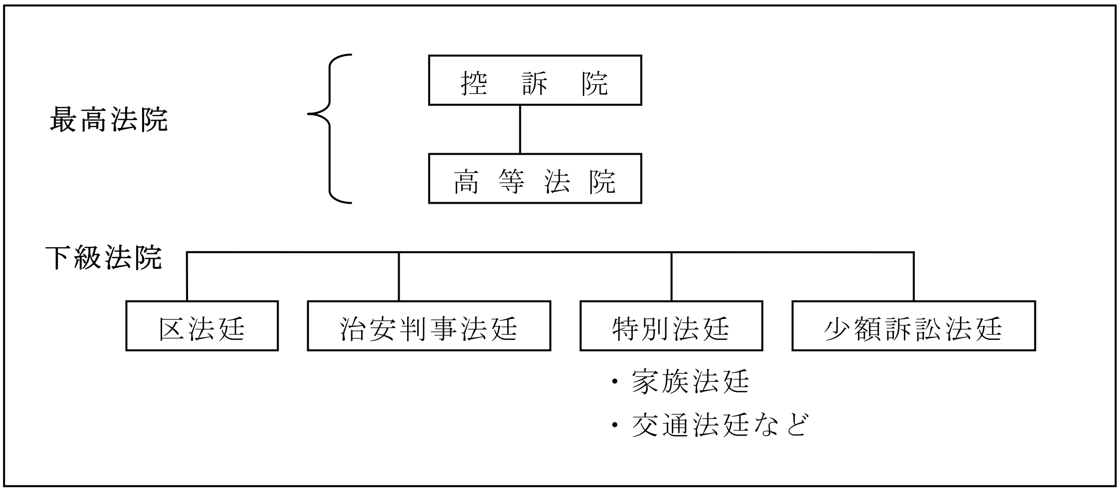

最高法院

第３節　裁判制度

１　概要

スイスの調査機関（International Institute for Management Development：IMD）が 2003 年に発表した訴訟システムの国際比較調査の結果によると、シンガポールのそれは、法的安定性（一貫性）と専門性において、世界のトップレベルにあるとされている。特にその訴訟処理の迅速さから、訴訟関係者にとって最も利用しやすい司法制度の１つとなっており、日本を含む海外からの視察が行われるなど、世界的にも注目を集めている。シンガポールの司法制度が高い評価を受けているのは、司法当局が、国民のニーズや利便性等を常に考慮し、システムの改善に全力をあげて取り組んでいる結果である。

また、司法当局は、裁判の IT 化にも取り組んでおり、2000 年にはインターネット調停システム（e-Alternative Dispute Resolution：e@dr）を開始、2002 年には世界で初めてインターネットを利用したオンライン裁判所（Justice OnLine）を試験的に開設し、一定の訴訟に関する調停をオンラインで処理するサービスを開始した。

アジアにおける情報最先進国としてのシンガポールが、21 世紀の主要産業とされている IT（情報技術）を政府機関等にも積極的に導入しているのは、国民の利便性や効率性重視という理由のみならず、何よりも政府自身が時代にあったシステムづくりを実践していこうとする姿勢の表れでもある。

以下、訴訟処理の現状について記すとともに、司法体制の概要や組織、訴訟処理に対する取組状況や将来に向けた展望、課題等について分析する。

２　現状

司法当局は、訴訟当事者の利便性等を重視し、訴訟処理をサービスの１つと捉え、その処理基準を明確に公表している。特に訴訟の各過程での諸手続きについて、目安となる標準的な所要期間を設定していることは、利用する国民のみならず、法律事務所や司法担当者、その他利害関係者にとっても便利なものであり、訴訟処理の迅速化をさらに進める大きな要因となっている。

1991 年当時、特に下級法院において相当数の未処理案件があり、中には、結審までに数年以上を要すると思われるものもあることが、大きな問題となっていた。これに対し、当局は、裁判所の増設ではなく、業務の効率化とスピード化を何よりも重視し、訴訟処理期間の延長を禁止するなど、訴訟処理のスピードアップのための技術向上を徹底して行った。

その結果、1993 年までには事実上の未処理案件はほぼ解消され、以後、民事・刑事ともに、訴訟提起から審理開始までの期間が大幅に短縮されることとなった。なお、司法当局が処理している訴訟件数の実績は図表１－３－１「訴訟件数」のとおりであり、また、当局が公表している各手続きに関する標準的な所

要期間（着手までの待ち時間）の主なものは図表１－３－２「標準的な所要期間」のとおりである。

図表１－３－１　「訴訟件数」（2002 実績）
（出所：Supreme Court・Subordinate Courts Website を参考に作成）

区　分	控訴件数（下級法院から高等法院へ控訴された件数＋高等法院から控訴院へ上告された件数）	高等法院（重要犯罪であるため高等裁判所で第一審として受け付けた件数）	下級法院
民事訴訟	８２８	１８，８８２	７９，３８７
刑事訴訟	１６８	７６	２５１，７０４
家庭・少年犯罪	－	－	１８，８９１
その他軽微案件等	－	－	３６，６１０
計	９９６	１８，９５８	３８６，５９２

図表１－３－２　「標準的な所要期間」
（出所：Supreme Court・Subordinate Courts Website を参考に作成）

【最高法院（控訴院）の例】
民事事件の審理：書類を受理してから 14 週間 刑事事件の審理　：書類を受理してから６週間
【下級法院の例】
民事訴訟の審理：申し立ての日（from setting down to hearing）から起算して６週間 刑事訴訟の審理：罪状認否があった日（from last mention/Pre-Trial Conference）から起して１～４週間 少額事件の審理：申し立ての日(from day when claim lodged)から起算して、消費者にあっては 10 日、旅行者にあっては１日、非消費者案件にあっては２週間

＊　表に掲げる期間は原則として定められた期間であり,事例ごとに更に詳細な規定あり。

３　組織

（１）組織の概要

裁判所は、下級法院（Subordinate Courts）及び最高法院（Supreme Court）の２つにより構成されている。

下級法院は区法廷（District Court）、治安判事法廷（Magistrate's Court）、青少年法廷（Juvenile Court）、交通法廷（Traffic Court）等の専門法廷、少額事件法廷（The Small Claims Tribunals）などから成り立っている。

最高法院は、高額事件と重要犯罪の第一審及び下級法院の決定に対する控訴審を行う高等法院（High Court）と最終審である控訴院（Court of Appeal）から成り立っている。これらの司法組織は、憲法の規定により行政府及び立法府からの独立が保証されている。

（２）下級法院（Subordinate Courts）

下級法院には区法廷、治安判事法廷及び少額事件法廷のほか、その他特別法廷として、家族法廷、青少年法廷、交通法廷、治安判事法廷などの法廷が設置されている。

例えば区法廷では、原則として民事裁判では訴訟総額がそれぞれ 25 万 S$以下、刑事裁判では法定刑が 10 年以下の禁固または罰金等になる訴訟を扱っている。また治安判事法廷では、民事訴訟で訴訟総額が３万 S$以下、刑事裁判では法定刑が３年以下の禁固又は罰金にあたる犯罪を扱うこととされている。その他の各法廷に対しても処理区分が規定されている（主な処理区分は図表１－３－３「法廷区分」参照)。なお、下級法院の裁判官は最高法院の主席裁判官の推薦により、大統領が任命する。

図表１－３－３「法廷区分」(出所：Subordinate Courts Website を参考に作成)

家 族 法 廷	原則として家族に関するすべての紛争
青 少 年 法 廷	原則として 14 歳以上 16 歳未満の青少年による犯罪
交 通 法 廷	交通法規に関する違反行為等
少額事件法廷	原則として訴訟総額（財産権の侵害総額）が２万 S$以下の民事事件

（３）最高法院（Supreme Court）

最高法院は高等法院（High Court）と控訴院（Court of Appeal）から構成され、民事、刑事両方の訴訟を扱う。

高等法院は、主席裁判官と複数の高等法院裁判官により組織され、重要犯罪や高額事件の第一次訴訟を行うとともに、下級法院の決定に対する控訴裁判所の役割を果たしている。また高等法院は、下級法院を指揮、監督する権限を持っている。

控訴院は、最終の上訴法廷であり、その組織は主席裁判官と控訴院裁判官により構成されている。また高等法院の裁判官は、控訴院の主席裁判官からの要請があれば、控訴院の裁判官を兼ねることが出来る。

なお、最高法院の主席裁判官及び裁判官は、首相の助言により大統領が任命するが、首相は裁判官の任命につき大統領に助言する前に主席裁判官の意見を求めることが必要とされている。なお、現在最高法院には、高等法院及び控訴院をあわせて 13 人の判事が任命されている。

４　主な施策

（１）ハイレベルな訴訟処理

シンガポールの訴訟手続き及び処理における代表的な施策は、情報化時代の到来をいち早く察知し、21 世紀の高度情報化社会に対応した取組を進めてきたことである。これらは先に述べた訴訟手続きの利便性や処理の迅速化だけでなく、司法当局が負担する経費の削減にも大いに役立つものとなっている。すなわち現在、裁判所には情報化を進めるためのコンピューターや各種情報機器、通信設備等が数多く導入されており、それらが構築する主なシステムを挙げると図表１－３－４「裁判所の情報化状況」のとおりとなる。

例えば、下級法院では、2000 年９月にオンライン調停サービス（e-Alternative Dispute Resolution : e@dr）を開設した。これは商業、インターネット関連の問題をオンラインで調停するもので、同サービスは、訴訟処理のスピード化、秘密の保守、利用料金がケースにより無料又は低廉であることを特徴としている。具体的な手続きとしては、

①申し立て人が e@dr が開設する特定のウェブサイトに接続し、訴訟内容等を記入の上、送信する。

②申し立てを受理した e@dr の仲介者は紛争の相手方と連絡をとる。

③オンライン調停サービスを利用した紛争解決に相手側が同意した場合、相手方は斡旋人に当該紛争についての意見書を電子メールにて送付する。

④仲介人は調停案を示し、当該案件の性質・複雑さ等により案件を適当な調停人に振り分ける。案件により少額事件法廷、シンガポール調停センター（SMC）等の調停人が調停を行う。なお、この調停が失敗した場合には、通常の訴訟手続きに移行することになる。

このオンライン調停は、今後急増が予想される電子商取引を通じた商品やサービスの販売に関する紛争とともに、新たに発生している知的財産権に関する問題などに適用されることとなっており、商取引に対する迅速な審理、訴訟費用削減につながることから、同サービスの導入は電子商取引の画期的なインフラとして注目を集めている。

また、2002 年に Justice OnLine と呼ばれる電子法廷システムを導入。これはウェブサイト上の双方向テレビ会議システムを利用して事前審理などを行うもので、下級法院、最高法院の両院で利用されている。これにより弁護士は裁判所に出向くことなくオフィスで業務を行うことが出来るようなり、利便性の向上はもちろん、経費の削減にも大きな役割を果たしている。

さらに現在、司法当局が特に力を入れているのが、電子ファイルシステムの運営である。正式にはエレクトリック・ファイリング・システム（Electronic Filing System 以下「EFS」という。）と呼ばれ、民事訴訟における訴訟関係者のニーズに迅速に対応するため、司法当局が 1997 年３月に導入したシステムで

ある。この EFS は、およそ次に掲げる３つのサービスの提供を可能にしている。

①訴訟当事者による、電子データを用いた訴訟関係書類の裁判所への提出など
②訴訟当事者による、電子ファイル化された訴訟関係書類の引用など
③裁判官、弁護人などの訴訟関係者に対する訴訟関係データの検索、資料提供など

なお、EFS の管理運営にあたっては、より一層の効率化を図るための工夫、改良についての研究がなされており、システムへの違法侵入や混乱を防止するため、システム利用時に電子署名などが必要となるようなセキュリティ対策も同時に開発が進められている。

図表１－３－４　「裁判所の情報化状況」

・オンライン調停サービス（e@dr）
・電子法廷システム（Justice OnLine）
・電子ファイリングシステム（EFS）
・携帯端末による情報サービス
・ウェブサイトによる情報・サービスの提供　など

（２）予算

図表１－３－５　「裁判所関連予算」

（出所:Ministry of Finance, "The Budget for the Financial year 2004/2005"）

・2004 年度予算額　計 273,160,970 S$
・2003 年度決算額　計 144,800,250 S$
（主要な項目）・最高裁判所新庁舎建設費
・各種システム運営・開発費
・裁判記録データベース構築及び管理費
・管理費（人件費、運営費）

５　今後の課題

以上、司法制度における先進的な訴訟処理の実態について述べてきた。こうした取り組みは世界的にも高い評価を受けているが、多民族国家として存立するシンガポールにおいては、例えば訴訟を進める際の使用言語（４つの公用語の通訳）や、生活文化の違い等に対する配慮等も必要となり、課題がないわけではない。また、先に述べたＥＦＳのシステムにおいては、個人情報に対する慎重な取り扱いと相俟って、さらに厳重なセキュリティ対策が必要になってくるものと予想される。

シンガポール政府は、今後の施策を進めるための方針の中でも司法の責任に

言及し、法廷利用者に役立つより品質の高いサービスを提供することを明確に宣言している。地域社会の求めるニーズに絶えず鋭敏になり、時代にあったシステムづくりに進取の気概をもって取り組むシンガポール司法当局の姿勢とその決意は日本の制度改善においても大いに学ぶべきところがあるのではないかと考えられる。

6　おわりに

先進的な情報技術をいち早く取り入れ、組織の運営管理とともに訴訟処理の効率化、新しいサービスの提供を開始したことは大いに参考となる。特に電子訴訟の現場は、視察に値するものと言える。加えて、電子化のみならず、1992年４月に設置された夜間法廷も国民の利便性を重視するシンガポール政府の姿勢の表れとみることができる。

また、法の整備はもとより、前述した訴訟処理の標準期間など、訴訟制度そのものの透明性も高いことなどから、海外諸国からの信頼も厚く、こうした事実は、シンガポールの政治的な安定と高い経済成長にも少なからず貢献していると考えられる。今後も司法当局は、さらに利用者へのサービスの拡大、改善を行うこととしている。具体的にどのような展開を図っていくのか、その取組は先進的な事例として研究に値すると言えるだろう。

7　参考情報

（１）視察先の例

名　称	住　所	電　話
最高法院（Supreme Court）	St Andrew's Road	(+65)6332-4267
下級法院（Subordinate Court）	1 Havelock Square	(+65)6435-5895

（２）参考文献及び Website

＜参考文献＞

・*The Budget for the Financial year 2004/2005*
Ministry of Finance(2004 年)

＜Website＞

・シンガポール最高裁判所　http://www.gov.sg/judiciary/supremect.
・シンガポール下級裁判所　http://www.subcourts.gov.sg/index.htm
・ シンガポール法務省
・　http://notesapp.internet.gov.sg/__48256DF20015A167.nsf/
・The Low Society Singapore　http://www.lawsociety.org.sg/
・シンガポール調停センター　http://www.mediation.com.sg/
・Justice OnLine　http://justiceonline.com.sg/

第４節　行政制度（概略）

１　内閣

大統領が、国会で過半数の信任を得ると判断する国会議員を首相に任命し、首相の助言に基づき、国会議員の中からその他の大臣を任命する議院内閣制である。内閣は国会に対して連帯して責任を負う。現在のリー・シェンロン首相は、2004 年８月に就任し、現在１期目である。内閣は、政府の政策と行政運営、国会の召集について責任を持つ。

現在の内閣は、首相を含め次の 20 名の閣内大臣により構成されている。（「閣僚名簿」参照）

図表１－４－１　「閣僚名簿」　（出所：内閣 Website）

首相兼財務相 Prime Minister and Minister of Finance リー・シェンロン LEE Hsien Loong （第三代首相：在任2004～　）	
上級相 Senior Minister, Prime Minister's Office ゴー・チョクトン GOH Chok Tong （第二代首相：在任1990年～2004年）	
顧問相 Minister Mentor, Prime Minister's Office リー・クアンユー LEE Kuan Yew （初代首相：在任1965年～1990年、自治州首相は1959年～）	
副首相兼治安・国防調整相 Deputy Prime Minister and Co-ordinating Minister for Security and Defence, Prime Minister's Office トニー・タン Tony TAN Keng Yam	
副首相兼法相 Deputy Prime Minister and Minister for Law S.ジャヤクマール S.JAYAKUMAR	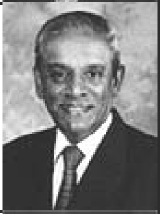
内務相 Minister for Home Affairs ウオン・カンセン WONG Kan Seng	

運輸相 Minister for Transport ヨー・チョートン YEO Cheow Tong	
外務相 Minister for Foreign Affairs ジョージ・ヨー Goerge Yong-Boon YEO	
情報通信芸術相 Minister for Information, Communications and the Arts リー・ブーンヤン LEE Boon Yang	
国家開発相 Minister for National Development マー・ボータン MAH Bow Tan	
通産相 Minister for Trade and Industry リム・フンキャン LIM Hng Kiang	
首相府相 Minister, Prime Minister's Office リム・ブーンヘン LIM Boon Heng	
国防相 Minister for Defence テオ・チーヒエン TEO Chee Hean	
首相府相兼第二国家開発相 Minister, Prime Minister's Office and Second Ministerfor National Development リム・スィセイ LIM Swee Say	
環境・水資源省相兼ムスリム担当相 Minister for the Environment and Water Resources,and Minister-in-charge of Muslim Affairs ヤコブ・イブラヒム YAACOB Ibrahim	

保健相 Minister for Health コー・ブンワン KHAW Boon Wan	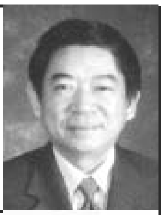
教育相 Minister for Education タルマン・シャンムガラトナム Tharman SHANMUGARATNAM	
人的資源相兼第二教育相 Minister for Manpower and Second Minister for Education ンー・エンヘン NG Eng Hen	
社会開発青年スポーツ相兼第二通産相 Minister for Community Development, Youth and Sports, & Second Minister for Trade and Industry ビビアン・バラクリシュナン Vivian BALAKRISHNAN	
首相府相兼第二財務相兼第二外務相 Minister, Prime Minister's Office, Second Minister for Finance, and Second Minister for Foreign Affairs レイモンド・リム Raymond LIM Siang Keat	

２　行政組織の概要

１府 14 省からなる。このほか法定機関とよばれる組織が約 60 ある（図表１－４－３「行政組織」参照）。法定機関は、法律に基づき設立された政府関連機関で、その機能、業務範囲、権限なども法律で定められている。法定機関は、監督省庁の管下にあり、監督省庁を通して国会に責任を持つ。行政機関と異なり、管理、財務面でより大きな自主性を持っており、その管下に子会社や関係会社を持つこともできる。2001 年 12 月現在、法定機関を含む公的部門職員数は約 120,300 人で、そのうち各省に勤務する公務員は約 61,040 人である（いずれも軍を除く）。法定機関職員は公務員ではない。

図表１－４－２　「省庁組織の一例」

大臣	Minister
副大臣	2^{nd} Minister
国務大臣	Minister of State
政務次官	Parliamentary Secretary
事務次官	Permanent Secretary
事務官	Public service officers

≪事務次官について≫

首相の助言により大統領から任命される最高位にいる上級公務員で、各省の大臣を助け、財務省や首相府の指針に従い、省の円滑な運営に対して責任をもつ。

国会議事堂

図表１－４－３　「行政機構」

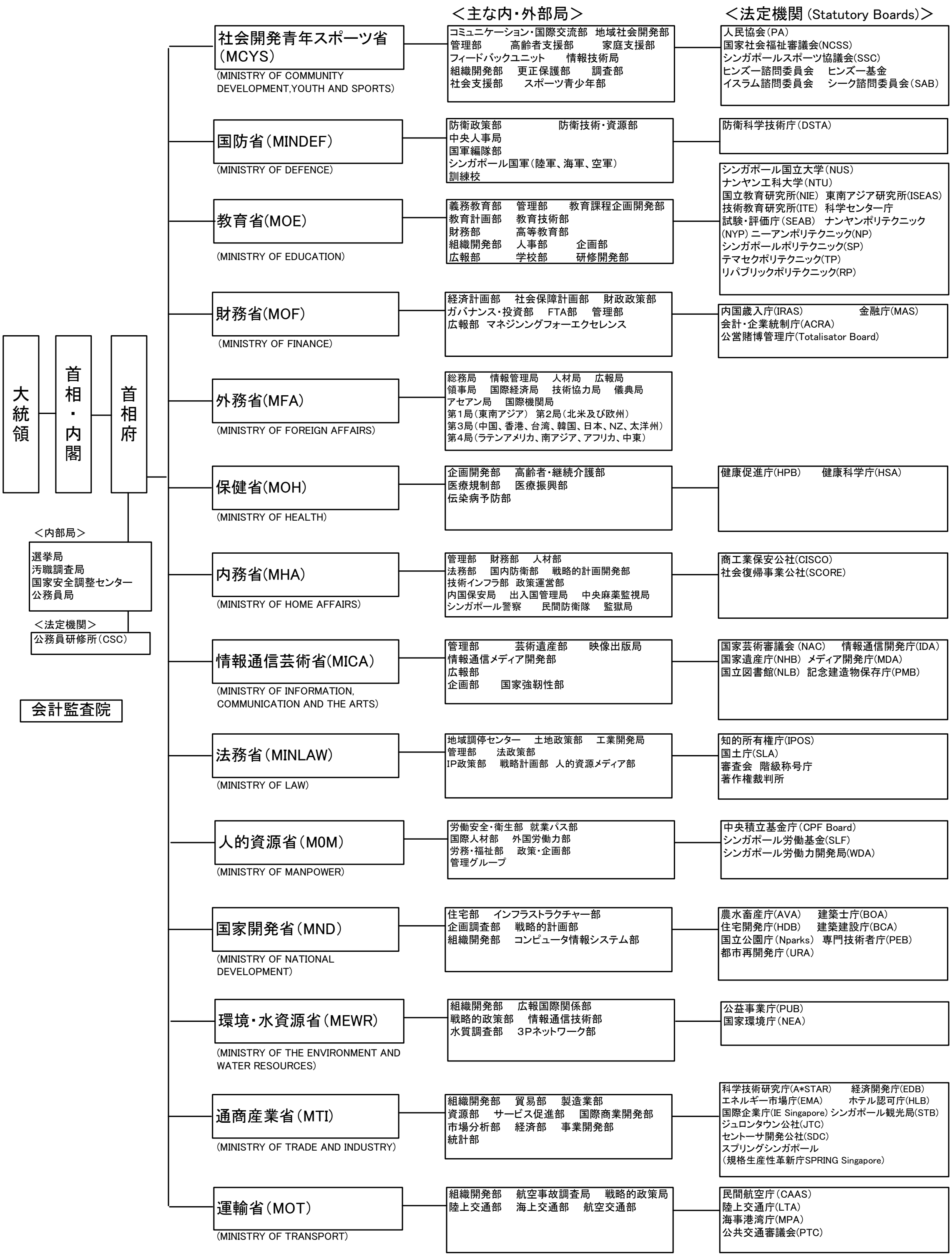

＜主な内・外部局＞
＜法定機関 (Statutory Boards)＞
大統領
首相・内閣
首相府
＜内部局＞
選挙局
汚職調査局
国家安全調整センター
公務員局
＜法定機関＞
公務員研修所(CSC)
会計監査院
社会開発青年スポーツ省(MCYS)
(MINISTRY OF COMMUNITY DEVELOPMENT,YOUTH AND SPORTS)
コミュニケーション・国際交流部　地域社会開発部
管理部　高齢者支援部　家庭支援部
フィードバックユニット　情報技術局
組織開発部　更正保護部　調査部
社会支援部　スポーツ青少年部
人民協会(PA)
国家社会福祉審議会(NCSS)
シンガポールスポーツ協議会(SSC)
ヒンズー諮問委員会　ヒンズー基金
イスラム諮問委員会　シーク諮問委員会(SAB)
国防省(MINDEF)
(MINISTRY OF DEFENCE)
防衛政策部　防衛技術・資源部
中央人事局
国軍編隊部
シンガポール国軍(陸軍、海軍、空軍)
訓練校
防衛科学技術庁(DSTA)
教育省(MOE)
(MINISTRY OF EDUCATION)
義務教育部　管理部　教育課程企画開発部
教育計画部　教育技術部
財務部　高等教育部
組織開発部　人事部　企画部
広報部　学校部　研修開発部
シンガポール国立大学(NUS)
ナンヤンエ科大学(NTU)
国立教育研究所(NIE)　東南アジア研究所(ISEAS)
技術教育研究所(ITE)　科学センター庁
試験・評価庁(SEAB)　ナンヤンポリテクニック
(NYP) ニーアンポリテクニック(NP)
シンガポールポリテクニック(SP)
テマセクポリテクニック(TP)
リパブリックポリテクニック(RP)
財務省(MOF)
(MINISTRY OF FINANCE)
経済計画部　社会保障計画部　財政政策部
ガバナンス・投資部　FTA部　管理部
広報部　マネジンングフォーエクセレンス
内国歳入庁(IRAS)　金融庁(MAS)
会計・企業統制庁(ACRA)
公営賭博管理庁(Totalisator Board)
外務省(MFA)
(MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS)
総務局　情報管理局　人材局　広報局
領事局　国際経済局　技術協力局　儀典局
アセアン局　国際機関局
第1局(東南アジア)　第2局(北米及び欧州)
第3局(中国、香港、台湾、韓国、日本、NZ、太洋州)
第4局(ラテンアメリカ、南アジア、アフリカ、中東)
保健省(MOH)
(MINISTRY OF HEALTH)
企画開発部　高齢者・継続介護部
医療規制部　医療振興部
伝染病予防部
健康促進庁(HPB)　健康科学庁(HSA)
内務省(MHA)
(MINISTRY OF HOME AFFAIRS)
管理部　財務部　人材部
法務部　国内防衛部　戦略的計画開発部
技術インフラ部　政策運営部
内国保安局　出入国管理局　中央麻薬監視局
シンガポール警察　民間防衛隊　監獄局
商工業保安公社(CISCO)
社会復帰事業公社(SCORE)
情報通信芸術省(MICA)
(MINISTRY OF INFORMATION, COMMUNICATION AND THE ARTS)
管理部　芸術遺産部　映像出版局
情報通信メディア開発部
広報部
企画部　国家強靱性部
国家芸術審議会 (NAC)　情報通信開発庁(IDA)
国家遺産庁(NHB)　メディア開発庁(MDA)
国立図書館(NLB)　記念建造物保存庁(PMB)
法務省(MINLAW)
(MINISTRY OF LAW)
地域調停センター　土地政策部　工業開発局
管理部　法政策部
IP政策部　戦略計画部　人的資源メディア部
知的所有権庁(IPOS)
国土庁(SLA)
審査会　階級称号庁
著作権裁判所
人的資源省(M0M)
(MINISTRY OF MANPOWER)
労働安全・衛生部　就業パス部
国際人材部　外国労働力部
労務・福祉部　政策・企画部
管理グループ
中央積立基金庁(CPF Board)
シンガポール労働基金(SLF)
シンガポール労働力開発局(WDA)
国家開発省(MND)
(MINISTRY OF NATIONAL DEVELOPMENT)
住宅部　インフラストラクチャー部
企画調査部　戦略的計画部
組織開発部　コンピュータ情報システム部
農水畜産庁(AVA)　建築士庁(BOA)
住宅開発庁(HDB)　建築建設庁(BCA)
国立公園庁(Nparks)　専門技術者庁(PEB)
都市再開発庁(URA)
環境・水資源省(MEWR)
(MINISTRY OF THE ENVIRONMENT AND WATER RESOURCES)
組織開発部　広報国際関係部
戦略的政策部　情報通信技術部
水質調査部　3Pネットワーク部
公益事業庁(PUB)
国家環境庁(NEA)
通商産業省(MTI)
(MINISTRY OF TRADE AND INDUSTRY)
組織開発部　貿易部　製造業部
資源部　サービス促進部　国際商業開発部
市場分析部　経済部　事業開発部
統計部
科学技術研究庁(A*STAR)　経済開発庁(EDB)
エネルギー市場庁(EMA)　ホテル認可庁(HLB)
国際企業庁(IE Singapore) シンガポール観光局(STB)
ジュロンタウン公社(JTC)
セントーサ開発公社(SDC)
スプリングシンガポール
(規格生産性革新庁SPRING Singapore)
運輸省(MOT)
(MINISTRY OF TRANSPORT)
組織開発部　航空事故調査局　戦略的政策局
陸上交通部　海上交通部　航空交通部
民間航空庁(CAAS)
陸上交通庁(LTA)
海事港湾庁(MPA)
公共交通審議会(PTC)

第５節　主要政策

１　シンガポールの基本的政策

シンガポールの経済的繁栄は、1965 年のマレーシアからの分離独立以降、わずか数十年の間に築かれたものである。天然資源をほとんど持たず、国内だけで自立できるのに十分な市場もなく、さらには食糧や水すらも外国に頼らざるを得なかったこの国が、先進国の仲間入りを果たすことができた理由は何か。それは、外資導入を国策の根幹に据えた政府による強力な国家づくりであった。

シンガポールはこれまで、空港、港湾、電力、工業用地や通信網といった産業インフラを整備するとともに、緑あふれる都市環境を実現し、「クリーン＆グリーン・シティ」をスローガンとする清潔で安全な街づくりに努めてきた。また、多様な民族で構成される国民の民族融和策の一環として学校教育を通じた英語社会化政策を実施し、世界の標準的言語である英語を国民に習得させることで、外国企業が抵抗なく投資できる言語環境を整え、国際ビジネスセンターとして発展していくための土壌を作り上げた。

主要な政策を実施する際には、長期計画を策定して目指すべき方向性を明確に打ち出し、広く周知を図るとともに、5 年 10 年といった長い期間でその具体化を図る手法を取っている。長期安定政権が続いていることで実現が可能となっている側面もあるが、長期的視点に立って理想とする国づくりを進める手法は特筆すべき点である。

今やこれらの手法による諸政策が実り、緑豊かな近代都市で多民族が共存して繁栄を謳歌できるまでになった。詳細は本書の各政策の章に詳しく記述しているが、これまでの主要な政策の変遷と現在の主要政策を以下のとおり紹介する。

２　主要政策の変遷

（１）リー･クワンユー首相時代（1959 年[1]～1990 年）からの主な政策

①国家独立当初からの経済対策

1959 年、シンガポール自治州となって以来、資源も資本蓄積も無い国がなすべき課題は山積していた。1965 年の独立直後には、イギリスが駐留軍の引き上げを発表したが、これは基地関連産業や基地関係者の雇用を通じてＧＮＰの 20％を占めていた駐留軍の関連所得の縮小を意味するものでもあった。こうした状況の中で、自立した経済体制の創出が最大の課題となったが、自国企業の成長のみによる自立は、望めるものではなかった。そこで、シンガポールは、海外から投資を呼び込み、経済活性化を図る政策を推進することにした。海外からの企業誘致や投資を促進するためには、シンガポールが海外投資家にとって魅力的な投資対象地域であることを明確に打ち出す必要があった。そのため、進出企業に対しては、租税の優遇、工業用地の提供を行なう一方、労働争議の

---

[1] 1959 年、英国より自治権を獲得、シンガポール自治州となる。1963 年マレーシア連邦成立に伴い、その一州として参加。1965 年マレーシアより分離、シンガポール共和国として独立。1959 年より 1990 年までリー・クワンユー氏が継続して首相として在任。

減少を図るための労使関係の規制など様々な政策を実施してきた。また、海外からの直接投資の受入れを促進するため、1961 年には「経済開発庁（EDB：Economic Development Board）」が設立された。同庁は、海外企業進出の際に必要な各種申請が一つの窓口で可能となる「ワン・ストップ・サービス」の提供を行うなど、海外からの投資窓口として機能し、現在に至るまでシンガポールの経済発展の中心的役割を果たしてきている。

②英語・実学教育の推進

シンガポールの成功を支える要素の１つとして､教育システムをあげることができる。多民族国家であるシンガポールは、公用語を４つ定める[2]と同時に英語を行政・ビジネス用語とし、英語による教育を原則[3]とした。このため、多くの国民が国際ビジネス標準となっている英語を使用することができ、小さな自国経済だけではなく、世界を相手にビジネスをすることが可能になった。また、教育過程全体を通じて実学（語学・数学・自然科学）が重視され、社会に出た後の実践・応用を前提としたものになっている。これは、企業にとっては即戦力となる人材の確保を容易にするものである。最近では、生物科学に重点を置いた教育過程を推進しており､10 年後の生物科学分野における人材の育成に力を注いでいる。

③団地国家としての住宅対策

国民の 84％が、住宅開発庁（HDB：Housing Development Board）の建設した公共住宅に住んでおり、一戸建て住宅、コンドミニアム等に居住する国民を含め、92％の国民が住宅を所有している。これは、リー首相が「すべての家族が持ち家に住めれば国がより安定するだろうとの確信を持っていた」[4]と述べているとおり、国民が自らの家を持つことにより、それを守るために国を守り発展させいく意識を高めるための政策であった。1963 年９月、住宅開発庁は『持ち家計画』を発表し、新規住宅の整備を強力に推し進めた。近年は新規住宅の建設に加え、旧住宅の建替えも進めている。より高層化した住宅の建設を行なうことで収容率を上げるとともに、一戸あたりの面積を広げ、より快適な公共住宅環境の整備を行っている。

④「トロピカル・ガーデン・シティ」の創出

シンガポールを訪れる多くの人が、清潔で緑の多い国であると感じるが、この環境づくりも建国当初から進められた政策の一つである。これは、当時、経済的には後進国でありながら、緑化及び環境水準に関しては世界一流となることを目指し、海外からの訪問者に安全で清潔な「トロピカル・ガーデン・シティ」として認知させ、海外からの投資や観光客を呼び込むことを目的としたものであった。具体的には、「クリーン&グリーン」運動として政策が推進されたが、この運動では、緑を植えゴミを拾うといった物質的な側面での改善だけでなく国民の意識の改善に多くの時間と労力が費やされた。70 年代には街全体が緑で覆われるようになり、現在も着実に緑化が進められている。

---

2 公用語はマレー語、英語、中国語、タミール語の４つである。

3 授業は原則として英語で行なわれると同時に各民族の母語での教育も小学校１年生から実施されている。

4 リー・クワンユー著「リー・クワンユー回顧録〔下〕」日本経済新聞社（2000 年）９０頁より抜粋

（２）ゴー・チョクトン首相時代（1990 年～2004 年）の主な政策

①　新たな国家像の模索

建国以来 30 余年の長きにわたり首相を務めたリー氏の後継者、はゴー・チョクトン首相である。リー元首相の手腕により発展を遂げてきた国を維持し、さらに発展させ続けることが、ゴー首相に課された大きな課題であった。また、経済的発展を遂げたことにより、海外へ留学する若者達の増加や、海外経験を持つ優秀な若者の国外流出、経済優先の姿勢による社会的規範の欠如など、先進国病とも言える状況にも直面しなければならなかった。

そのため、ゴー首相は、就任にあたり今後のシンガポールのあるべき姿を示すため「ネクスト･ラップ－2000 年のシンガポール－」を発表した。これには、質の高い住環境の整備や、余暇活動の充実といった生活水準向上の観点からの政策や、次世代への投資を含めた「シンガポールをアセアン地域の主要なビジネスセンター」として維持していくための指針、さらには、産業用地の確保、交通・通信基盤の整備、発電所や下水処理場等の確保等の計画が盛り込まれており、20 年から 30 年間にわたるシンガポール発展のためのガイドラインが示されている。

②　人材確保政策

シンガポールは、1997 年８月に人材受入拡大策（Draw Foreign Talent）を発表した。これには、自国の少ない人口による人材不足を補うために、今後、世界中からあらゆる分野において優れた人材を集め、国家発展に寄与する優秀な頭脳の育成・集積を図り、シンガポールの一層のコスモポリタン化を進めていくことが示されている。このような政策が生まれてくる背景には、この国が移民社会に端を発しており、現在も様々な人や文化が行き来する国際都市国家であるという現実がある。具体策として、入国管理の規制緩和、外国人向け情報センター（コンタクト・シンガポール）の設立、就業許可証の発行簡素化や、外国人専門職の就労分野の拡大、留学生枠の一層の拡大といった措置を実施している。但し、これらの恩恵は、あくまでも能力主義のシンガポールらしく、シンガポールの発展に貢献できる有能な人物のみを対象にしている。

③　『21』政策の推進

ゴー首相も、時代に適応した長期にわたる政策を次々に提唱して政府の目指す方向を明確にすることにより、国づくりをリードしたのはリー元首相と同様であるが、その手法においては、よりオープンに、より衆知を集めるという手法を採用した。

３　主要政策の概要

（１）経済再生委員会

ゴー首相が経済再生委員会（Economic Review Committee：ERC、以下「ERC」という。）の設立を宣言したのは 2001 年 10 月である。当時、シンガポールは 1997 年のアジア経済危機の影響から脱し切れておらず、さらにアメリカ同時多発テロや中国経済の台頭などのグローバル環境の変化による余波を受け、独立以来最悪の不況に陥っていた。ERC は

こうした状況を打破し、シンガポールの経済構造の再編と長期的な戦略の策定を目的としたものであり、同年12月にリー・シェンロン副首相兼財務相を委員長として正式に設置された。

ERCは官民混成の委員から成っており、トニー・タン副首相兼防衛相、ジョージ・ヨー通商産業相等の閣僚を含む政府・行政関連機関・政府系企業の幹部が多数参加した。また、民間からも様々な業種の企業や団体の幹部が委員に任命されており、外国人の委員も多い。

政府のERCに対する委任事項は以下の7つである。

①経済政策の見直し
②起業家精神の奨励
③人的資源の強化
④製造業部門の向上
⑤サービス産業の振興
⑥国内企業の生産性の向上
⑦経済構造の再編に伴う国民への影響の評価

上記の委任事項は各担当小委員会で討議が進められ、最終的に「新たな課題、新たな目標 - 活発なグローバル都市を目指して（New Challenge, Fresh Goals Towards a Dynamic City）」と題して、2003年から2018年を対象期間とする政策提言レポートがまとめられ、2003年2月に発表された。

シンガポール政府は、レポートの全ての提言を承認し、現在この提言に従って政策、制度の変更、強化、または新たな実施が進められている。

（２）情報化推進政策

1999年12月、政府は情報・通信分野の開発・促進と監督業務の一元化のため、情報化政策を管轄する国家コンピューター庁（National Computer Board : NCB）と通信事業を管轄する通信庁（Telecommunication Authority of Singapore : TAS）を合併し、新たに情報通信開発庁（Infocomm Development Authority of Singapore : IDA、以下「IDA」という。）を設立した。合併により発足したIDAは、2000年12月に新たな情報化基本計画「Infocomm21（インフォコム21)」を発表した。

Infocomm21は「2005年までにシンガポールを活気ある世界の情報通信技術のハブとする」ことを目標とし、2002年までの行政サービスの大部分のオンライン化、教育カリキュラムの30%へのITの導入、2003年までの商取引の半分を電子化といった具体的な数値目標を設定した。

また、Infocomm21は、情報技術の進展や環境の変化に応じて随時内容を見直すとしており、環境変化のスピードを考慮して計画に柔軟性を持たせている。

なお、この計画は策定当初は計画期間を 10 年と想定していたが、状況変化への対応を迅速にするため、最終発表では2005年までの５年計画に変更された。

2003年４月には、Infocomm21に状況変化を踏まえた調整を加えたものとして情報化推進プラン「Connected Singapore（コネクティッドシンガポール)」が発表された。

Connected Singapore では、Infocomm21 と同様、情報化の推進は、あくまで民間部門が中心となるもので、IDA の役割は情報化推進のまとめ役及び調整役であるとしており、この点における政府の基本的姿勢に変更はない。その一方で、デザインや芸術といった分野を戦略的推進分野として位置づけるなど、Infocomm21 にはなかった新たなコンセプトが加えられている。

グローバル化による国際競争が激しい昨今、政府は情報化により国際競争力を高め、近隣地域や世界における同国の地位を確固たるものとすることを目指している。

（3）観光政策

観光政策の骨格となっているのが、1994 年に打ち出された「Tourism Unlimited（ツーリズム・アンリミテッド）」構想である。この構想を実施計画化したものとして、1996 年７月に向こう 10 年間の観光促進計画「Tourism 21（国家観光計画）」が発表された。この計画は、シンガポールを観光都市へと変革させ、観光拠点としての役割を果たすためのガイドラインを提供している。具体的な目標は、2005 年までに旅行者 1 千万人の誘致を達成し、観光収入を 160 億シンガポールドル以上獲得することである。

さらに、シンガポール観光局（Singapore Tourism Board：STB）は、2004 年３月から観光客誘致キャンペーン「Uniquely Singapore（ユニークリーシンガポール）」を開始した。「Uniquely Singapore」は伝統文化と近代的な社会の融合といったシンガポールの独自性をアピールし、他の観光地との差別化を図るブランド戦略である。国内外におけるメディアを通じた新ブランドの周知活動、一般市民による「観光大使」プログラム、旅行業界と協力したパッケージ商品の開発などが予定されている。

（4）One-North（ワン・ノース）

シンガポール政府は、MRT 東西線ブオナビスタ駅南側の約 200ha のエリアを、学術研究都市として開発している。生命科学や情報通信技術の研究施設をはじめ、オフィスビル、住宅、ショッピングやアミューズメント施設を一体的に整備するもので、2001 年から３期 20 年をかけて事業を行う予定であり、通商産業省（Ministry of Trade and Industry：MTI）の法定機関であるジュロンタウン公社（JTC Corporation：JTC）が開発を行っている。

周辺には、サイエンスパーク（Singapore Science Park）やシンガポール国立大学等、多くの教育・研究機関があり、新たな産業創出にふさわしい環境である。なお、One-North という名は、新しさや先導性を連想させる名称であるとともに、シンガポールが北緯１度に位置することも表している。

具体的には、以下のような施設を整備済または整備中である。

① バイオポリス（Biopolis）

この施設では、生物医学（Biomedicine）の研究開発活動に必要な機能が集約されており、新薬の開発や医療機器の研究も行われている。現在オープンしている第１期整備分は７棟のビルで構成されており、政府系研究機関や製薬・生物工学（Biotechnology）に関する企業が入居している。

② フュージョンポリス（Fusionpolis）

世界レベルの情報通信技術の集積施設として、2005 年の第１期工事完成に向けて現在整備中である。マルチメディア業界の産学プロジェクトの促進を目指し、大学、研究機関や企業の入居が予定されている。共用の会議室や講堂、スタジオが設けられるとともに、住居や娯楽施設も一体的に整備される予定である。

なお、第１期で整備される中心施設の設計デザインは、日本の著名な建築家である黒川紀章氏によるものである。

③ フェイズ ゼロ（Phase Z.Ro）

オレンジ色の斬新なデザインのインキュベーション（起業支援）施設である。27 ㎡・54 ㎡・108 ㎡の３タイプの部屋が 60 室あり、ブロードバンド環境やワイヤレスネットワークといった設備に加え、必要な機器の調達もジュロンタウン公社が行うため、入居企業はビジネスに集中することができる。入居申込の要件には、設立後３年以内、年間売上が 100 万 S$（約 6,500 万円）以下といったものがあり、情報技術やソフト開発などの企業が主に入居している。

国内外のバイオ関連企業や研究機関が入居するバイオポリス

（５）Singapore Medicine（シンガポール医療）キャンペーン

シンガポールでは、保健医療産業も経済発展の重要な一翼を担う産業としてその育成が図られている。そのような中、2003 年 10 月シンガポール保健省（Ministry of Health : MOH）が中心となり、周辺諸国における医療ハブとしての地位を確固とするため「Singapore Medicine（シンガポール医療）」キャンペーンをスタートさせた。このキャンペーンは国家をあげての取り組みであり、経済開発庁（Economic Development Board :

EDB)、シンガポール観光局(Singapore Tourism Board:STB)、国際企業庁(International Enterprise Singapore：IE Singapore) も同キャンペーンに共同で取り組んでいる。

このキャンペーンでの保健省以外の各省庁の役割は

○経済開発庁：医療関係企業のシンガポールへの投資を促進し、シンガポールのヘルスケア産業の能力向上を図る。

○シンガポール観光局：観光と医療をセットにしたパッケージ開発を旅行代理店や医療機関とともに行うこと、また海外へ向けての広報活動を行う。

○国際企業庁：国内の医療関係産業の成長、発展、さらには医療関連産業の海外への進出を図ることにある。

シンガポール・メディスンキャンペーンの最終目標は、2012 年までに外国人患者の受け入れを現在の年間 20 万人から 100 万人に増やし、医療産業を GDP１％（26 億 S$）産業に成長させることにある。

４　今後の課題

個別政策の課題は、この後のそれぞれの章に記述するので、ここでは今後の国としての基本的な課題について述べる。

2004 年８月に発足したリー・シェンロン政権での省庁改編で、環境省が環境・水資源省に、社会開発スポーツ省が社会開発青年スポーツ省に改められた。水資源管理の管理と青少年対策を重要課題として取り組む姿勢があらわれている。

また、2004 年８月 22 日、リー・シェンロン首相がナショナルデーラリー（独立記念集会）で行った演説では、５つの優先課題が示された。

第１に諸外国との連携強化、第２に経済再構築、第３に高齢者への配慮及び若い世代の政治への参加、第４に教育、第５が少子化対策である。

演説では、少子高齢化の急速な進展を踏まえ、公務員の週休２日制導入や出産休暇の延長など、子供を産みやすい環境整備に向けた少子化対策が発表された。

５　参考情報

（１）視察先の例

シンガポールの長期計画の中で特に具体的で代表的なものとしては、以下の場所がある。

一つは、都市再開発庁のギャラリーで、現在及び将来のシンガポールの都市開発状況を模型で紹介し、立体的にシンガポールの都市開発について知ることができる。また、シンガポールの戦後の歴史を見ることの出来る施設としてシンガポール・ヒストリー・ミュージアムがある。その他の個別の政策・計画にかかる視察先については、各章に記載しているので参照されたい。

・都市再開発庁（ＵＲＡ：Urban Redevelopment Authority）
　シティギャラリー
　住所：45 Maxwell Road, The URA Centre,Singapore 069118
　電話：(65) 6321 - 8321

・シンガポール･ヒストリー･ミュージアム（Singapore History Museum）
住所：93 Stanford Road, Singapore 178897
（2004 年 11 月現在工事中でリバーサイドポイントに一時移転している）
移転先住所：30 Merchant Road #03-09/17 Riverside Point
電話：(65)6332-5642

シティギャラリー

（２）参考文献及び Website

＜参考文献＞

- シンガポール経済開発庁「ネクスト・ラップー2000 年のシンガポールー」（1991 年）（日本語版）
- リー・クワンユー「リー・クワンユー回顧録〔上、下〕」日本経済新聞社（2000 年）
- 杉谷滋編「シンガポール　清廉な政府・巧妙な政策」お茶の水書房（2000 年）
- 糸井誉史「シンガポール　多文化社会を目指す都市国家」三修社（2000 年）
- 竹下秀邦「シンガポール　リー・クワンユウの時代」アジア経済研究所（1995 年）
- 大阪市立大学経済研究所監修「アジアの大都市[３] クアラルンプル／シンガポール」日本評論社（2000 年）
- Singapore 21 Committee c/o Prime Minister's Office, *"Singapore 21"*, 1999
- Ministry of Manpower, *"Manpower 21 Vision of a Talent Capital"*, 1999
- Ministry of Manpower, *"Construction 21"*, 1999
- Ministry of Defense, *"Defending Singapore in the 21st Century"*, 2000
- Ministry of Information and The Arts, *"Singapore 2000"*, 2000

・Ministry of Information and The Arts, *“Singapore facts and pictures 2000”*, 2000
・Ministry of Information and The Arts, *“Singapore Government Directory January 2001”*, 2001

＜Website＞

シンガポール政府　http://www.gov.sg
シンガポール政府・首相府　http://www.pmo.gov.sg
シンガポール政府・人的資源省　http://www.mom.gov.sg/
シンガポール政府・観光局　http://www.stb.com.sg/
One-North　http://www.one-north.com/index.asp
都市開発庁　http://www.ura.gov.sg/
国家遺産庁　http://www.nhb.gov.sg/MCC

第６節　日本との関係

１　外交政策の基本的視点

シンガポール政府の外交政策は、シンガポールが国家として独立するまでの歴史的経緯・背景及びシンガポールという国家の脆弱さ（資源の無さ、狭い国土、多民族国家など）を踏まえたものとなっている。そして、常に国内の経済・国家開発政策と表裏一体のものとして形成されている。

具体的には、アセアンの連帯を意識しつつ、同地域内の政治・経済的安定を図るために超大国間のパワー・バランスの維持を常に重視し、世界貿易機関（WTO）等の多国間による枠組み、また自由貿易協定による二国間、限定的な地域による枠組みの手法を駆使し、多角的自由貿易体制を強化していくことにより、世界経済との繋がりを意識したものとなっている。

また、政府は、「第２章第７節　公務員制度」で述べるとおり、清廉かつ優秀な職員で形成されており、特に政府高官は、海外留学経験などから幅広い人脈を持ち、広大な華人のネットワークとあわせて、外交上の強みとなっている。

２ 日本との関係

（１）シンガポールと日本の歴史

シンガポールと日本の交流は、明治初期頃から始まり、商人の進出や貿易の拡大などの結果、日本人街を形成するまでになり、現在も日本との歴史的繋がりを示すように日本人墓地公園がある。第一次世界大戦中には、日本の対華 21 ヵ条の要求などにより、シンガポールでも反日感情が強まった。第二次世界大戦時には、1942 年２月から日本軍の占領が始まり、シンガポールを「昭南島」と改称したが、日本の無条件降伏を経て、再びイギリスの統治下に置かれることとなった。

その後 1965 年の独立を経て 1970 年代後半以降は、日本の成功に学ぼうとの意識が高まり、広範囲な分野で交流が行われてきた。近年、日本とシンガポールの間では、要人往来も活発化しており、2002 年１月には日本として初めての包括的経済連携協定となるJSEPA（日本・シンガポール新時代経済連携協定）を両国間で締結し、2002 年 11 月に正式発行している。なお、JSEPA については、後段で詳述する。

（２）貿易関係

我が国はシンガポールの重要な貿易パートナーであり、2003 年のシンガポールの対日本輸出入総額は対前年比 3.8%増の約 437 億 S$で、国別でマレーシア、米国に次ぎ第３位。シンガポールの日本からの同年の輸入は対前年比 2.8%増の約 268 億 S$となっているが、シンガポールの日本への輸出は対前年比 5.5%増の約 169 億 S$と、引き続きシンガポール側の大幅赤字の状況となっている。（図表１－６－１「貿易額の推移」参照）。なお、シンガポールの中国本土との輸出入総額は近年 30%以上の増で推移しており、今後日本の地位は相対的に低下することも予想される。

主要対日貿易品目

輸出：機械機器、揮発油等石油製品

輸入：半導体等電子部品、事務用機械

図表１－６－１「貿易額の推移」（百万S$）

内　容	2000年	2001年	2002年	2003年
日本の輸出	39,955	28,794	26,080	26,808
日本の輸入	17,949	16,712	15,990	16,875
総　額	57,904	45,506	42,070	43,683
日本から見た収支	＋22,006	＋12,082	＋10,090	＋9,933

（出所：シンガポール国際企業庁（IE シンガポール））

（３）投資関係

2003 年の我が国からの製造業投資は、対前年比 23.8％減の 13.5 億 S$であった。ここ数年、我が国からの製造業投資額は絶対額、シェアとも低下しており、米国、欧州に大きく引き離されている。（図表１－６－２「投資額の推移」参照）

図表１－６－２「投資額の推移」（百万S$）

内　容	2001年	2002年	2003年	2004年
海外からの投資総額	6,609	7,039	6,271	2,178
米　国	3,192	2,432	2,422	874.2
日　本	1,340	1,778	1,355	292.7
欧　州	1,913	2,123	2,255	912.4

（出所：シンガポール経済開発庁（EDB））

注：2004 年は１月から６月の統計

（４）シンガポール在留法人数

23,063 名

（2004 年 10 月現在。在シンガポール日本国大使館への在留届出数）

（５）在日シンガポール人数

2,161 名（2004 年。外国人登録数）

（６）日本との文化的交流

シンガポールの街では、回転寿司をはじめ多くの日本食の店を見かけることができ、日本食が広く親しまれている。また日本の歌謡曲を耳にする機会も多い。シンガポール国立大学には日本研究学科(http://www.fas.nus.edu.sg/jap/)があり、その Website によると、1979 年リー・クアンユー首相（当時）が提唱し、1981 年に正式に同学科が設立されるに至っている。また、中学校では出身民族の固有言語、英語の他、第三外国語を学習できるが、日本語を選択する学生が最も多い。

シンガポールは多民族国家のため、シンガポール固有の文化の育成にも力を入れており、人民協会は、チンゲイパレードと呼ばれるナショナルパレードを毎年主催している。これ

は 1973 年から始まったもので、当初中国系シンガポール人の旧正月を祝う催事であったが、近年はマレー系、インド系の民族舞踊をはじめ、外国から参加団体を招待するなど、年々海外からの参加団体が増え、規模も拡大してきている。日本からも各地の伝統芸能団体が多数参加している（図表１－６－３「チンゲイパレードへの日本からの参加実績」参照)。

またホビーフェアと呼ばれるイベントも人民協会は主催しているが、この中でも日本から講師を呼ぶなど日本食の講習会や日本各地の工芸品等の日本文化・芸術の紹介も行われている。

図表１－６－３「チンゲイパレードへの日本からの参加実績」

	参加支援団体	参加内容
1990 年	大阪市	だんじり
1992 年	宮城県桃生町	はねこ踊り
	愛知県南知多町	鯛祭り
	大阪市	一輪車（小学生）
1993 年	愛媛県新居浜市	太鼓台
	鹿児島県蒲生町	てこ坊主（和太鼓）
	石川県加賀市	ぐず焼き祭り
	大阪府	一輪車（小学生）・バトンワトリング
1994 年	沖縄県沖縄市	琉球国祭り太鼓
	大阪市	ふとん太鼓・バトンワトリング
	福岡市	博多どんたく
	徳島県	阿波踊り
1995 年	鹿児島県末吉町	鬼神「童」太鼓
	大阪市	まくら太鼓・バトンワトリング
1996 年	岩手県	さんさ踊り
	函館市	いか踊り
1997 年	石川県金沢市	加賀とび（はしご登り）
	鹿児島県	舞踊グループ「ＴＥＮ」
	大阪府	マーチングバンド
1998 年	三重県	伊賀忍者
	高知県	よさこい
	大阪市	鶴橋若中会（獅子舞）
1999 年	鹿児島県	女子高生マーチングバンド
	沖縄県	沖縄エイサー太鼓
2001 年	北海道	ＹＯＳＡＫＯＩソーラン
	鹿児島県	霧島九面太鼓
2002 年	北海道	ＹＯＳＡＫＯＩソーラン
	岡山県	Jazz Dance & 太鼓
2003 年	鹿児島県	山田和子 Jazz Dance Team
	大阪府・大阪市	地車囃子（だんじりばやし）
2004 年	北海道	よさこいソーランダンス
	大阪市	南京玉簾

（７）シンガポールにおける地方公共団体事務所の設置状況及び活動状況

シンガポールにおける地方公共団体事務所は、主として産業振興を主な業務としている。各事務所とも、地方公共団体における所管部局は、商工あるいは経済関係部局、またはその関連外郭団体となっており、各地方公共団体における産業振興施策のシンガポール及び東南アジア拠点として活動している。シンガポールの地方公共団体事務所は下記の図表１－６－４「在シンガポール地方公共団体事務所一覧」のとおり。

図表１－６－４「在シンガポール地方公共団体事務所一覧」

	事務所名	開設年月
1	神奈川県ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ駐在員 Representative of Kanagawa Prefectural Government	1978 年 12 月
2	（社）大阪国際ﾋﾞｼﾞﾈｽ振興協会（IBO）ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ事務所 International Business Organization of Osaka, Osaka Prefectural Government Singapore Representative Office	1982 年 4 月
3	静岡県ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ駐在員 Representative of Shizuoka Prefectural Government	1988 年 7 月
4	大阪市ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ事務所 The City of Osaka(Osaka City Government) Singapore Representative Office	1989 年 10 月
5	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ広島事務所 Hiroshima Representative Office in Singapore	1991 年 8 月
6	高知県ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ事務所 Kochi Representative Office in Singapore	1996 年 6 月
7	北海道、青森県、岩手県、秋田県ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ事務所 Hokkaido 、Aomori 、Iwate 、Akita Government Singapore Representative Office	2003 年 9 月

注）北海道ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ事務所は､1997 年２月に設置されているが､2003 年９月に青森県、岩手県及び秋田県との共同事務所となっている。

運営形態としては、次の５つに分けられる。①地方公共団体が設置し、かつ運営をしているもの、②地方公共団体が設置し、他の団体に運営を委託しているもの、③地方公共団体と経済界が共同で設置しているもの、④シンガポールに居住する日本人に事務所業務を委託するもの、⑤日本貿易振興機構（JETRO）内に事務所を設置しているもの、である。各事務所が共通して行っている業務は、①地元企業の海外進出、事業活動への支援、②地元の観光ＰＲ及び観光客の誘致活動、③物産販売の促進、④対地元投資の促進、⑤文化交流の促進活動、⑥各種ミッションの事前調整・アテンド等である。また、一部の事務所では、地元企業のシンガポール進出を支援するためにインキュベートオフィスを設置している。

一方、最近の中国市場のトレンド、また地方公共団体の財政事情を反映し、シンガポールの地方公共団体の事務所数は減少傾向にある。

シンガポールは都市国家であるため、日本の地方公共団体とは直接姉妹都市関係を結ん

ではいないが、シンガポール国立植物園は千葉の南房パラダイスと、国際会議場サンテックは千葉の幕張メッセと姉妹施設提携を結んでいる。

（８）ＪＥＴプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）

日本の地方公共団体が総務省、文部科学省、外務省と当協会との協力のもとに実施しているＪＥＴプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）については、シンガポールからの参加は1999年度から始まっており、日本のいくつかの地方自治体で活躍している。

○国際交流員（2004年度４名、これまでに合計11名が参加）

○外国語指導助手（2004年度18名、これまでに合計37名が参加）

（９）21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21）

両国が対等な立場で発展途上国に対して技術協力を行うプログラムであり、1997年に締結された。援助対象となる地域はアセアン、大洋州諸国だけでなく、アフリカ諸国、中央アジア諸国と広範囲になっている。2003年度にはSARSに関する特別セミナーをシンガポールで開催した他、ラオス向けに「市場経済移行」、ミャンマー向けに「中小企業育成」「ICT分野」のセミナーを開催、また、援助対象国で各種の研修事業を行っている。

３ 在シンガポール関係機関・諸団体について

（１）日本大使館（Embassy of Japan）

①住所：16 Nassim Road,Singapore 258390

②TEL：(65) 6235 - 8855（代表）

③FAX：(65) 6733 - 5612

④Website：http://www.sg.emb-japan.go.jp/index-j.html

⑤概要

シンガポールには英国植民地時代の 1879 年に初代の名誉領事が任命され、その後の交流活発化に伴い、領事館は1919年に総領事館に、そしてシンガポールの独立に伴い1966年に大使館が開設されている。

シンガポールと日本の関係は政治・経済・文化等の幅広い分野に及んでいる。

（２）日本貿易振興機構（JETRO：Japan External Trade Organization）

①住所：16 Raffles Quay, #38-05,Hong Leong Bldg,Singapore 048581

②TEL：(65) 6221 - 8174

③FAX：(65) 6224 - 1169

④Website：http://www.jetro.go.jp/singapore/

⑤概要

現在日本貿易振興機構（ジェトロ）は、海外に 80 カ所以上の事務所があるが、ジェトロシンガポールは最も古い海外事務所のひとつで、1962年からシンガポールと日本の関係をより緊密なものにするために活動を行っている。日本企業の現地での活動への支援をは

じめ、シンガポール企業の製品の品質向上と日本への輸出促進のためにシンガポール企業への支援も行っている。近年は特に対日投資を促進するため、日本への進出を検討するシンガポール企業への各種支援にも重点をおいて活動を行っている。

また、2001 年にはビジネス・サポート・センターを開設している。東南アジアでのビジネス経験の豊富な投資アドバイザーが常勤するとともに、シンガポールに新たに進出する日系企業向けにインキュベーション・ルームも用意しており（2004 年９月までに 31 社が利用）、日系企業への支援事業を展開している。

（３）国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）

①住所：Room 801 RELC Building, Orange Grove Road, Singapore 258352

②TEL：(65) 6734 - 0706

③FAX：(65) 6732 - 2675

④Website：http://www.jica.go.jp/singapore/

⑤概要

日本のシンガポールへの開発援助については、シンガポールの先進国化に伴い、1972 年には有償資金協力、1988 年には無償資金協力をそれぞれ終了している。現在は、日本とシンガポールの協力により、域内外の途上国を対象に国内での共同研修（発展途上国対象）や途上国での共同セミナー、専門家の共同派遣、共同プロジェクト形成調査などを行っている。

（４）日本人会（Japanese Association, Singapore）

①住所： 120 Adam Road, Singapore 289899

②TEL：(65) 6468 - 0066

③FAX：(65) 6469 - 6958

④Website：http://www.jas.org.sg/JAS/index.aspx

⑤概要

シンガポール日本人会は、会員相互の友情と協力を推進し、日本とシンガポール相互の理解と利益に貢献することを目的とし、1957 年（昭和 32 年）に発足。シンガポール日本人学校を設立し、日本人会診療所および日本人墓地公園を運営・管理している。月刊紙「南十字星」を 1965 年（昭和 40 年）より発行している。2000 年には会館を現在の場所に移転した。会館内には医療機関、会議場、図書館をはじめとして文化施設が整備されており、日本人会として講演会、スポーツ行事・各種同好会・講義等、各種パーティーの主催・共催、会場提供等を行うなど、現地の日本人社会で重要な役割を担っている。

＊日本人学校について（Website：http://www.sjs.edu.sg/）

小、中とも私立学校で、日本国文部科学省の定める学習指導要領に基づいた教育が行われている。

小学部：

シンガポール日本人学校小学部クレメンティ校
The Japanese School　（The Primary School ＆General Office）
95 Clementi Road, Singapore 129782
TEL：(65) 6775 - 3366

シンガポール日本人学校小学部チャンギ校
The Japanese School　（The Primary School）
11 Upper Changi Road North, Singapore 507657
TEL：(65) 6542 - 9600

中学部：

シンガポール日本人学校中学部
The Japanese School （Secondary School）
201 West Coast Road, Singapore 127383
TEL：(65) 6779 - 7355

（５）日本商工会議所（JCCI：Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore）

①住所 10 Shenton Way #12-04/05/06 MAS Building, Singapore 079117
②TEL：(65) 6221 - 0541
③FAX：(65) 6225 - 6197
④Website： http://www.jcci.org.sg/
⑤概要

シンガポール日本商工会議所は、1969 年の設立以来、地元社会との融和を図るため、シンガポール政府機関への代表派遣、地元経済団体との交流、シンガポール日本商工会議所基金（JCCI SINGAPORE FOUNDATION）による日本への留学生派遣のほか多様な事業を展開している。また、会員企業相互の情報交換・親睦を促進し、賃金・ボーナス調査や情報提供、シンガポール法令日本語訳を刊行する他、社会情勢、各種経営手法等に関するセミナーを定期的に開催している。

現在、業種別８部会（第１－３工業部会、 貿易部会、建設部会、運輸・通信部会、観光・流通・サービス部会）に分かれており、活動を行っている。2004 年 10 月 12 日現在、会員数は 736 社である。

（６）星日文化協会(The Japanese Cultural Society, Singapore)

①住所：Midland House, 112 Middle Road #05-00,Singapore 188970
②TEL：(65) 6338 - 3428
③FAX：(65) 6339 - 0328
④概要

1964年、シンガポール社団登録局の承認を得て、社団法人シンガポール日本文化協会として発足する。会則には、①シンガポールと日本の両国間の相互理解及び文化交流を促進し、両国民の親善協力を促進する、②日本の言語、文学、歴史、芸術、科学技術等諸分野における研究と、日本の過去及び現在の社会の動向と経済分野の研究を発展させる、③日本語の講座を開設し、並びにこれに関する日本語研究を主宰する、④書籍や地図などの資料を収集し、日本文化研究のための図書室を設立するとあり、広い分野で日本との交流を行っている。

日本語教育の分野では、1966 年に日本語コースを開設、82 年にはシンガポール教育省から公式に私立学校として認可されるに至っている。延べ約25,000人の修了者を輩出している。日本文化紹介の分野においては、在シンガポール日本大使館及びシンガポール日本人会の共催で71年から毎年日本文化祭を行っており、日本の伝統及び現代文化の紹介に努めている。青年及び文化交流の面においても３年毎に日本親善訪問団を組織し、日本各地を訪問している。また日本からも地方公共団体、民間団体等多くの人々が当協会を訪問している。

（７）JUGAS（The Japanese University Graduates Association of Singapore）

①住所：47 Beach Road #04-02 Keng Chiu Building, Singapore 189683

②TEL：(65) 6837 - 2819

③FAX：(65) 6837 - 2816

④Website： http://www.jugas.org.sg/

⑤概要

1970年に設立。日本の大学を卒業したシンガポール人の同窓会的な組織で、日本シンガポール間の良好な関係を促進するとともに、会員間の親睦事業の実施、帰国留学生のアフターケア、会員名簿の発行なども行っている。また日本からの留学生に関する調査団などが訪問する際にも意見交換などを行っている。

４　自由貿易協定について

（１）日本・シンガポール新時代経済連携協定（通称：JSEPA）

2002 年 11 月に正式発効した「日本・シンガポール新時代経済連携協定」は、日本にとって自由貿易協定の第一号である。

シンガポール側にとっては、自由貿易を政策として揚げているため、そもそも輸入関税がほぼ０%であり、例外的に JSEPA 締結前に実行有税品目であったビール等酒類４品目を除けば、JSEPA よる関税引き下げの恩恵は特にない。

一方、日本では、対シンガポール輸入に占める無税品目の割合はJSEPA締結の前後で、34.2%から 76.9%に上昇している。その代表例は石油化学業界である。シンガポールは、米・ヒューストン、オランダ・ロッテルダムに次ぐ世界第３位の石油精製都市として名を馳せるとおり、ジュロン島を中心とした地域は石油化学産業の一大集積地である。日本での関税撤廃は、プラスチックなどの石油化学製品の 94%にも及び、結果として 2003 年の

シンガポールから日本へのプラスチック輸出は約 149 億円となり、前年比で約 1.5 倍にもなっている。

（２）アセアン自由貿易圏（AFTA）

アセアン市場の統合を目的として、アセアン原加盟国（シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイ）は一部の農産物を除き、適用品目に対して 2001 年１月１日までに域内関税率を５％に引き下げることを目指し、マレーシアの自動車関連品目、フィリピンの一部石油化学製品を除いては概ね目標が達成されている。

今後、原加盟国においては、2010 年までに域内関税率を撤廃（０％）し、また、新規加盟国であるベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアでは、2010 年までに適用品目について段階的に関税率を５％に引き下げ、また、2015 年には撤廃される予定である。

第２章　シンガポールの行政制度

第１節　地域行政

１　概要

人口約 344 万人[1]の都市国家シンガポールでは、日本におけるような地方自治体は存在しない。シンガポールは日本のような国 - 都道府県 - 市町村による地方行政システムではなく、国の各省庁やその関係機関である法定機関が直接住民に対して、日本の地方自治体が行っているような行政サービスを提供している。

したがって、住民登録や公衆衛生、道路、河川、都市計画、上下水道の建設、福祉、学校、警察、消防活動など地域住民に密着した行政については、各政府機関がそれぞれ行っている（これらについては各章で取り扱う)。この点が日本とシンガポールの地域行政の大きく異なる点である。

しかし住民の日常生活に関わる身近な問題に対して、すべて縦割りで各政府機関が関わっているわけではなく、地域住民の生活に密着した身近な地域の課題を取り扱っている組織がある。（図表２－１－１「地域行政組織図」参照）

この章では、地域行政の代表的組織として、社会開発青年スポーツ省[2]の法定機関である人民協会並びにその管下の社会開発協議会及びコミュニティーセンター・コミュニティークラブと、国家開発省[3]の法定機関である住宅開発庁の関係機関であるタウンカウンシルを紹介する。

図表　２－１－１　「地域行政組織図」

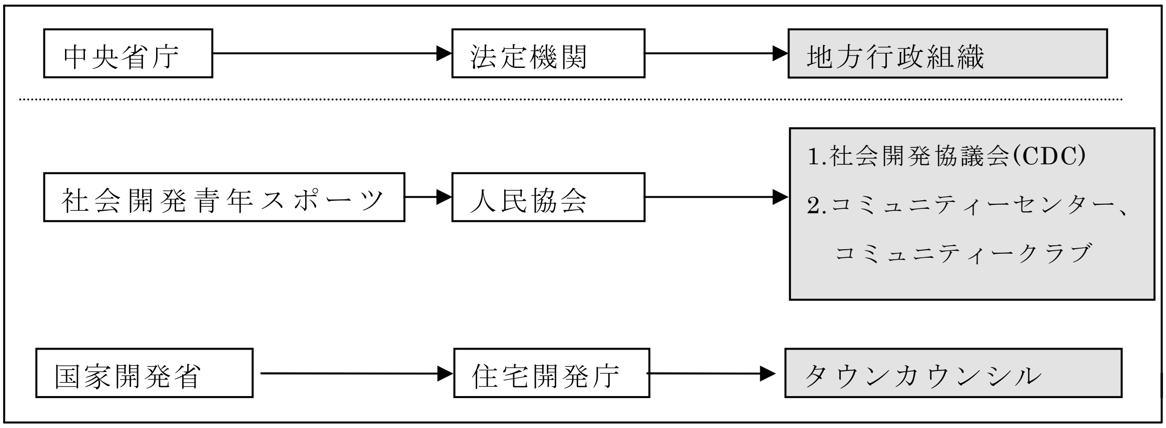

---

[1] 他に約 79 万人の外国人労働者が滞在(2003 年)
[2] Ministry of Community Development & Youth Sports
[3] Ministry of National Development

２　組織

（１）人民協会（People's Association: PA）

①設立経緯

シンガポールは、華人系、マレー系、インド系などで構成される多民族国家であるため、各民族の宗教、文化、価値観を尊重しつつ国民の融和と団結を図ることは、重要な行政課題である。人民協会は、社会、教育、文化、ボランティア活動を通して、団結した活力ある文化的な国づくりを目指すとともに、地域の住民と政府との連帯を強めていく組織として 1960 年７月１日に社会開発省（現在、社会開発青年スポーツ省）の下に法定機関として設立された。

人民協会は、国内のさまざまな人種間の利害を超えた「シンガポール人」としての国民意識を高めるとともに、その活動を通じて、多民族社会に貢献する次代の人材育成を目指している。

②組織及び運営

人民協会は、人民協会法（People's Association Act Chapter 227）により設置された機関である。人民協会の政策決定機関は人民協会運営委員会（Board of Management）で、会長リー・シェンロン首相、副会長ウォン・カンセン内相ほか首相が指名する国会議員を含む 12 人の委員で構成されている。この委員の内の１名が事務総長を兼務し、予算の執行管理を行っている。人民協会の設立時の会長はリー・クアンユー首相（当時）で、歴代首相が会長をしていることからも人民協会の重要性が窺がえる。人民協会の組織は、1997 年に従来の機能別の縦割り組織から、地域割の横割り組織に組織拡充され、より地域密着型の組織となった。（図表２－１－２「人民協会組織図」参照）

チンゲイパレード（旧正月に開催されるシンガポール最大の祭・PA 主催）

図表２－１－２　「人民協会組織図」（出所：PA Website）

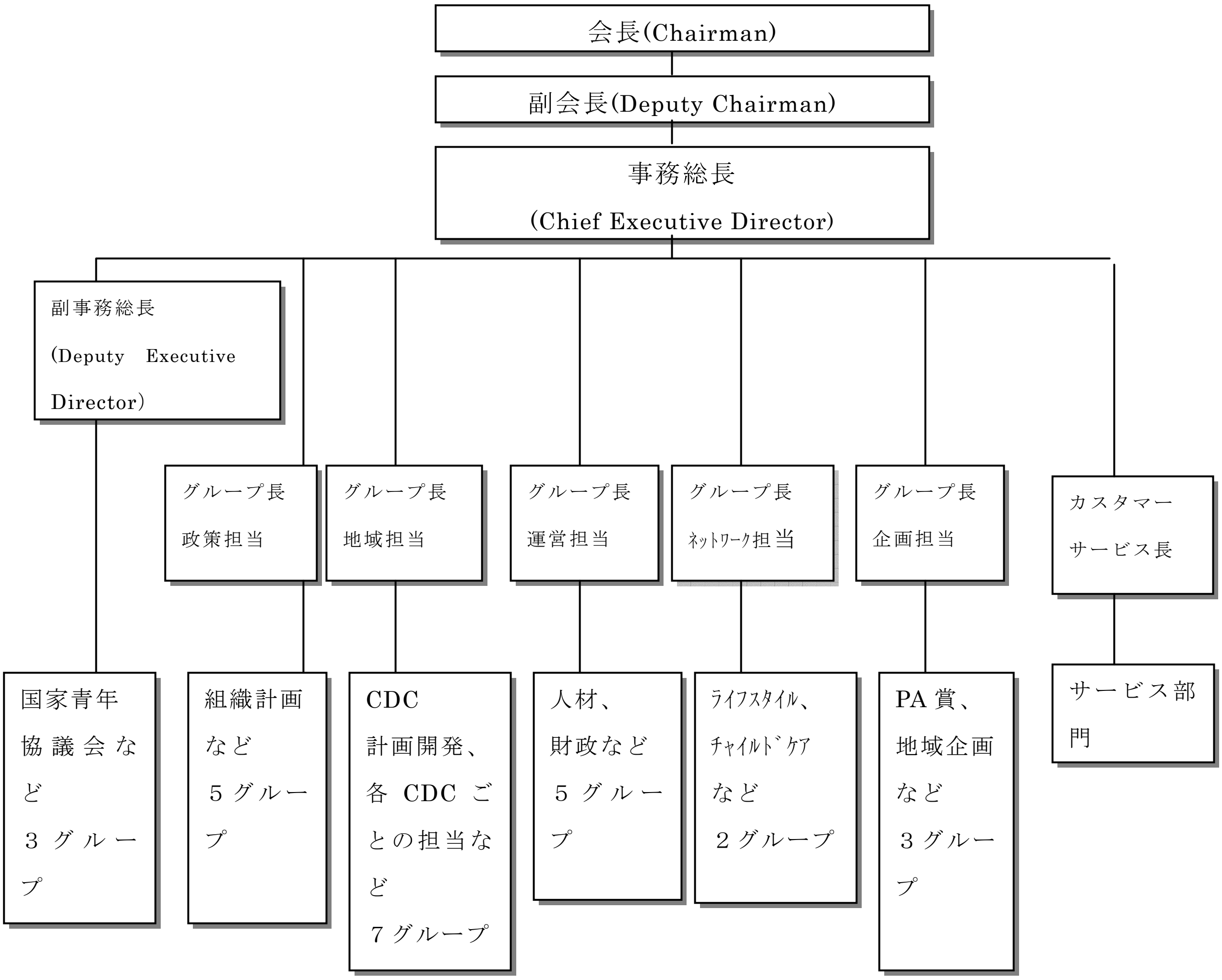

人民協会予算（2002‐2003 年）（出所：PA Annual Report 2002-2003）

歳入　　：227, 186, 951 S$

事業収入：　12, 653, 965 S$

（内訳）①　チャイルドケアセンター等利用料金、
　　　　　　利用者への政府補助金など。

②　社会、文化、スポーツ各種事業の申し込み料金。

③　寄付金、協会グッズ売上金、その他

政府補助金	208, 637, 827 S$
預金利息	236, 413 S$
前年度繰越	5, 658, 746 S$

歳出　210, 883, 663 S$

（内訳）①　経常経費　154, 724, 206 S$

②　社会、文化、スポーツ各種事業　6, 708, 294 S$

③　各種機関、組織への補助金　48, 784, 149 S$

（CDC、コミュニティーセンター・クラブなど）

④商品サービス税(GST)：　667, 014 S$

（２）社会開発協議会（CDC：Community Development Council）

①設立経緯

社会開発協議会（CDC）は 1996 年のゴー・チョクトン首相（当時）の演説を受け、翌年、住民参加による連帯意識の強化を目的とした地域住民参加型機関として人民協会の下に設置された。CDC は設立当初、選挙区や地域人口に基づいて全国に９か所設置されていたが、2001 年 11 月の総選挙後、５か所に統合された（図表２－１－３「CDC 区割図」参照）。

CDC は HDB 団地のみならず、一戸建て住宅、民間コンドミニアムなども含めた人口 55～85 万人の地域を管轄し、タウンカウンシル（後述）の区域を越えた幅広い地域を担当している。

図表２－１－３　「CDC 区域図」（出所：CDC Website）

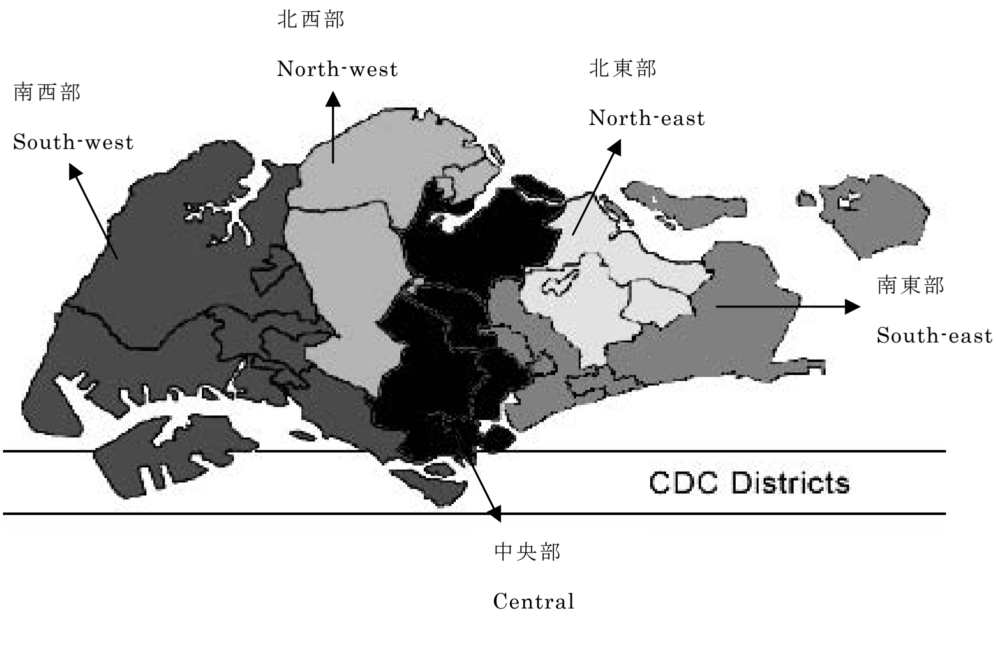

②組織及び運営

CDC は、人民協会会長（リー・シェンロン首相）又は、副会長から任命された Mayor 及び協議会運営委員（12－80 名）で構成された運営委員会により運営されている（図表２－１－４参照）。

図表２－１－４　「CDC 組織図」（出所：CDC Website）

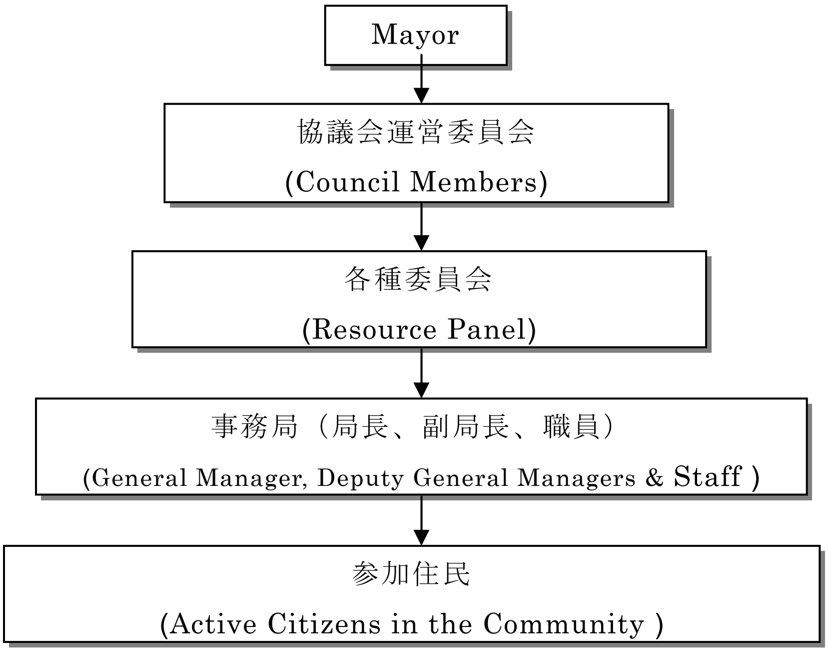

③事業

CDC では、地域住民同士の絆を強め、社会の団結を強固なものにするための事業が行われている。それらの事業は大きく５つの分野に分けることが出来る。これら５つの事業はその頭文字をとって「CLASS」と呼ばれている。

（ｉ）住民同士の絆を深めるための事業（Connecting）

この事業では、「民族調和の日」のイベント実施や、地区集会、住民らの意見聴取などを行っている。

（ⅱ）生涯学習（Learning）

この事業では、住民に対する IT 講習会や、芸術、スポーツ活動などを行っている。

（ⅲ）住民の積極性を育てるための事業（Active Citizenry）

この事業では、ボランティア活動の啓発や、清掃活動等を通じて住民自らが地域社会の一員としての自覚を持つような取り組みが行われている。

（ⅳ）自立を促すための事業（Self-Help）

この事業では、就職斡旋フェアの開催や、社会福祉支援事業等を行っている。

（ｖ）地域の安全のための事業（Security）

この事業では、犯罪被害者に対するケアや、犯罪抑止、若者を薬害から守る事業、交通安全事業等が行われている。

④財源

CDCの財源は、政府からの補助金と住民からの寄付金である。具体的には、①地域の住民数に基づいて政府から交付される補助金で、住民１人あたり年間１S$が交付されているもの。②住民からの寄付金に対して政府が交付する補助金で、寄付金１S$に対して政府が３S$（銀行口座自動引落としによる寄付金には４S$）を交付するもの。③CDCの管理経費に対する政府からの補助金の３種類である。住民からの寄付が多ければ多いほど、CDCは豊富な活動資金を得ることができ、このことは住民のCDCの活動に対する関心を高める結果にもつながっている。

（３）コミュニティーセンター、コミュニティークラブ
（CC's: Community Center, Community Club）

シンガポール全土には110ヶ所のコミュニティーセンター、コミュニティークラブと呼ばれる施設があり、地域住民に密着した活動を行っている。比較的古い施設がコミュニティーセンター、最近建てられたものがコミュニティークラブと呼ばれているが、その施設の機能については特に差異はない。コミュニティーセンター、コミュニティークラブは人民協会（PA）の草の根団体であるコミュニティーセンター及びクラブ運営委員会（Community Centre/Club Management Committee:CCMC）により運営されており、各種の事業の企画、運営を行っている。

コミュニティーセンター、コミュニティークラブ内には図書館、コンピュータールーム、多目的ホール、体育館等の施設があり、陶芸、語学、料理、スポーツなど様々な講座が開設されている。これらの講座にはシンガポール国民のみならず、そこで生活する外国人も参加できる。また青年、婦人、老人各グループの活動拠点として、社会奉仕活動、退職者、高齢者向けのボランティア活動などが行われている。この他にも政府が推進するさまざまなキャンペーンの推進機関、青少年に対する社会教育機関としての役割も持っている。このように地域の活動拠点として活用されるとともに、働く女性を支援するためのチャイルドケアセンターなども設置され、各地区の福祉センター的な役割も担っている。

最近の活動では、社会の高齢化を反映して各地に組織されている高齢者クラブが、コミュニティーセンター、コミュニティークラブでさまざまな活動をしており、健康な高齢者を対象にした健康セミナーや生涯学習プログラムなどが組まれるようになってきている。

コミュニティークラブ

（４）タウンカウンシル（Town Council）

①設立経緯

1965 年の独立以来、政府は、限られた国土と急増する人口問題を抱え、住宅開発を最優先の課題としてきた。現在、国民の８割以上が HDB 住宅と呼ばれる住宅開発庁（Housing & Development Board :HDB）が建設した公営住宅で生活している。

住宅開発庁は国家開発省の法定機関で、安価で良質な住宅を供給していくことを目的に 1960 年に設置された。シンガポールでは、従来、各民族がコミュニティーを作る傾向があり、国家としての一体感に欠けていた。そこで政府は、住宅開発庁の住宅建設の際、各民族の人口比率に合わせた形で各民族が入居するように「民族統合政策」を推進し、生活環境を変えることで各民族のコミュニティーを解体し、多民族国家の基礎を作り上げていった。

独立後、経済成長による国民生活の向上に伴い、よりきめ細かな住環境の整備等が必要になってきた。こうした中で、住民が直接地域の運営に参加できるように、1988 年、タウンカウンシル法（Town Councils Acts）が制定された。ゴー・チョクトン副首相（当時）は、同法の制定目的について、「国民に地域社会に対する参加意識を持たせ、地域生活に根ざしたニーズを政治に反映させるためである。」と述べている。同法制定以降、HDB 住宅団地の維持管理を目的にタウンカウンシルが段階的に設置され、現在国会議員選挙の選挙区の一つまたは複数の区にまたがり、全国 16 ヶ所に設置されている。（図表２－１－５「選挙区及び CDC、タウンカウンシルの地区別表」参照）

住宅開発庁が供給している HDB 住宅

②組織及び運営

1988 年８月に施行されたタウンカウンシル法に基づき、タウンカウンシルが住宅開発庁から住宅団地の維持管理に関する権限を引き継いだ。タウンカウンシルではタウンカウンセラーと呼ばれる理事で構成される理事会が最高意思決定機関である。同法第９条により、タウンカウンシル地区内の選挙区から選出された国会議員全員が自動的に理事に選任される。この内１名の理事が、総選挙後 7 日以内に、互選によりタウンカウンシルの議長に選ばれる。タウンカウンシルの管轄区域が１人区の選挙区の場合には、当該選挙区の国会議員が自動的に議長になる。議長は、国会議員以外の理事を指名する。理事会は予算、事業計画をはじめ、タウンカウンシルに関する全てのことを決定する。その議決は、多数決によって行われ、賛否同数の場合は、議長が決定できる。理事会の下には、入札委員会、監査委員会などの専門委員会が設置されている。

タウンカウンシル内には事務局が設置されており、常勤の事務職員が雇用されている。また、運営の一部を不動産管理会社に委託しているところもある。具体的に一つのタウンカウンシルの組織を例にとると、図表２－１－６「タウンカウンシル組織図」のようになっている。

図表２－１－５「選挙区及びＣＤＣ、タウンカウンシルの地区別表」（2004 年）

（出所：CDC Website）

	CDC 名 住民数（概算）	グループ選挙区 （GRC）名	小選挙区（SMC）名	タウンカウンシル （Town Council）名
1	南東部 South-east 558,000	East Coast	Joo Chiat	East Coast
		Marine Parade	MacPherson	Marine Parade
			Potong Pasir	Potong Pasir
2	南西部 South-west 800,000	Hong Kah	Chua Chu Kang	Hong Kah
		West Coast	Ayer Rajah	West Coast – Ayer Rajah
		Jurong	Bukit Timah	Jurong
3	中央部 Central 830,000	Ang Mo Kio		Ang Mo Kio
		Bishan-Toa Payoh		Bishan-Toa Payoh
		Tanjong Pagar		Tanjong Pagar
		Jalan Besar		Jalan Besar
4	北東部 North-east 650,000	Pasir Ris – Punggol		Pasir Ris – Punggol
		Aljunied		Aljunied
		Tampines		Tampines
			Hougang	Hougang
5	北西部 North-west 560,000	Sembawang	Nee Soon Central Nee Soon East	Sembawang
		Holland　Bukit Panjang		Holland - Bukit Panjang

グループ選挙区 14 区（GRC: Group Representation Constituencies）

小選挙区 9 区（SMC: Single Member Constituencies）

図表２－１－６　「タウンカウンシル組織図」
（出所：Marine Parade Town Council Website）

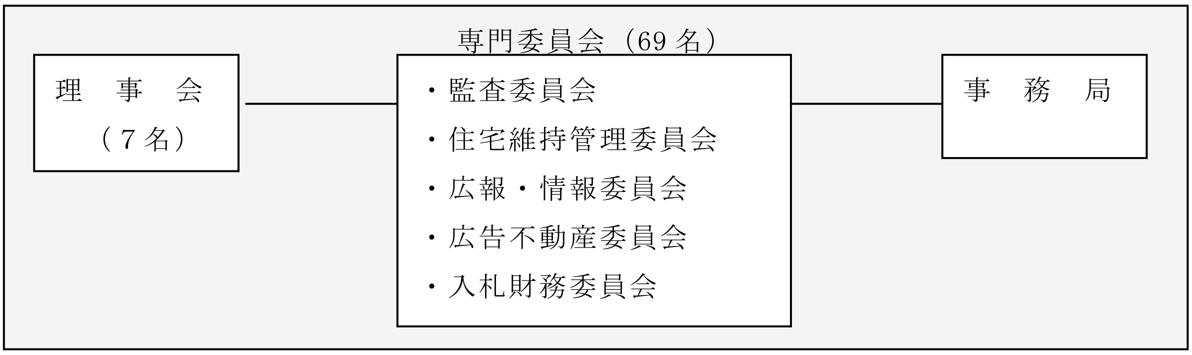

③タウンカウンシルの機能

タウンカウンシル法（第 21 条）により、タウンカウンシルの主な責務は以下のように定められている。

１. 住民の利益のために行う HDB 住宅の団地の共用部分や商業ゾーンの規制、運営、管理
２. 住居、商業地を良好な状況に保つための保守、修理、備品の更新、取替え
３. 住宅の共用部分や商業ゾーンの火災による損害に対して支払われる保険料の総額の決定
４. 必要に応じて住宅の共用部分や商業ゾーンの備品の修理、交換
５. 住宅や商業ゾーンの入居者に対する基本的なサービス（救助サービス等）の提供
６. タウンカウンシル法の規定に従い、いかなる規則もその法に基づく
７. 公共スペースにおける迷惑行為に対する中止命令

④タウンカウンシルの予算について

タウンカウンシルはそれぞれ独自の予算編成権、執行権を有している。

タウンカウンシル法第 36 条により、会計年度は４月１日から翌年３月 31 日までとなっている。また、タウンカウンシルは、規則を制定して管理サービス料を徴収するとともに、滞納者に対する強制徴収、延滞金の徴収、団地内の違法駐車に対する反則金の賦課徴収等を行なっている。

（CDC とタウンカウンシルの違い）

1． 管轄エリア

タウンカウンシルが HDB 住宅地域のみを管轄エリアにしているのに対して、CDC は HDB 住宅のみならず、一戸建て住宅、民間コンドミニアムなども含めた人口 55-85 万人程度の広い地域を管轄している。

2．機　能

タウンカウンシルが HDB 住宅の維持管理を目的とするハード的な側面が強い組織であるのに対し、CDC は地域住民が必要とする幅広い住民福祉サービスを提供するソフト的側面を持つ機関であると言える。

3　おわりに

シンガポールは、多民族国家であるため、民族の融和及び国民意識の形成がいつの時代にも大きな課題となっている。建国後、卓越した指導者の下で驚異的な経済成長を遂げたが、これは、住宅をはじめとする地域政策を通じての社会の安定が大きな礎となっていたことは間違いのない事実であろう。

今後とも多様な文化をもった人々が共存していくためには、この章で紹介した地域政策を通じての国民意識の涵養が重要な課題となってくる。そのためには、CDC とタウンカウンシルが連携して、よりきめの細かい行政施策を打ち出すとともに、行政と地域住民との更なる連携が必要になってくるものと思われる。

4　参考情報

（1）視察先の例

・社会開発青年スポーツ省
・人民協会
・CDC
・コミュニティーセンター、コミュニティークラブ
・タウンカウンシル

人民協会及び CDC、コミュニティーセンター、コミュニティークラブについては人民協会のホームページ、タウンカウンシルについては各タウンカウンシルのホームページで最新情報を得ることができる。

なお、CDC、コミュニティーセンター、コミュニティークラブへの連絡調整は人民協会広報課が行なっている。

（人民協会広報課）
Head Office (Public Affairs), People’s Association
９ Stadium Link, Singapore 397750
Tel +65-6340-5430

（２）参考文献及び Website

＜参考文献＞

・*People’s Association Annual Report 2002-2003*
People’s Association(2004 年)

＜Website＞

・シンガポール政府　http://www.gov.sg
・社会開発青年スポーツ省
http://app.mcys.gov.sg/web/home_main.asp
・シンガポール政府・人民協会　http://www.pa.gov.sg
・シンガポール政府・各 CDC　http://www.cdc.org.sg/index.html
・シンガポール政府・各タウンカウンシル
http://app.sgdi.gov.sg/listing.asp?agency_subtype=dept&agency_id=0000007289

第２節　教育制度

１　概要

シンガポールにとって「人材」は最大で唯一の「資源」であるため、政府は、国の将来を担う有能な人材を積極的に発掘・育成する学校教育に大きな力を注いでいる。それは、教育費が歳出の 20％強を占め、国防費に次ぐ規模となっていることにも現れている。

（１）徹底した能力主義

初等学校から各段階で生徒を能力別に選別していくための試験がある。まず、４年生の終わりに学校が独自に定めた基準に基づいてテストが行われ、オリエンテーション段階（初等教育５～６年生）のための振り分けが行われる。その後、初等学校卒業試験（PSLE)、中等学校卒業時のシンガポール・ケンブリッジ「普通」教育認定試験（GCE-O)、ジュニアカレッジ等卒業時のシンガポール・ケンブリッジ「上級」教育認定試験（GCE-A）が行われ、これらの成績によって以後の進路が決められる。

（２）二言語主義

授業は公用語のひとつである英語でなされる。しかし、シンガポールは華人系、マレー系、インド系及びその他の複数民族とで構成されている多民族国家であることから、それぞれの民族の文化的な背景・アイデンティティを尊重するため、英語と同時にその母語を初等学校１年生から学ばせている。

（３）実学重視

初等学校では、将来において応用・実践的な側面を持つ語学・数学・自然科学が重視され、教養的な側面を持つ人文や社会科学はあまり重んじられていない。１～４年生の授業は語学（英語及び母語）と数学で約 80％を占めている。初等学校５～６年生においては、初等学校４年生終了時に実施される試験の結果により、英語及び母語の授業が能力別にクラス分けされる。

（４）義務教育制度

シンガポールの教育体系における一般的な進路は、初等教育（Primary School ６年間)、中等教育（Secondary School　４～５年間)、大学準備教育（Junior College　２年間）から大学（University　３～４年間）というコースと中等教育から専門教育（Polytechnic ３年間）というコースである（図表２－２－１「教育体系図」参照)。

義務教育制度の導入は、2003 年１月１日に初めて初等教育（６年間）について行われた。これにより、身体的理由で就学が困難もしくは特別学習が必要な児童及びイスラム学校の生徒など、一部の例外を除き、親または保護者は、子どもに教育を受けさせる義務を負うことになった。子どもを初等学校に通学させることを怠った親または保護者に対しては、１年以下の禁固または 5,000 シンガポールドル（約 32 万 5,000 円）以下の罰金、もしくはその両方の刑罰が科

される。

図表２－２－１　「教育体系図」

（出所：Education in Singapore）

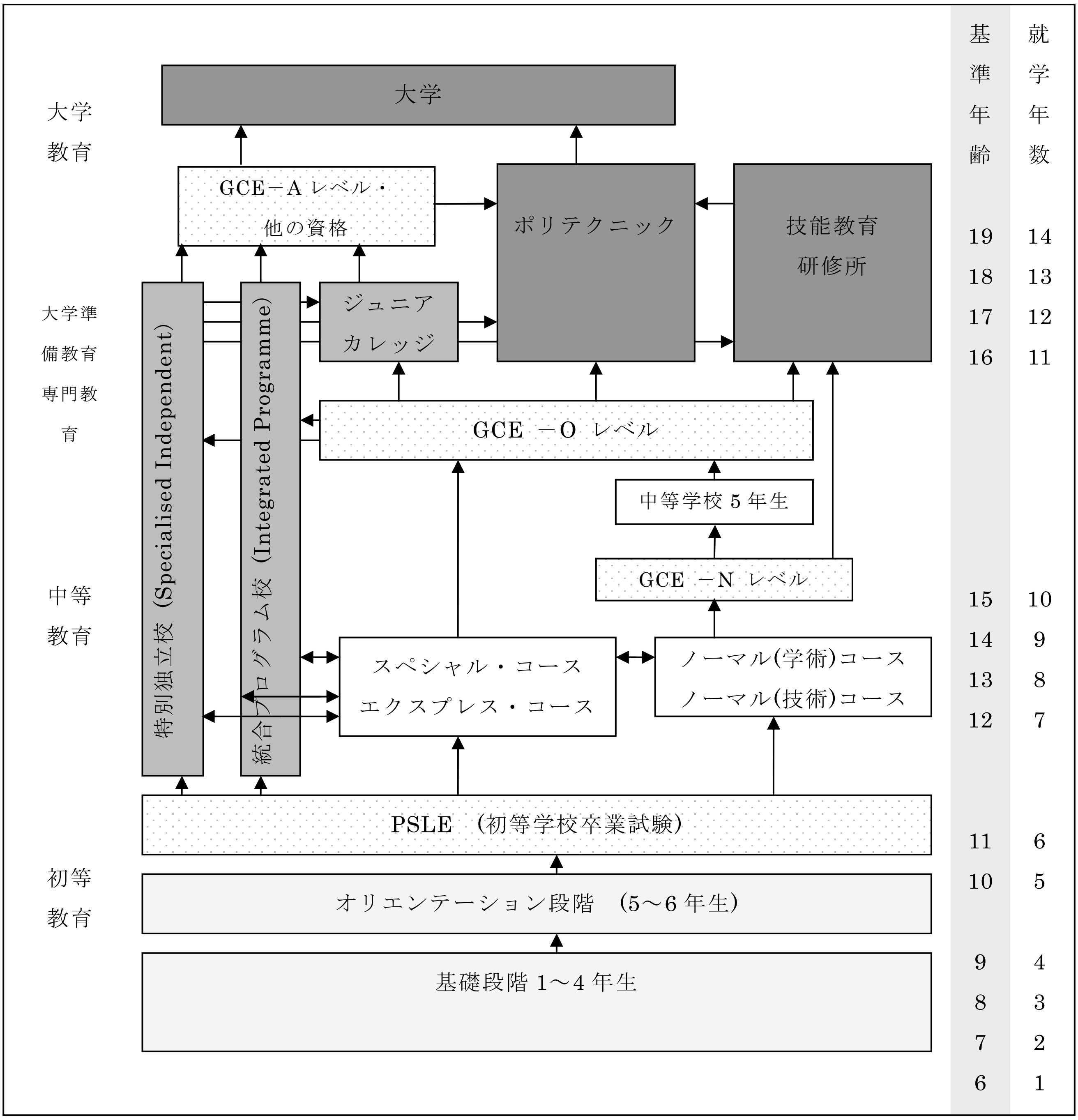

２　現状

（１）学校経営のタイプ

教育省が管理運営している学校には、以下の４つのタイプがある。

①国立校（Government School）

政府が運営主体の学校。初等・中等学校の約 73%を占める。

②政府補助校（Government-aided School）

国立校の生徒及び教員 1 人当たりの教育費支出額を基準に支給される政府補助金を受けながら、民間人が運営主体となっている学校。初等・中等学校の約 19%を占める。

③独立校（Independent School）

政府補助校と同様、政府からの補助を受けながらも、スタッフ、カリキュラム、運営方針など大幅な裁量権が与えられた学校。教育レベルの高い学校のみが認定される。現在８つの中等学校がある。

④自律校（Autonomous School）

国立校及び政府補助校のうち、より多くの財政的援助を受けるとともに、革新的で質の高い授業を提供するためにカリキュラムにおいて独立校並みの権限のある学校。現在 20 の中等学校がある。

（２）学校数及び生徒数

各教育段階の学校数及び生徒数は、以下のとおりである（図表２－２－２「学校数及び生徒数等（2003 年度)」参照)。

図表２－２－２　「学校数及び生徒数等（2003 年度)」

（出所：Yearbook of Statistics Singapore2004）

学校の種類		学校数	生徒数	教員数
初等学校		178	299,939	12,025
中等学校		165	206,426	10,830
ジュニアカレッジ・教育学院		18	24,559	2,059
ポリテクニック		5	62,206	3,356
大学		3	55,426	3,126
その他	国立教育研修所	1	3,361	422
	技能教育研修所	10	17,941	1,267
合計		380	669,858	33,085

（３）初等教育

このレベルでの教育は、１～４年生の「基礎段階」と、５～６年生の「オリエンテーション段階」の 2 つの段階に分けられる。基礎段階では、基本的な読み書きと理数系の知識の習得に重点がおかれる。授業時間の 32%が英語、26%が母語、20%が数学の時間に充てられている。残りの 22%は、道徳、科学、社会、美術、音楽、そして保健体育となっている。現在、午前と午後の２部制と１部制の初等学校が並存している。

４年生の終わりに学校が独自に定めた基準に基づいてテストが行われ、オリエンテーション段階のための振り分けが行われる。６年生の終わりには、初等学校卒業試験（PSLE）を受け、各々の能力に応じた中等学校へ進学する。

教育熱の高いシンガポールでは、子どもをどこの初等学校に通わせるかが親の最大の関心事となる。新 1 年生は、学校が独自に定めた入学を認める優先順位ごとに登録が行われる。人気校ともなると早い段階で定員の半数が決まり、優先順位からはずれた子どもが申請する段階では定員を上回る数が寄せられ、激しい倍率の抽選となってしまう。抽選では、学校から周囲１～２キロ圏内に住む子弟が最優先となるため、有名校の近所へ家族ごと引っ越すケースもみられる。

（４）中等教育

中等学校は生徒の能力に応じてスペシャル、エクスプレス、ノーマル（普通)、ノーマル（技術）の４つのコースに分けられ４～５年間で卒業する。中等学校は、スペシャルとエクスプレスの２コースを提供するところとエクスプレスとノーマルの２コースを提供するところの２種類に大別される。一般に初等学校卒業試験（PSLE）の成績の上位 10%がスペシャル・コース、中位 50%がエクスプレス・コース、その他 40%がノーマル・コースに進学する。

スペシャル・コースとエクスプレス・コースの生徒は、４年の終わりにシンガポール・ケンブリッジ「普通」教育認定試験（GCE-O）を受け、この試験の成績により卒業後の進学先が定まる。ノーマル・コースはさらに普通コースと技術コースに分けられ、４年の終わりに、シンガポール・ケンブリッジ「標準」教育認定試験（GCE-N）を受け卒業する。ノーマル・コースで進学を希望する生徒は、５年に進級し GCE-O レベル試験に備えることもできる。

カリキュラムは、２年まで各コース共通のもので、３年から各コースのレベルに応じたものとなる。ノーマル・コースは GCE-N レベルを目標とした基礎的レベル、エクスプレス・コースは進学を希望する生徒のための GCE-O レベルを目標としたカリキュラムとなっている。スペシャル・コースは、エクスプレス・コース同様 GCE-O レベルを目標としているが、特に英語と母語に高い能力のある生徒を対象としたカリキュラムが組まれており、GCE-O レベル試験において特別のポイントを与えられる科目（上級母語）もある。スペシャル及びエクスプレス・コースの生徒は、英語、母語以外の第三言語としてフランス語、ドイツ語、日本語などの科目も選択できる。

これらのコースのほか、新しい取組みとして、生徒のさまざまな才能や素質を伸ばすことを目的として２種類の中高一貫教育コースが設けられている。第１は、特に優秀な生徒を対象としたもので、GCE-O レベルを飛ばしていきなり GCE-A レベルの受験ができる統合プログラムコース（Integrated Programme Schools）である。この統合プログラムで学ぶ生徒は、GCE-O レベルの試験に煩わされることなく、時間をかけて創造力やリーダーシップを養う幅広い経験を積むことができる。現在、この統合プログラムは、ナンヤンガールズハイスクールなど７つの学校に導入されている。

第２は、特定の分野に秀でた能力を持つ生徒のための特別独立校（Specialised

Independent Schools）である。この学校では、初等学校卒業時に判定された生徒の能力を最大限に伸ばすため、独自のカリキュラムを組んでいる。まず、2004年１月に、生徒のスポーツ能力の伸長を目指したシンガポールスポーツスクールが開校した。次いで、数学と科学を集中的に学ぶNUSハイスクールが、2005年１月に開校している。また、芸術分野に秀でた子どものための学校は、2007年に開校する予定である。

（５）大学準備教育

GCE-Oレベル試験を通過した生徒は、２年間のジュニア・カレッジか３年間の教育学院に進学し、シンガポール・ケンブリッジ「上級」教育認定試験（GCE-A）を目指す。

ジュニア・カレッジの授業内容は、GCE-A レベルの受験を前提に編成され、科学、人文などの分野別コースが設けられている。ここでは中等学校とは異なり、大学受験に必要な専門的知識を習得するとともに、生徒は自主性を求められる。各科目の教官の指導による学習のほか、授業の合間も、図書室、自習室などで自主的に学習する。このほか、政府や民間企業からの奨学金を得て海外を含めた大学への進学を考えている生徒には、GCE-Aレベルを越える内容を学ぶ科目を１～２科目選択することが勧められる。

教育学院は、現在２校ある国立の教育機関ではあるが、就学年数が３年間ということもあり、近年、この学校への通学を希望する生徒は減少しつつある。

なお、男性で18歳以上の全ての健康な国民及び永住権保有者は２年または２年半のナショナル・サービス、いわゆる兵役義務に服し、国軍、警察あるいは民間防衛隊のいずれかで勤務することになっている。このため、男子のGCE-Aレベル試験合格者には、ナショナル・サービスを終えてから大学に入学する者が多い。

（６）専門教育（ポリテクニック等）

ポリテクニック（Polytechnic）は、工業技術や商業に興味のある生徒に、実習室や作業室での実地体験を中心とする教育を提供することで、実業界の需要に合った実務レベルの人材を育成することを目的とする教育機関である。エンジニアリング、商業、会計学、海洋学、マスコミ学、看護学、バイオテクノロジー、科学技術、デジタルメディアデザイン、応用科学、製造デザイン、情報通信などのコースがあり、GCE-Oレベルを合格した生徒が進学する。就学年数は３年間である。現在、シンガポール、ニーアン、テマセク、ナンヤン、リパブリックの５校がある。

ポリテクニックの他、芸術分野の専門校であるナンヤン芸術学院（Nanyang Academy of Fine Arts）とラサールSIA芸術学院（Lasalle-SIA College of the Arts）がポリテクニックレベルの国立の教育機関である。

（７）大学教育

現在、シンガポール国立大学（NUS）、ナンヤン工科大学（NTU）、シンガポ

ール経営管理大学（SMU）の３つの大学がある。

NUS は、人文・社会科学、法学、経営学、コンピューター学、環境デザイン学、工学、医学、歯科学、科学の９学部（Faculties/Schools）と関連する 13 の研究機関を持つ国立総合大学である。マサチューセッツ工科大学との博士課程交換プログラムなど、海外の大学との提携にも積極的である。

NTU は、人文社会科学、ビジネス、生物科学、エンジニアリング、情報通信、物理化学、アートデザインメディアの７学部（Schools）及び国立教育研修所（NIE : National Institute of Education）を持つ国立工科大学である。NTU と早稲田大学は、シンガポールで技術経営（Management of Technology : MOT）の修士コースを共同開設することで合意し、2006 年中に開講する予定である。設置される修士コースは１年間の全日制で、修了者には、NTU の経営学修士（MBA）と早稲田大学の技術経営学修士の２学位が授与される。

SMU は、2000 年８月に開学した経営管理学を専門とする大学である。ビジネスの現場で実際に役立つ教育を提供することを目的に、シンガポール政府により設立されたが、米国ペンシルベニア大学との提携により私立大学として運営されている。

（８）技能教育

技能教育研修所（ITE : Institute of Technical Education）は、シンガポール内に 10 校ある技術専門学校で、シンガポールの職業教育において大きな役割を果たしている。中等学校の卒業者を対象に全日制の技術訓練と実務訓練を行い各種の資格を取得できるようにしているほか、一般社会人を対象に技術向上のプログラムを提供し、技術向上に関する指導や資格試験を設定、実施している。さらに、様々な理由により学校教育を受ける機会のなかった勤労者を対象に教育を受ける機会を提供している。

（９）障害児教育

障害児教育を専門にしている特殊学校は 20 校ある。これらは 11 の福祉団体（Voluntary Welfare Organisations : VWOs）が政府から補助金を受けて学校を運営している。VWOs が運営している特殊学校はいずれも初等学校卒業試験（PSLE）レベルまでの教育を提供する。初等学校卒業試験に合格した生徒は、教育省によって指定された中等学校に進学することができる。中等学校卒業後については、一般の生徒と同じ教育課程となる。

（10）教員教育

ナンヤン工科大学（NTU）の一機関である国立教育研修所（NIE）が教員養成のための専門教育やトレーニングを行っている。

教員資格認定のコースは３つあり、GCE-A レベル試験合格者またはポリテクニック卒業者を対象にしたコース（２年間）、大学卒業者を対象にしたコース（１年間）、教員資格認定だけでなく人文または科学の学士号の取得が可能なコース（４年間）がある。その他、現役教員の研修も行っている。

（11）その他の教育機関

その他教育省が所管しない教育機関として、イスラム教の教義に基づいた独自のカリキュラムをもつイスラム学校や、日本人学校、アメリカンスクールなどのインターナショナルスクールがある。

（12）教育予算

2004 年度歳出予算に占める教育費の割合は、20.9%（63 億 5,618 万シンガポールドル）と歳出項目の中で国防費（28.3%、86 億 2,151 万シンガポールドル）に次いで高くなっている（図表２－２－３「教育予算」参照）。

図表２－２－３　「教育予算」

（出所：The Budget for Financial Year 2004/2005）

単位：S$

	経常支出	開発支出	合計	構成比
教育省運営部門	453,251,220	218,792,300	672,043,520	10.6%
管理費	107,908,110	206,490,800	314,498,910	
企画・広報費	217,252,160	11,934,000	229,186,160	
学校活動･教育開発費	128,090,950	367,500	128,458,450	
一般教育部門	2,575,978,000	402,189,000	2,978,167,000	46.9%
国立校･ｼﾞｭﾆｱｶﾚｯｼﾞ	1,874,712,870	262,456,000	2,137,168,870	
政府補助校･ｼﾞｭﾆｱｶﾚｯｼﾞ	546,005,300	124,557,100	670,562,400	
独立校	117,403,580	10,399,000	127,802,580	
特別教育学校	37,856,250	4,776,900	42,633,150	
大学教育部門	1,119,735,300	375,450,600	1,495,185,900	23.5%
ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ国立大学	586,354,100	104,709,400	691,063,500	
ナンヤン工科大学	321,055,500	126,106,800	447,162,300	
ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ経営管理大学	135,168,400	144,182,600	279,351,000	
国立教育研修所	71,157,300	451,800	77,609,100	
ポリテクニック部門	585,052,400	261,958,300	847,010,700	13.3%
ナンヤンポリテクニック	138,537,200	11,777,700	150,314,900	
ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙポリテクニック	150,393,500	25,561,300	175,954,800	
ニーアンポリテクニック	137,730,100	17,976,800	155,706,900	
テマセクポリテクニック	130,106,600	20,766,500	150,873,100	
ﾘﾊﾟﾌﾞﾘｯｸポリテクニック	28,285,000	185,876,000	214,161,000	
その他部門	254,612,300	109,163,500	363,775,800	5.7%
東南アジア研究所	9,953,000	0	9,953,000	
技能教育研修所	188,864,900	85,534,000	274,398,900	
サイエンスセンター	10,070,600	1,014,700	11,085,300	
ｵｰﾌﾟﾝﾕﾆﾊﾞｰｼﾃｨ学位	1,226,000	59,500	1,285,500	
ナンヤン芸術学院	10,147,100	7,924,400	18,071,500	
ﾗｻｰﾙ SIA 芸術学院	9,350,700	12,736,400	22,087,100	
ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ試験評価委員会	25,000,000	1,894,500	26,894,500	
合　計	4,988,629,220	1,367,553,700	6,356,182,920	100%

3　主な政策

（１）教育改革

2004 年教育省が発表した教育改革では、2008 年までに各学校へカウンセラー

を配置すること、教師の事務作業の負担を減らすための事務スタッフの採用補助金の増加、選択科目数の多様化を図るなどの方針が打ち出された。また、2007年からは、すべての中学１年生が英語や母語以外の第３言語を選択することが可能になる。現在は、一定の学力を満たした学生のみ第３言語の選択が許されている。一連の教育改革は、リー・シェンロン首相が2004年８月の独立記念集会（ナショナルデー・ラリー）での演説で、学生の考える力をつけるため、学校で知識を詰め込む学習方法を変えるよう呼びかけたことを受けてのものである。

（２）教育ITマスタープラン

1997年、ITを活用した教育により21世紀に向けて求められる能力を生徒に身に付けさせることを目的として、「IT教育マスタープラン」が発表された。ますますボーダーレス化する世界を生きる上で求められる視点を養うほか、情報にアクセスし分析する能力、得た情報を応用する能力を養うことを目的とする。初等学校は６．６人に１台、中等学校は５人に１台のパソコンを設置することなど、IT教育の基礎となる設備面の強化に重点が置かれた。

2003年、「IT教育マスタープランⅡ」が発表され、「IT教育マスタープラン」により充実したIT教育設備の有効利用に取り組むとした。またITによって校内、学校間、教育省と学校とのコミュニケーションを一層密なものにし、効率的な学校管理も図っている。

これまでの取組みの結果、学校教育の中で教員はパワーポイントやインターネットを頻繁に授業で活用するようになっている。教育省は学校に対し、具体的なIT指導計画や数値目標等を示していないが、担当者[1]によると生徒は初等教育６年生でワード（Word）やパワーポイント（Power Point）による文章作成等はできるようになるということである。

（３）世界から集める頭脳

人的な資源を重要視するシンガポールは、海外からの優秀な人材を積極的に受入れている。シンガポール国立大学（NUS）では、学生２万2,000人のうち５分の１、大学院生9,000人のうち約半数が海外からの留学生である。教員2,000人のうち約半数も海外から招集しており、多くがその分野でトップクラスの人材である。シンガポールは、優秀な留学生に対しては、卒業後もシンガポール国内で就職するよう働きかけると言われている。

（４）選択肢

シンガポールでは、いかにエリートを選抜・養成していくかに教育の重点を置いているような感がある。運動や芸術の才能は軽視されがちであったことは歪めない。

しかし、国民の価値観の多様化に伴い、子どものさまざまな才能や素質を伸

[1] 2004年８月教育省訪問時の聞き取り調査による。

長させるため、近年、特定の分野に秀でた能力を持つ子どものための学校が次々と開校している。この学校では、初等学校卒業時から子どもの能力を最大限に伸ばすため、独自のカリキュラムを組んでいる。2004 年１月のシンガポールスポーツスクール開校、2005 年１月の NUS ハイスクール開校、また 2007 年には芸術分野の学校が開校予定である。

４　今後の課題

（１）子供たちに厳しい教育制度

シンガポールでは早くも初等学校４年修了時に第１回目の振り分け試験が実施されるほか、初等学校６年修了時にも全児童が PSLE を受け、各々の能力に応じた中等学校（コース）へ進学する。制度上は途中でコースを変更することができることになっているが、低いレベルから高いレベルへのコース変更は事実上困難である。従って、中等学校でのコース分けがその後の進路をほぼ決定する。この様にシンガポールでは初等教育低学年時から厳しい受験戦争が始まっていると言えるが、最近では、こうした環境からくる子供のストレスを緩和させようとする動きもみられる。2004 年、初等学校のストリーミング（学力による選別）制度を一部改正したのである。これまで、初等学校４年終了時に受ける学力試験の結果に基づき、高度の母語を学ぶ EM１、一般レベルの EM２、学力のレベルが低い EM３の３つの能力別コースに振り分けていた。しかし、今回の制度改正により、EM１と EM２が統合された。EM３を残したことについては、異なったカリキュラムや教育方法で学ぶことにより、EM３の生徒は恩恵を受けることができるとしている。今後、シンガポールの徹底した能力主義は緩和される方向に向かうことが考えられる。

（２）流出する頭脳

シンガポール人は世界的に見て高い学力、英語力のため、海外の大学、研究機関、企業へと進んでいくことは比較的容易である。さらに、都市国家という狭い環境を嫌う優秀な人材は、海外志向が強い。この様な背景から、各省、各法定機関、民間企業は様々な奨学金を提供して優秀な学生の獲得に努力している。多くの奨学金は、卒業後その提供元で一定期間勤務する契約を伴っており、就職後も幹部候補としてのコースが約束されている。しかしながら、卒業後、留学先に留まったり奨学金提供元の機関・団体への就職を拒否する学生があとを絶たず、社会問題にもなっている。

５　参考情報

（１）視察先の例

修学旅行等を利用した学校交流については、一括して調整にあたる窓口的機関・団体は、教育省を含め存在しないため、交流を希望する学校へ直接打診する必要がある。また修学旅行の場合、訪問人数の規模が大きく、交流の場で日

本側生徒の目的意識の無さが相手方の心象を害する場合があるので十分な準備が必要である。シンガポール側も先進国としての日本に対する関心が高く、将来日本を訪問することを希望している場合が多いことから、相手先に対し一回限りでなく長期に渡る交流を具体的に説明できる計画を示すことが必要。その他、学校間によらない青少年交流の相手先として、各コミュニティー・クラブ単位で組織されている青年組織等が考えられる。

（２）参考文献及び Website

＜参考文献＞

・*Education Statistics Digest 2003*　Ministry of Education（2003 年）

・*The Budget for Financial Year 2004/2005*　Ministry of Finance（2004 年）

・*Yearbook of Statistics Singapore 2004*　Singapore Department of Statistics（2004 年）

＜Website＞

・シンガポール政府・教育省　http://www.moe.gov.sg/

授業風景（Yishun Junior College）

第３節　福祉制度

１ 福祉政策の概要

（１）福祉制度の変遷

①独立以前の福祉政策

シンガポールの近代史が始まる 1819 年（スタンフォード・ラッフルズ卿のシンガポール上陸）から第二次世界大戦が終了するまで、シンガポール統治者による福祉活動に際立った動きは無く、ほとんどボランティアによって行なわれていた。

1946 年６月、イギリス植民地政府はシンガポール社会福祉局（Singapore Department of Social Welfare）を設立した。同局は食料、セツルメント、救済、青少年福祉、女性・少女の 5 部により構成されるシンガポールにおける初めての近代的な福祉行政組織であった。また、社会福祉審議会（Social Welfare Council）が設置され、同局と各種団体との連絡調整や福祉行政に係る審議を行なった。

1955 年には、中央積立基金（CPF : Central Provident Fund）が発足した。これは、勤労者が定年退職または不慮の事故等で働けなくなった場合に経済的な保障を行なうため、被雇用者と雇用者双方が給与に対する一定割合を積立てる一種の強制貯金の制度で、爾来、今日までシンガポールにおける福祉政策の中心的な役割を果たしている。

②人民行動党（PAP : People's Action Party）による福祉政策

1959 年、英連邦自治州として初の選挙が行なわれ、総議席数 51 議席中 43 議席を占めた PAP が政権を獲得し､現在に至るまで安定政権を維持している。同党は、貧しい人々の生活や福祉の向上を公約の一つに掲げており、現在のシンガポールの福祉制度は、同党の政権により作られたものと言える。

同党は、1959 年シンガポール社会福祉局を社会福祉省に改組し、その業務を拡充していくと同時に、女性や児童保護といった専門分野における助言委員会（Advisory Committee）を設立した。

1960 年７月、法定機関（Statutory Board）として人民協会（PA : People's Association）を設立した。これは、コミュニティ活動を通じた、結束力のある活動的で文化的な国づくりの推進を目的とした組織で、現在も地域活動の中心的役割を果たしている。

1968 年には、それまでボランティア団体により行なわれてきた障害者への支援活動をまとめる政府組織として、シンガポール社会福祉審議会（Singapore Council of Social Service）が設立された。これにより、政府の福祉政策の手が初めて障害者まで伸ばされることになった。その後、同審議会は活動範囲を高齢者や児童にも広げ、現在、組織変更により国家社会福祉審議会（NCSS : National Council of Social Service）として活動をしている。

（２）シンガポールの福祉政策の現状

福祉政策は、次の３つの原則により行われている。①自助の原則、②互助の原則、③間接的援助の原則。まず、基本として老後の生活や医療は国民の自助により行われることを目指している。（「自助の原則」）しかし、何らかの理由により自活が出来ず援助が必要な人たちは、家庭や地域社会を中心とした福祉ボランティア団体による互助により救済することとしている。（「互助の原則」）このため政府は、家庭や地域社会の結束を奨励するとともにボランティア団体の育成や組織化を行っている。

また、自助、互助では救済できない場合には、政府が救済の手を差し伸べる。しかし、この場合においても、政府は困窮者に対し直接資金等の補助を行うことをなるべく避け、ボランティア団体に対し必要な財源的援助を行うことにより、間接的に困窮者を援助することを原則としている。（「間接的援助の原則」）

政府は、福祉政策を次のように説明している。「CPF 制度は、大多数のシンガポール国民に対し、住宅や必要とされる医療を提供する。この制度の庇護の外におかれた少数の国民は、政府や国民、地域社会そして福祉ボランティア団体が提供する福祉サービスのネットワークによって救済される。」このように、福祉の制度は、CPF 制度を基本にしたうえで、他の補完的制度により形成されている。福祉政策の体系は下記、図表２－３－１「シンガポールの福祉政策」のとおりである。

図表２－３－１　「シンガポールの福祉政策」

（出所：クレアレポート 177 号『シンガポールの福祉政策』
財団法人自治体国際化協会（1998 年）を参考に作成）

項目	具体的な内容等	担当省庁
社会保険制度	強制貯金による老後、不慮の事故への備え	人的資源省 （中央積立基金庁）
公的扶助	自活できない人々等への福祉	社会開発青年スポーツ省 （国家社会福祉審議会）
	地域ボランティア活動	社会開発青年スポーツ省 （人民協会）
医療	公的病院等医療設備の充実	保健省
教育	初等教育の無料提供	教育省
住宅	公営住宅の供給	国家開発省（住宅開発庁）

2　CPF 制度

（１）CPF 制度の概要

①CPF の成立ち

1951 年５月、植民地政府議会（当時、イギリスの統治下にあった）に CPF 法案が提出されたが、この制度を年金（Pension）とするか、積立基金（Provident Fund）にするかで意見が分かれた。そのため議会は、植民地代表委員会（Colony Select Committee）に諮問した結果、同委員会は、1953 年 10 月、①この制度を、雇用主と被雇用者が給与額の一定割合を積み立てる基金とすること、②この多額の資金を取り扱う専門の職員を持つ組織として、中央積立基金庁を設立すること、を柱とする最終報告書を議会に提出した。この報告書に基づいて 1953 年 12 月、中央積立基金令（Central Provident Fund Ordinance）が制定され、1955 年７月１日に CPF 制度が発足した。この制度は、日本の社会保険で採用されている「賦課方式」ではなく、「完全積立方式」である。（図表２－３－２「CPF 加入者数と基金総額の推移」参照）

図表２－３－２　「CPF 加入者数と基金総額の推移」

（出所：中央基金庁 Website 等を参考に作成）

年	雇用主（社）	加入者（人）	基金総額（百万 S$）
1955 年	12,900	180,000	9.0
1995 年	88,000	2,683,525	66,035.4
1999 年	92,089	2,828,072	88,396.9
2003 年	79,292	2,978,493	103,539.6

②CPF の仕組みと拠出率

ａ．所管組織

中央積立基金庁は、人的資源省（MOM：Ministry of Manpower）の法定機関で、大統領に任命された議長、副議長の他 10 人の委員から構成され、その下に実際の運営を行う事務局を持つ。（図表２－３－３「人的資源省組織図」及び図表２－３－４「中央積立基金庁組織図」参照）

図表２－３－３　「人的資源省組織図」（出所：人的資源省提供資料）

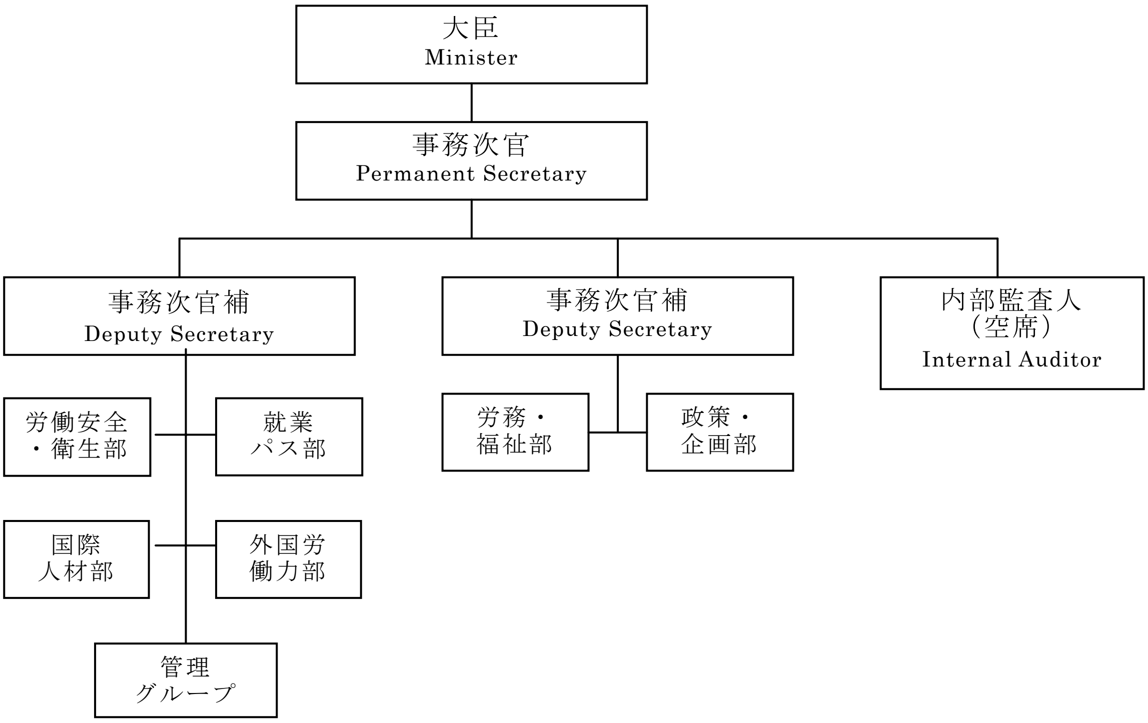

図表２－３－４　「中央積立基金庁組織図」（出所:中央積立基金庁 Website）

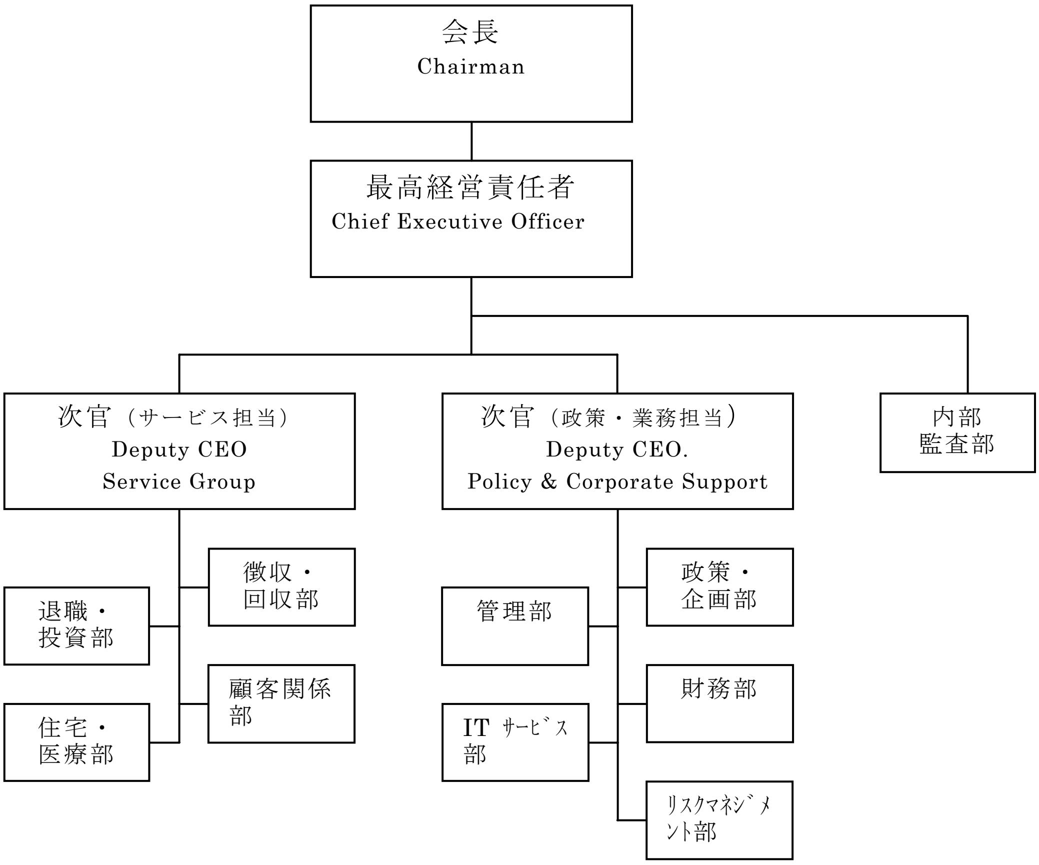

ｂ．対象者

国民及び永住権取得者で、国内で働く者が対象である。また、国民が外国船籍の船舶等に勤務する場合も対象となる。

現在、これらの者のうち、月収 500S$を越える被雇用者、月収 50S$を超える被雇用者を持つ雇用主、及び年収 6,000S$を超える自営業者に CPF の拠出義務がある。

ｃ．拠出率

制度発足当時は、雇用主と被雇用者がそれぞれ給与の５％ずつ、計 10％を拠出するものであった。拠出率は、不況時に雇用主の負担を減らすため、雇用主拠出率を大幅に削減するなど、これまで社会情勢の変動に応じ、何度も見直されてきた。現在の拠出率は、雇用主が給与の 13％、被雇用者が給与の 20％であり、給与額の 33％が被雇用者自身の CPF 口座に貯まっていくものである。（図表２－３－５「CPF 拠出率の主な変動」参照）また、高齢者の継続雇用を容易にするための措置として、51 歳以上では、年齢層ごとに雇用主、被雇用者ともに拠出率が引き下げられている。現在の年齢別の拠出率は以下のとおりである。（図表２－３－６「CPF 年齢別拠出率」参照）なお、月収が 750S$に満たない場合にも異なった拠出率が適用されている。

公務員も CPF に加入する義務があるが、退職年金（一定の条件を満たした者が任意で加入できる）の支給対象であるか否かで拠出率は異なり、対象である場合、拠出率は軽減されている。

自営業者については、メディセイブ（後述）分を拠出する義務がある。ただし、年間拠出額には一定の上限があり、対象年度・年齢によって異なるが、2005 年現在、35 歳以下の自営業者については 3,600S$となる。

中央積立基金庁ビル

図表２－３－５　「CPF 拠出率の主な変動」
（出所：中央積立基金庁 Website）

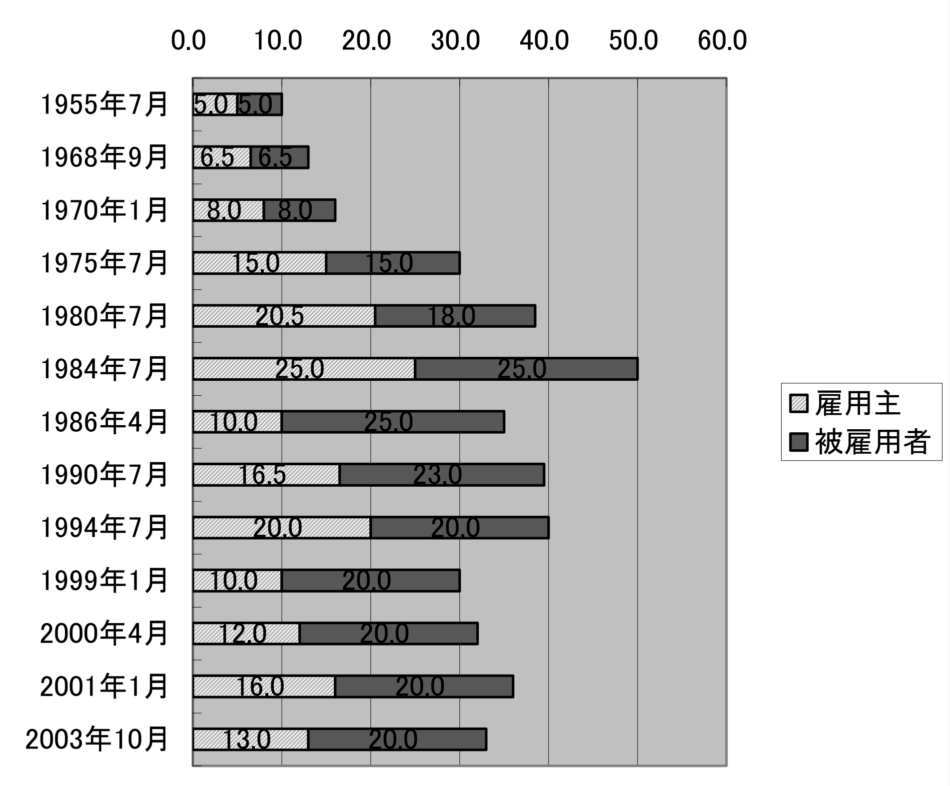

※この表に記載した以外にも拠出率の変動はある。

図表２－３－６　「CPF 年齢別拠出率」（2005 年 1 月現在）
（出所：中央積立基金庁 Website）

年齢	雇用主拠出率	被雇用者拠出率	合計	積立内訳（※）		
				一般	特別	ﾒﾃﾞｨｾｲﾌﾞ
35 歳以下	13%	20%	33%	22%	5%	6%
36 歳以上 45 歳以下	13%	20%	33%	20%	6%	7%
46 歳以上 50 歳以下	13%	20%	33%	18%	7%	8%
51 歳以上 55 歳以下	11%	19%	30%	15%	7%	8%
56 歳以上 60 歳以下	6%	12.5%	18.5%	10.5%	0%	8%
61 歳以上 65 歳以下	3.5%	7.5%	11%	2.5%	0%	8.5%
66 歳以上	3.5%	5%	8.5%	0%	0%	8.5%

※積立て内容については次項参照。

ｄ．基金の運用

積立てられた基金は運用され、その多くが国債の購入に充てられる。積立金には最低年利 2.5%以上の利子をつけることが法律で定められている。この積立金及び利子収入は、ともに非課税である。

③CPF 口座の内訳

積立てられた拠出金は、加入者が 55 歳になれば、最低限度額（万一の場合に備え保留しなければならない金額）を残して引き出すことが出来る。また、55 歳以前でも、特定の利用目的に限っては引き出すことが許される。このため、拠出金は以下の三種類の口座に分けて積み立てられている。引き出し目的の多くは住宅購入であるが、株式の購入等の投資目的でも、政府の許可した対象であれば引出し可能となっている。なお、最低限度額は、2004 年７月現在 84,500S$であるが、段階的に引き上げられ、2013 年７月には 120,000S$となる予定である。

ａ．**普通口座（Ordinary）**

被雇用者の給与から積立てられた 33％のうち、35 歳以下の場合、22％は普通口座に積立てられる。これは、住宅購入、政府に認可された投資、保険、教育費及び両親の CPF 口座に上乗せするために引き出すことが出来る。

ｂ．**メディセイブ（Medisave、医療補助口座）**

35 歳以下の場合、33％のうち６％はメディセイブに積立てられる。これは、加入者やその扶養家族の入院費や医療費用のために引き出すことが出来る。

ｃ．**特別口座（Special）**

35 歳以下の場合、33％のうち５％は特別口座に積立てられる。これは、定年後または不慮の事態に備え保留される。加入者やその扶養家族の入院費や医療費用のために引き出すことが出来る。（図表２－３－７「拠出例・35 歳以下の場合」参照）

図表２－３－７　「拠出例・35 歳以下の場合」

（出所：中央積立基金庁 Website を参考に作成）

	雇用主	被雇用者			合計
拠出割合	13%	20%			33%
	普通		特別	ﾒﾃﾞｨｾｲﾌﾞ	
積立内訳	22%		5%	6%	

（２）CPF 制度の補完制度

①メディシールド(Medishield)及びメディシールド・プラス(Medishield Plus)

CPF 口座の一つであるメディセイブで対応できない高額の医療費が必要になった時のために備える制度である。但し、メディセイブが強制加入であるのに対し、メディシールドへの加入は任意になっており、メディセイブのよ

うな雇用主からの拠出金もない。年間の掛金は年齢に応じ、12S$（次回誕生日時点の年齢が 30 歳以下）から 390S$（同 79 歳～80 歳）である。

メディシールド・プラスは 1994 年 7 月に導入された制度で、より高額な病棟の使用等の、メディシールドよりもさらに高額な医療経費に対応するために設けられたものである。（図表２－３－８「医療費への備え」参照）

図表２－３－８　「医療費への備え」

（出所：中央積立基金庁 Website を参考に作成）

メディシールド・プラス	最高額医療対応（任意）
メディシールド	高額医療対応（任意）
メディセイブ	基礎的対応（強制加入）

②扶養家族保護制度（DPS：Dependent Protection Scheme）

当該制度加入者が 60 歳以前に死亡または心身障害者となった場合、家族または本人に最高 44,000S$を支給するものであり、加入は任意である。掛け金は加入者の年齢により異なり、年間 36S$から 360S$である。

③住宅保護制度（Home Protection Scheme）

CPF を使って HDB 住宅（公営住宅）のローンを返済している全ての人に加入義務がある。購入した住宅のローンを完済するまでに加入者が死亡または心身障害者となった場合、残りのローンが肩代わりされることになる。なお保障期間は 65 歳までとなる。

④その他

民間保険会社が運営する保険も各種あり、契約件数は近年増加の傾向にある。CPF 加入者は生命保険料を自分の CPF 口座（Medisave）から支払うことが出来る。

３　福祉行政を所管する組織

（１）社会開発青年スポーツ省
（Ministry of Community Development, Youth and Sports）

社会開発青年スポーツ省は、その任務を、「法定機関やボランティアの福祉組織（VWO：Voluntary Welfare Organization）と共に国民全ての生活に手を差し伸べ、それにほんの少し力を添えることにある。」としている。この任務を達成するため、住民がお互いの世話をし合う地域社会を育成する努力をしている。また、地域社会を、より結束力があり、より適切で、より健全なものにするため、その構成単位である家庭が、家族を育て、世話をする能力を高められる環境を提供する政策を行なっている。

また、政府と国民のコミュニケーションを図るために、フィードバック・ユ

ニットという組織を設立し、政府の政策の説明をすると共に、国民からの意見を電話、手紙、訪問等あらゆる手段によって受ける体制を取っている。（組織図参照）

（２）人民協会

政府の政策を正確に住民に伝え、また住民からの要望を汲み上げるための草の根組織（Grassroots Organization）を育成しようとする政府の試みの中で、その主導的役割を担う組織として、シンガポール独立前の 1960 年に設立された。なお、人民協会の詳細については第２章第１節「地域行政」参照。（図表２－３－９「社会開発青年スポーツ省及び法定機関組織図」参照）

図表２－３－９　「社会開発青年スポーツ省及び法定機関組織図」
（出所：社会開発青年スポーツ省 Website）

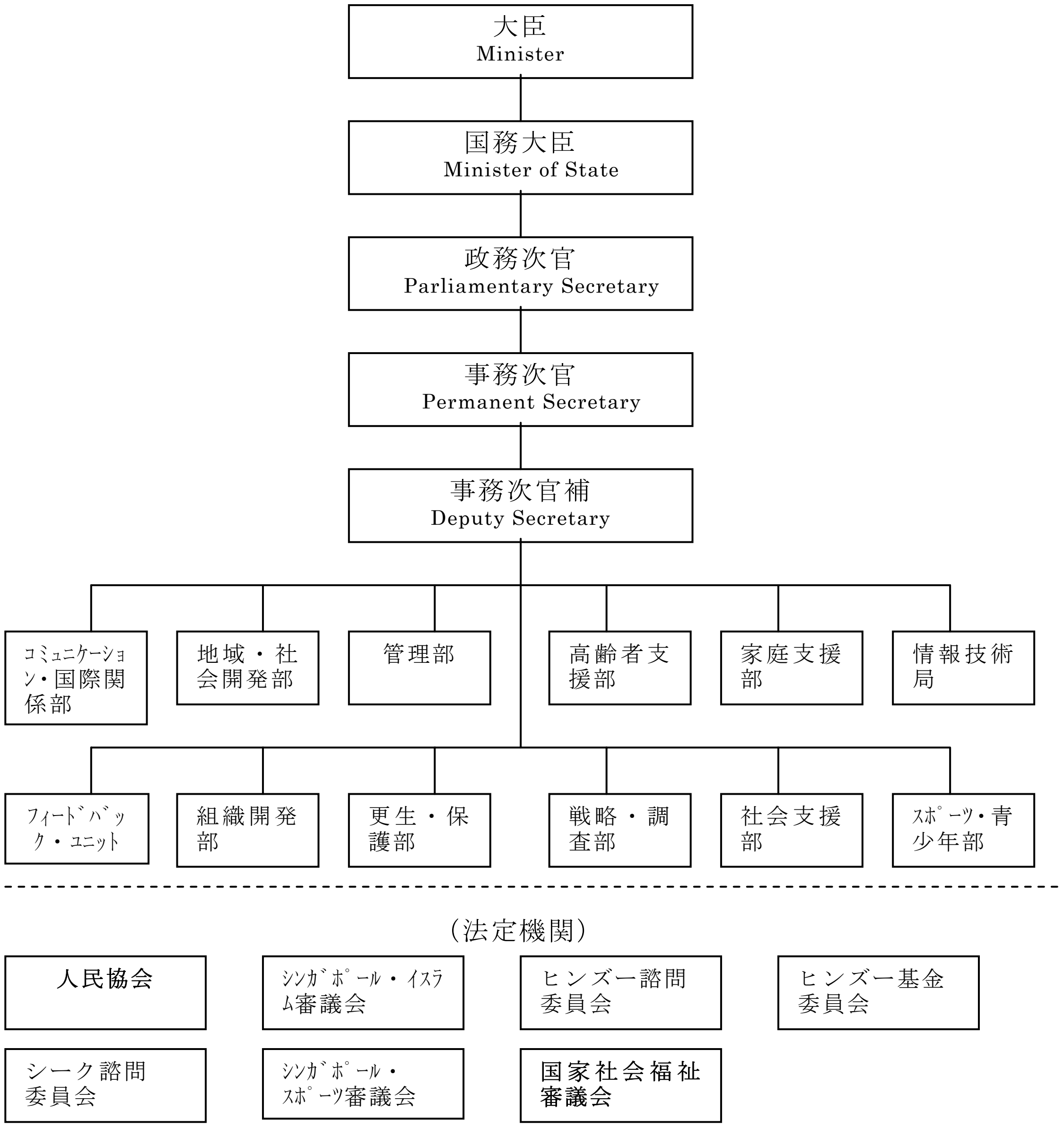

（３）国家社会福祉審議会（NCSS：National Council of Social Service）

社会開発青年スポーツ省の所管する福祉政策の多くは、福祉ボランティア団体（VWO：Voluntary Welfare Organization）によって行なわれており、国家社会福祉審議会はこれらVWOの活動の調整機関としての役割を果たしている。

審議会は、「すべての個人はその能力や環境にかかわらず、可能性を最大限生かし、社会において威厳を持って生きるに値する。」との考え方を基本理念としている。この理念に基づき、審議会は、ボランティアの福祉団体や民間企業、地域や政府と協力して、効率的かつ効果的な社会福祉政策を実行するとともに、将来にわたって必要となるボランティア活動の奨励を行なっている。

（４）ボランティア団体

ボランティアを福祉活動の主体的担い手としているのは、「福祉活動は政府が直接行なうよりも、ボランティア団体が行なう方がよい。それは、ボランティア団体はその分野や地域に精通しており、個々の事情にも明るいため、より実情に応じた運営を行なうことが出来るからである。また、国民が自活し、地域をはじめとした互助の精神を養うためにも、政府が差し伸べる救済の手はなるべく人々に見えない方がよいからである。」との考えからである。

これら、ボランティア団体は、一般的な児童、青少年、心身障害者、高齢者福祉などを行なうものから、特定の民族や宗派の者のみを対象にしたものなど多岐にわたっている。

４　各種福祉施策

（１）家庭問題

①両親扶養法（the Maintenance of Parents Act (chapter 167B)）

1995年に制定され、60歳以上の自活できない両親の扶養（月々の生活費の拠出）をその子供に義務付けたもの。更に、1996年６月には、子供に対し扶養の強制を図る裁定機関として「家族扶養裁判所」が設置された。子どもが高齢の両親を扶養する能力があるにもかかわらず扶養しない場合、その両親の申し立てにより同裁判所が扶養にかかる審議を行なう。裁判所がその子どもが扶養可能と判断した場合、裁判所の命令として扶養の義務を負うことになる。

②ファミリー・サービス・センター（Family Service Center）

家庭に関係する様々なサービスを提供する機関として1991年に導入された、地域社会レベルの施設である。子供から高齢者まで、それぞれの年代に向けた各種プログラムや、ソーシャルワーカーによるカウンセリングなどを実施している。2004年現在、全国で35施設がある。

（２）青少年保護（児童虐待対策含む）

①学童保育センター（SCCｓ：Student Care Centres）

シンガポールの小学校は、午前と午後の二部制を採っているケースが多い。また、子供達の両親の多くは共働きであり、午前または午後の長い時間子供は家庭や学校の目の届かないところにいることになる。そのためこれらの時間帯に学齢期の子供（７歳から 14 歳）を預かり、宿題や遊びを監督したり、レクリエーション活動を提供したりするものである。

②児童虐待対策等

社会開発青年スポーツ省が中心となり、警察やボランティア団体等と連携を取りながら、児童や青少年を虐待から守る努力をしている。また、里親事業（Fostering Scheme）や、ボランティア団体によって運営される子供の家（Children's Homes）により、保護者の病気、虐待や養育放棄等により養育に欠ける子供の保護をはかっている。

（３）高齢者

①地域互助

高齢者が社会から取り残されないよう、地域社会で高齢者を支えるネットワークづくりが推進されているほか、高齢者を抱える家庭に対しても援助を行なっている。また、高齢者クラブの設置、話し相手になるサービス、食事の提供、相談、デイ･ケア施設提供などが行なわれている。

②住環境の整備（バリアフリー化）

1995 年から、社会開発青年スポーツ省と HDB 住宅を管理する住宅開発庁（HDB : Housing ＆ Development Board）の共同事業として、HDB の賃貸住宅に居住する高齢者の住環境を改善（手摺の設置、段差の解消等）する事業が行なわれている。また、改善と同時に高齢者活動センター（SAC : Senior Activity Center）を設立し、高齢者の活動を助けている。

（４）低所得者・生活困窮者

①生活保護（Public Assistance Scheme）

高齢や病気などの理由で働くことが出来ず、また扶養者も無い者に対して生活保護制度があり、家族規模に応じて月額 260S$（単身者）から 825S$（５人家族以上）の現金給付が受けられるほか、無料の医療サービスや教育費の補助等の制度がある。

②家賃及び公共料金補助制度(RUAS : Rent and Utilities Assistance Scheme)

１～３部屋の賃貸 HDB 住宅に居住しており、家賃等を滞納している家庭に対しての援助制度である。家賃のほか公共料金、管理費の補助が受けられる。

③持ち家プラス教育事業(HOPE : Home Ownership Plus Education Scheme)

低所得家庭の収入を少数の子供の教育に集中させることにより、貧困の連鎖から脱却させることを目指すものである。以前実施されていた「小家族奨励事業」に代わるものとして、2004 年１月から導入された。この制度が適用される家庭は、教育費の補助（就学前教育から大学まで)、住宅ローンの補助

金、親のスキルアップのための補助金等を受給することが出来る。

（5）障害者

社会開発青年スポーツ省は、国家社会福祉審議会をはじめとする関係団体と協力し、障害者が身体的、精神的、また社会的な能力を向上させる助けとなる環境や機会の提供に努めており、特別教育、職業訓練、デイ･ケア、在宅介護、就職の斡旋などが行なわれている。

（6）少子化対策

少子化対策として、2001 年４月、２人目以降の子供が生まれた家庭に対し、子供が６歳になるまで２人目には毎年 500S$、３人目には毎年 1,000S$の補助金（ベビー・ボーナス）を支給する制度が導入された。2004 年８月には、更に対象、金額が拡大され、第１子については 3,000S$の給付が、第２子については 3,000S$の給付に加え、子のための特別口座に親が預金した額と同額が、最大で年間 1,000S$（６年間で 6,000S$）支給される。更に第３・４子についてはそれぞれ 6,000S$の給付に加え、特別口座に年間最高 2,000S$が支給されることとなった。

また、2004 年 10 月からは、従来８週間であった有給出産休暇が 12 週間に延長された。

5　今後の課題

シンガポールの福祉政策において今後問題になるのは、第一に少子・高齢化社会への対応である。2000 年の国政調査によれば、65 歳以上人口の全人口に占める割合は 1990 年の 6.0%（16.4 万人）から 7.2%（23.8 万人）と 1.2 ポイント増加している。また、中央積立基金庁の試算によると、2030 年には 65 歳以上の人口が 79.6 万人となる見込みで、これは 2000 年時点の約 3.3 倍に相当する。更に 2003 年の合計特殊出生率は 1.25 と過去最低を記録しており、少子化対策は政府の最重要課題の一つに位置づけられている。

第二に女性の社会進出である。女性の高学歴化と政府の女性労働力活用方針により女性の社会進出が進み、家庭内で高齢者等を扶助することが難しくなってきており、同時に、家庭、地域で福祉活動の担い手を確保することが困難になりつつある。

最後に、国民の所得格差の問題である。国民の生活レベルが向上するにつれ、所得格差が大きくなってきた。政府の「自助・自立」の福祉政策は、各自の蓄えにより受けられるサービスが大きく異なる。そのため、所得格差はそのまま老後や不慮の事故への備えの差になってくる。

これまで、政府は経済成長優先で、国民一人一人が勤勉に働き自分の家族を養っていくことを目指し、成功してきたといえる。しかし、今後は経済先進国として、上記のような新たな問題を解決する必要に迫られた段階にさしかかったと言える。

６　参考情報

（１）視察先の例

地域の現状を視察する場所としてコミュニティセンター（「第２章第１節地域行政」参照）などが考えられる。

また、CPF 制度など福祉についての制度的な面を知りたい場合は、人的資源省、保健省、社会開発青年スポーツ省、中央積立基金庁など関係省庁が考えられる。

（２）参考文献及び Website

＜参考文献＞

・CLAIR REPORT 177『シンガポールの福祉政策』
財団法人自治体国際化協会（1998 年）

・ジョン・アン『シンガポールの高齢化と社会福祉政策』
川島書店（1997 年）

・リー・クアンユー『リー・クアンユー回顧録〔下〕』
日本経済新聞社（2000 年）

・*CENSUS OF POPULATION 2000 ADVANCE DATA RELEASE*
Singapore Department of Statistics（2001 年）

＜Website＞

・シンガポール政府　http://www.gov.sg
・シンガポール政府・社会開発青年スポーツ省　http://www.mcys.gov.sg
・シンガポール政府・国家社会福祉審議会　http://www.ncss.org.sg
・シンガポール政府・保健省　http://www.moh.gov.sg
・シンガポール政府・人的資源省　http://www.mom.gov.sg
・シンガポール政府・中央積立基金庁　http://www.cpf.gov.sg
・シンガポール政府・教育省　http://www.moe.gov.sg
・シンガポール政府・国家開発省　http://www.mnd.gov.sg
・シンガポール政府・財務省　http://www.mof.gov.sg

第４節　治安制度

１　概要

政府は、他の国には見られないユニークな規制や厳しい罰金制度を設けて取り締まることにより、国民生活の安定と秩序の維持に努めている。これらの努力や治安維持のための諸制度は、多民族、多言語、多宗教から成る複雑な都市国家でありながら、独立後わずか40年で今日の発展と繁栄を築き上げたゆえんの１つでもある。

国際経営開発研究所による世界競争力年鑑をはじめ、複数の国際調査において、シンガポールは「世界でトップレベルの安全を誇る国のうちの１つ」であると評価されている。こうした背景には、もちろん治安当局が組織的犯罪の撲滅に力を注いでいることのほかに、後述するとおり、地域住民をうまく巻き込みながら、地道な努力と工夫を凝らした取組みを行うことにより、巧妙に犯罪の発生を封じ込めているという事実が存在する。以下、シンガポールで発生する犯罪の現状を記すとともに、それらを取り締まる警察の組織及び取組施策、将来の課題等について分析することとする。

２　現状

（１）犯罪の発生状況

2003 年における犯罪の発生（認知）件数は、図表２－４－１のとおり合計33,458件で、このうち約半数を窃盗（16,885件）が占めている。また、凶悪犯をみると、殺人 24 件、強盗 973 件、強姦 110 件となっている。また、人口 10万人あたりの犯罪認知件数を表す「犯罪率」という指標によれば、シンガポールは799件／10万人で、日本の2,187件／10万人より少なく、特に、すりやひったくりなどを含む窃盗犯が日本と比較して非常に少ないのが目につく一方、強姦や強制わいせつでは比較的高い数字を示しているのが特徴となっている。

（２）発生率が低い理由

シンガポールでは、まちなかをパトロールする制服姿の警官をあまり多く見かけることがない。（注：私服の警官は数多く巡回しているとのことであるが、その実数等の実態については公表されていない。）むしろ街の主要な施設等において、監視カメラやビデオ等などの機器を使用したチェック機能などをうまく用いながら、国民に対するコントロールを行き届かせている。その結果として窃盗などのより身近な犯罪をうまく封じ込めているのではないかと考えられる。

また、シンガポールでは刑罰の１つとして、むち打ちの刑が存在しており、その執行時には医師が立ち会い、生死にかかわることがないよう科学的に行われているが、それでもなお、大きな肉体的苦痛を伴う刑罰（籐で作られた鞭が使用されている）として犯罪者には恐れられており、これらのことも犯罪の防止に少なからざる影響を与えているものと考えられる。（図表２－４－１「犯罪

発生件数等」参照）

図表２－４－１　「犯罪発生件数等」
（出所：シンガポール警察 Website・日本警察庁 Website を参考に作成）

２００３年統計数値による

	シンガポール	日　　本
認　知　件　数	33,458 件	2,790,136 件
うち窃盗	16,885 件	2,235,844 件
犯　罪　率（１０万人あたりの件数）	799 件	2,187 件
検　挙　人　員	23,843 人	379,602 人
（うち指標犯罪件数）		
侵入盗	1,337 件	333,233 件
乗り物盗（自動車・バイク）	1,190 件	219,202 件
強制わいせつ	1,082 件	10,029 件
強盗	973 件	7,664 件
ひったくり	387 件	46,354 件
強姦	110 件	2,472 件
殺人	24 件	1,452 件

３　組織

（１）警察組織

警察は内務省が所管している。内務省には警察をはじめ、中央麻薬取締局や監獄局など、ホームチームと呼ばれる８つの組織がある。（図表２－４－２「内務省組織図」参照）自国民の生命や財産を守るチームという意であり、これらの組織は互いの連携の下、法と秩序を保ち国民生活を犯罪、麻薬、事故、災害等から守ることを目的としている。

図表２－４－２　「内務省組織図」（出所：内務省 Website を参考に作成）

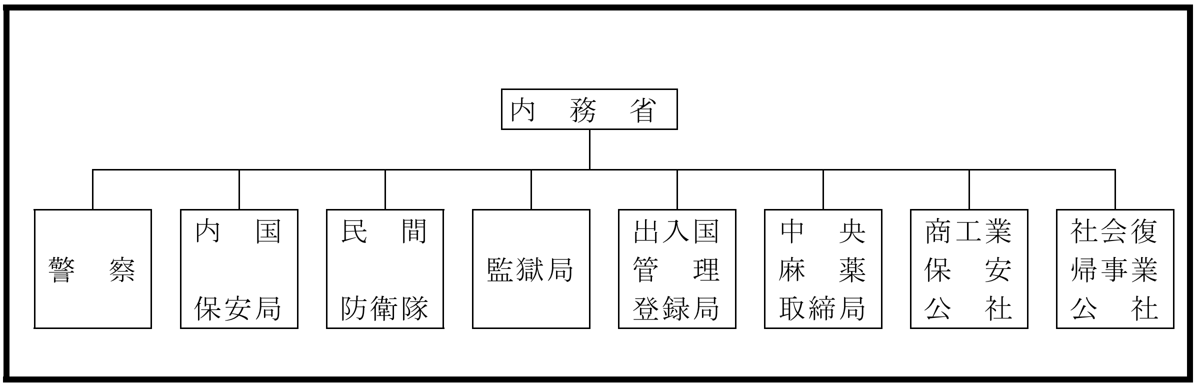

警察は、空港警察や交通警察、沿岸警備隊のほか、犯罪捜査や犯罪防止を担当する部門など、計 19 の部署により構成されている。（図表２－４－３「シンガポール警察部門一覧」参照）例えば犯罪捜査を担当する部門である CID（Criminal Investigation Department）は、シンガポール警察の中枢機関として、高度な捜査活動を通じて重要犯罪や複雑な事件にあたるとともに、犯罪に関する法律が現行の社会情勢などに照らして時代にそぐわないものとなっていないかなど、当該法律の存続が適当か否かの調査・点検をも併せ行っている。

また、PAD（Public Affairs Department）は、他の政府機関や各コミュニティとの関係を円滑にすることを目的としており、犯罪防止に向けた各種の教育プログラム等を通じて住民の意識づくりを行っている。そして、これらの専門部署のほかに、全国を６の地域に分け、各地域警察本部（Headquarters）を置いて当該管轄地域の治安維持にあたらせるとともに、各本部の下、国内に 32 箇所の NPC（Neighbourhood Police Centre）、65 箇所の NPP（Neighbourhood Police Post）を設置することにより、より地域に密着した治安維持活動を行っている。

NPP は、日本の交番制度を参考にして、1983 年から導入されたものであるが、日本のものとは若干異なり、各種事件・事故の対応や遺失物の処理、巡回連絡、相談・案内など、住民の生命や身体、財産を守るための取組のほか、住民の住まいや死亡に関する登録、住民要望の受理など、住民サービスの業務を積極的に行っている。なお、NPP では、10 人程度の警察官が原則として 24 時間、交代で勤務している。（場所によっては昼間のみ。）

また NPC は、さらなる犯罪撲滅への努力と住民サービスの向上に資するため、新たに NPP を統括・補完する組織として 1997 年に設置されたものである。NPC では、100 人程度の警察官が勤務し、犯罪捜査も実施している。

ＨＤＢ住宅の一画に設けられたＮＰＰ

図表２－４－３　「シンガポール警察部門一覧」
（出所：Singapore Police Force Annual Report 2004 を参考に作成）

管理・財務部、空港警察、経済犯罪取締部、犯罪捜査部（CID）、装備部、人事部、業務部、企画・組織部、海上警備隊、情報部、ナショナルサービス部、科学技術部、広報部（PAD）、治安警察、サービス・視察部、特別事業部、交通警察、研修部、ボランティア特別警察隊、地域警察本部

現在、警察は総勢約３万７千人の警察官により組織されているが、図表２－４－４「警官数」に示すとおり、その多くはナショナル・サービスとして従事する警察官や必要に応じて招集される予備役警察官、或いは後述するボランティア警察官などであり、正規の職業警察官は約８千人となっている。

図表２－４－４　「警官数」（2004 年３月末現在）
（出所：Singapore Police Force Annual Report 2004）

警察官の総人数：36,786 人		
【内訳】	正規警察官：8,035 人	ナショナルサービス：4,104 人
	文民警察官：1,238 人	予備役警察官　：22,311 人
	ボランティア警察官：1,098 人	

（２）予算
2004 年度予算額　計 1,073,447,610 S$（約 697 億円）
2003 年度決算額　計 1,062,154,210 S$（約 690 億円）

なお、2004 年度の予算内訳は、約 55％が職員の人件費、約 30％がその他運営費（研修費・広報費等）、約 15％が開発費（警察施設の建設・移転費、犯罪捜査等システム費等）となっている。

４　主な施策

シンガポール警察は、先進諸国の施策を参考とし、数多くの取組をより効果的、効率的に行っている。とりわけ犯罪防止に関する施策においては、「犯罪は事後の矯正よりも事前の防止が重要である」とし、さらにその「犯罪防止には住民の協力が不可欠」との考えを明確に示している。そのため、先述した NPC や NPP を拠点とし、各民間関係団体等との協力、連携体制を円滑に機能させることにより、草の根レベルの犯罪防止活動を次のとおり幅広く展開している。

（１）NCPC（National Crime Prevention Council）

NCPC は、警察を所管する内務相が任命する約 30 名のメンバーにより構成される非営利組織であり、主として、住民の防犯に関する意識づくりや犯罪防止

の自助努力を促すことを目的としている。これらメンバーには、銀行や保険、不動産などに関する専門家も含まれており、犯罪防止に役立つ各種情報をメディア等を通じて伝達するとともに、学校を含む地域での講演会や研修会、展示会などの開催を通じて住民の防犯対策をサポートするなど、警察当局と地域住民との間をとりもつ機関としての役割を果たしている。

（２） ボランティア警察隊（VSC : Volunteer Special Constabulary）

警察当局と民間との連携を象徴する組織として、VSC の存在が挙げられる。VSC 自体は警察組織の１つであり、総勢約 1,100 人のメンバーには学識経験者やビジネスマン、工場労働者などあらゆる分野の職業人がいる。ボランティア警察官は、警察学校での様々な訓練を経た後、毎月一定時間以上の勤務を行うしくみとなっており、主に各地域のパトロール業務等に従事することにより、秩序維持とともに地域住民の生活に密着したレベルでの実情把握に努めている。

（３）NWZ（Neighbourhood Watch Zone）

地域ごとに NWZ（Neighbourhood Watch Zone）とよばれる地区単位を新たに設け、それに属する住民同士の連帯と支えあいを奨励するとともに、犯罪防止や犯罪発見等の役割を担わせている。

（４） ５つの目標

警察に対する住民の信頼を得るためのユニークな試みとして、次の５つを目標に掲げている。

- 999 番通報（日本の 110 に相当）は 10 秒以内に応答すること
- 緊急事件が発生した場合には 15 分以内に、緊急でない事件にも 30 分以内に対応すること。
- 住民からの投書には５日以内に返答すること
- 犯罪被害者には事件の最新状況を７日以内に通知すること
- 警察窓口に訪れた住民には 15 分以内に応対すること

５　今後の課題

（１） 青少年犯罪への対応

シンガポールにおいても、近年、少年犯罪の増加が問題となりつつある。2002 年に逮捕された青少年（7 歳から 19 歳まで）の数は 4,441 名、同様に 2003 年には 4,658 名となっており、それぞれ前年より増加を見せているが、特に 2002 年には前年比 61%という大きな伸びを示している。なおこれら青少年の逮捕者数が全体に占める割合は約 20%であり、主な逮捕要因は、万引き等窃盗、けんかとなっている。これら青少年犯罪に対応するため、警察当局は前述の NCPC や、「青少年犯罪に関する省庁間委員会」（IMYC : Inter-Ministry Committee on Youth Crime）等の関係機関と協力の上、学校や保護者等への啓蒙プログラムの実施等により青少年犯罪の防止に取り組んでいくとしている。

（２）近年の世界情勢への対応

2001 年 9 月 11 日の同時多発テロ事件に端を発し、その後も世界各地でテロが頻発しており、隣国のインドネシアでは 2002 年１月、2003 年 8 月、2004 年９月と続くテロで犠牲者も多数でている。シンガポールでも、テロ組織メンバーの逮捕で、テロ計画が明らかになるなど、その脅威から無縁ではない。警察や国軍をはじめとする関係機関では、発電所や水道施設への監視カメラの設置、MRT 駅・チャンギ空港等でのパトロールの実施、海上警備強化など、テロ対策に力を入れている。2003 年の SARS 発生時には、警察も含めた各関係機関の連携協力によって制圧に成功し、危機管理能力の高さを世界に印象付けたシンガポールであるが、テロ対策においても今後の施策が注目される。

6　参考情報

（１）視察先の例

名　称	住　所	電　話	備　考
警察本部（Headquarter）	28 Irrawaddy Road	(65)6353-0000	
Police Heritage Centre	同上	(65)6478-2123	要予約
Kreta Ayer NPP（Neighbourhood Police Post）	32 North Canal Road	(65)1800-535-9999	協会事務所に比較的近いものを記入

（２） 参考文献及び Website

＜参考文献＞

・シンガポール日本人会『南十字星』（2000 年第 1 号）

・*THE BUDGET FOR THE FINANCIAL YEAR 2004/2005*
Ministry of Finance（2004 年）

・*Singapore Police Force Annual Report 2004*
Singapore Police Force（2004 年）

＜Website＞

・シンガポール政府　http://www.gov.sg

・シンガポール政府・シンガポール警察　http://www.spf.gov.sg

・シンガポール政府・内務省　http://www.mha.gov.sg

・シンガポール政府・NCPC　http://www.ncpc.gov.sg

・シンガポール政府・IMYC　http://www.imyc.org.sg

・日本政府・警察庁　http://www.npa.go.jp

第５節 消防制度

１　消防制度の変遷と概要

（１）消防制度の変遷

消防組織が初めて設置されたのは、1888 年のことである。この組織が消防団（Fire Brigade）で、20 世紀後半までシンガポールの消防活動を担当してきた。

その後、1961 年の Bukit Ho Swee Fire や 1972 年の Robinson's Fire などの大規模火災の発生を契機に、組織改革の必要性が認識されるようになった。1980 年に新消防法（A New Fire Service Act）が制定され、消防団（Fire Brigade）が消防局（Fire Service）と改組・改称された。

翌年の 1981 年には、消防局は、社会省より内務省管下に移管された。さらに 86 年３月のホテルニューワールドの倒壊を契機に、消防活動を担当する消防局と、軍とともに国家防衛を担当する Singapore Civil Defence Force（以下「民間防衛隊」という。1981 年発足）との統合が検討されることとなった。消防局は、消火活動・救助活動の専門的知識・技術を持ち、民間防衛隊は組織動員・統制・コーディネートをする専門的機能を持っていたことから、組織統合により、さらに効率的な活動ができると考えられためである。

86 年には民間防衛法が制定され、国家有事等の際の民間防衛隊の機能が強化される中、89 年、消防局は正式に民間防衛隊に統合され、現在は、消防・救助活動は、民間防衛隊が担当するに至っている。

（２）消防の体制

消防は民間防衛隊が担当しているが、水上消防については、海事港湾庁（MPA）が管轄しており、警察管下の海上警備隊とともに民間防衛隊が協力するという体制となっている。また、航空消防については、主に空軍が担当しており、水上消防と同様に民間防衛隊が協力する体制となっている。救急自動車による患者等の搬送についても民間の病院が行うケースがある。

このように、他の機関と機能を分担しながら、柔軟かつ弾力的に対応していることが特徴であり、また、組織も、肥大化させることなく、効率や機能を追求したものとなっている。

２　シンガポールにおける火災発生状況、救急活動の現状

（１）火災発生状況

2003 年、民間防衛隊は火災について年間で 4,540 件の出動要請を受けたが、これは前年にくらべ 403 件の減少（－8.2%）となっている。4,540 件のうち、3,017 件は住居における火災で、617 件が商業、工業用の建造物からの火災となっている。残りの 906 件は車や森林等の非建造物の火災である。（図表２－５－１「火災発生件数」参照）

図表２－５－１　「火災発生件数」(出所:シンガポール民間防衛隊 Website)

	2002	2003	比較
住居火災	3,114	3,017	－3.1％
非住居火災	702	617	－12.1％
非建造物火災	1,127	906	－19.6％
総計	4,943	4,540	－8.2％

住居火災が 97 件の減少、非住居火災が 85 件の減少となっており、住居火災の原因の大半は、たばこや料理の残り火などの不始末であり、人為的なものとなっている。また、図表２－５－２「近年の火災件数状況等」のとおり誤報も多いことから、民間防衛隊は、通報の仕方の指導を含め、国民に対しての防災・安全教育に力を入れている。

図表２－５－２　「近年の火災件数状況等」
（出所：シンガポール民間防衛隊 Website）

	特別活動	誤報	火災件数	要請総計
1996	1,679	4,377	5,508	11,564
1997	1,877	2,956	6,705	11,538
1998	2,078	6,036	6,047	14,161
1999	2,376	4,826	5,850	13,052
2000	2,417	4,940	5,280	12,637
2001	2,965	4,477	5,095	12,537
2002	2,333	3,691	4,943	10,967
2003	2,333	3,539	4,540	10,412

注：特別活動とは一般火災以外の自動車事故等などに係る活動

（２）救急活動

2003 年は、救急車の出動要請を 79,038 件（*緊急コール・非緊急コール、誤報含む）受けており、これは前年と比べ 3,552 件の増加となっている。このうち、緊急コールが 02 年の 64,878 件に対して、03 年は 70,483 件であり、5,605 件の増加となった。(図表２－５－３「出動要請数」参照)

図表２－５－３　「出動要請数」(出所:シンガポール民間防衛隊 Website)

	非緊急	緊急	誤報	要請総計
1998	19,174	38,331	2,229	59,734
1999	9,269	50,303	2,424	61,996
2000	6,596	56,710	3,652	66,958
2001	8,260	61,048	3,229	72,537
2002	7,485	64,878	3,123	75,486
2003	5,841	70,483	2,714	79,038

注：民間防衛隊が受けたコール 995 番分のみの数値で、民間病院の救急搬送を除いた数値である

一方で非緊急コールが 7,485 件から 5,841 件へと減少した。なお、緊急コールの 995 番とは別に、非緊急コールのための 1777 番というホットラインが 1998 年 10 月から設置されている。

現在、救急車の通報から現場到着までの所用時間は、平均 11 分となっている。

*緊急コール：生命に関わるような病状等の場合のコール
非緊急コール：それ以外のコール（歯痛、腹痛など）

（３）シンガポールにおける火事・事故通報方法などについて

日本の 110 番（警察）に該当する電話番号は、999 番であり、事故や火事における 119 番（消防）は、995 番となっている。995 番に電話すると、民間防衛隊の消防車・救急車が来るが、救急車は、患者を地区別に定められた公立の病院に搬送するのが一般的である。救急車の使用は、緊急を要する場合には無料である。それ以外については、民間防衛隊の救急車でも使用料金を払うこととなっている。なお消防活動は無料である。

なお、私立病院は病院独自の救急車を持っている。私立病院にかかりつけの医師などがいる場合には、その病院に電話し、主治医がその病院にいることを告げ、私立病院の救急車を要請することもできる。ただし使用料金は高い。

３　組織

（１）民間防衛隊の位置付け

民間防衛隊は内務省が所管する８つの機関の１つで（第２章第４節「治安制度」参照）、国民の安全を守り、災害時には迅速な復旧を確保し、火災・救急、緊急救助体制を整備し遂行していくことを使命としている。また、防火に対する基準・規制についても改善・指導を行っている。民間防衛隊の活動は、主に２つの法律で定められている。1986 年に制定された民間防衛法（Civil Defence Act）と 93 年に制定（2004 年に改正）された火災安全法（Fire Safety Act）である。

図表２－５－４　「民間防衛隊組織図」
（出所：シンガポール民間防衛隊 Website）

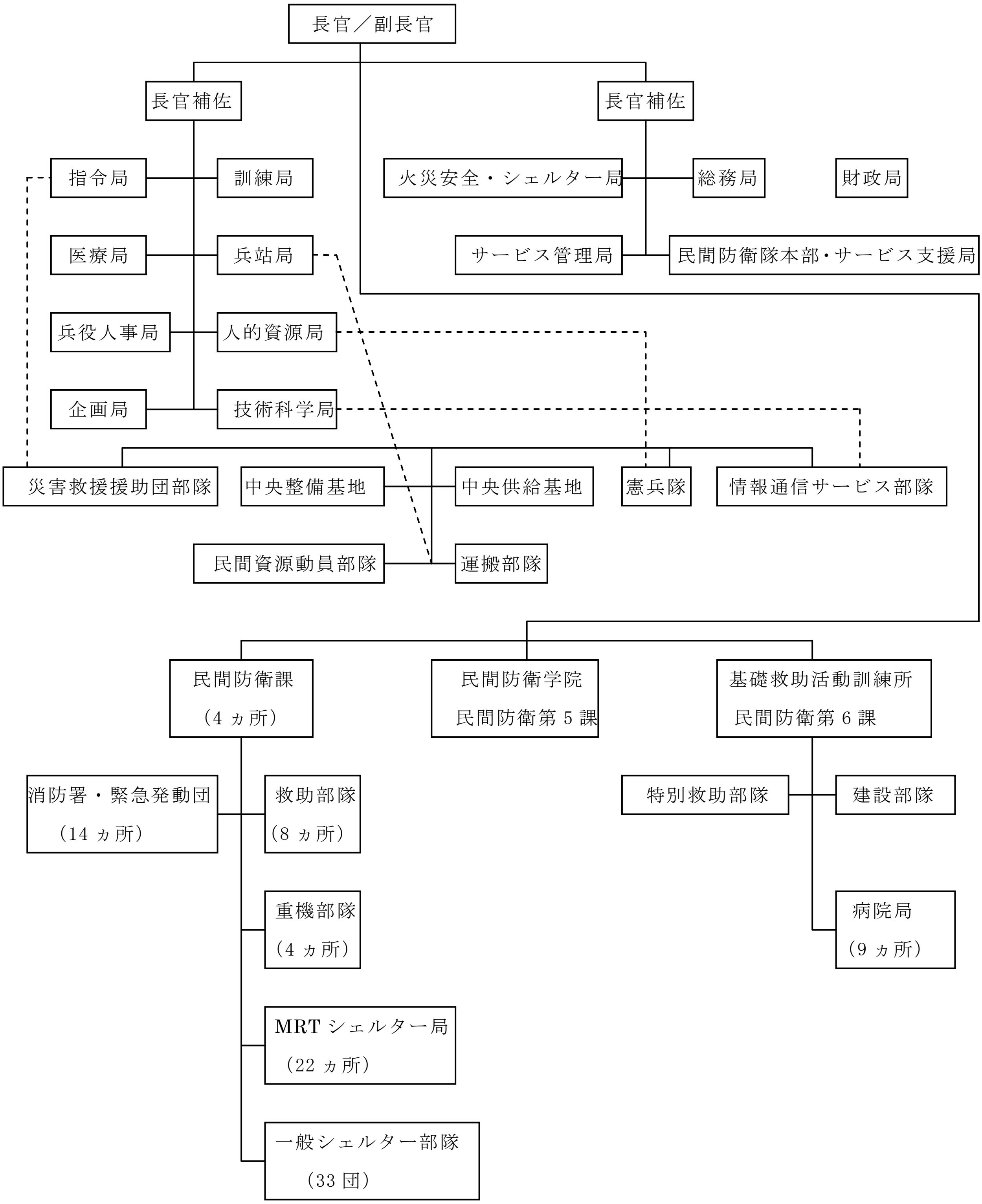

（２）民間防衛隊の組織・規模

民間防衛隊は、正規職員約 2,000 名と、国家の*徴兵制度の中で従事中の職員（ナショナルサービスマン）約 3,100 名からなる組織である。この他、過去に民間防衛隊にナショナルサービスとして従事したことのある民間防衛ナショナルサービスマン約 11,100 名と、一般住民のボランティア約 66,000 名による協力体勢が組まれている。（徴兵制度に関しては第２章第６節「国防制度」参照）

＊民間防衛ボランティア

地区の安全を維持・向上させるために、約 66,000 人の民間防衛ボランティアが、地区ごとに編成された班で活動を行っている。それぞれの班の活動を統括し、コーディネートするのが民間防衛実行委員会である。

委員会は、住民からのボランティア募集や、緊急時対応のトレーニングなどを指導している。このようなボランティアの活動は、国民に自助努力の意識を植えつけるとともに、国家有事の際に備えての訓練という意味合も持っている。

前述のとおり、水上消防、航空消防は他の機関が主に担当しているため、民間防衛隊は、消防ヘリコプターや消防艇等を所有していない。各消防署（シンガポール島内で 14 ヵ所）には最低１台のポンプ車があり、救急車は、55 台が島内に効率よく配置されている。

また、工業団地が多くあるジュロン地区の消防署には、特殊災害に対する設備が備えられている。

（３）組織・指揮命令系統

民間防衛隊は、３階層の指揮命令系統から成り立っている。本部を頂点とし、４つの方面部隊と、その下に実際の活動を行う 14 の消防署が位置している。消防署は、地形を十分配慮した配置となっている。本部が全ての活動を計画・統率するものであるが、活動の遂行時には、各方面部隊長が指揮を執るものである。

本部の局のうち、特徴的な火災安全・シェルター局（Fire Safety & Shelter Department）は、シンガポールの安全管理を担う専門部署である火災安全局と民間防衛シェルタープログラムの計画・実施部署であるシェルター局を合併して設置されたものである。

建物の高水準の安全基準を設定し、新規建設物の建設計画への防災面からの承認や、既存建物物の防災基準の遵守についてチェックを行うほか、石油類の保管、管理、移動についての許可も行っている。

また、シェルターに関しての規制や指導を行うとともに詳細なシェルターの計画・デザイン・メンテナンス・マネージメントの策定、実施、見直しを行うとともに、シェルターを検査する権限を有し、技術的なサポートも行っている。

（４）予算の概要

民間防衛隊は内務省の所管であり、2004 年度の内務省支出予算額 23 億 S$のうち、13.6%の３億 2,000 万 S$を占めている。警察分の予算が内務省下で一番多く、45.7%で約 10 億 S$である。（図表２－５－５「内務予算内訳」及び図表２－５－６「内務省予算構成図」参照）

図表２－５－５　「内務予算内訳」　　図表２－５－６　「内務省予算構成図」

（いずれも出所：*The Budget for the Financial Year 2004/2005,* Ministry of Finance, 2004 年）

組織	金額　（mil）	%
警察	1073	45.7
内務省本部	288.28	12
民間防衛隊	320.13	13.6
その他	667.41	28.7
全体	2348.82	100

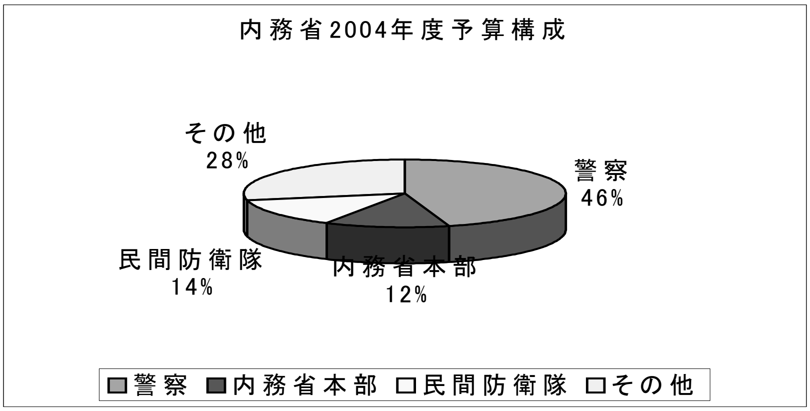

民間防衛隊関係予算の内訳を見ると、管理義務的経費が全体の約 60%を占める。残りの約 40%の事業費は、消防署改築費、民間防衛シェルタープログラム費、その他によって構成されている（図表２－５－７「民間防衛隊予算構成図」参照）。

民間防衛シェルタープログラムは、民間防衛シェルター法に基づくもので、新築住居に、緊急事態の際の避難所スペースを作ることを義務づけるものである。また、法定機関が新しい建物を建設する際に避難所スペースを設置させる権限などを民間防衛隊の長（コミッショナー）に与えている。このプログラムに基づき、MRT（第３章第７節「陸上交通政策」参照）、コミュニティーセンター（第２章第１節「地域行政」参照）、学校、HDB（第３章第２節「都市開発政策」参照）等に順次シェルターが装備されており、現在 10,000 以上のシェルターが完成している。

図表２－５－７　「民間防衛隊予算構成図」

（出所：Ministry of Finance, “The Budget for the Financial Year 2004/2005”, 2004，及びシンガポール民間防衛隊への問い合わせによる）

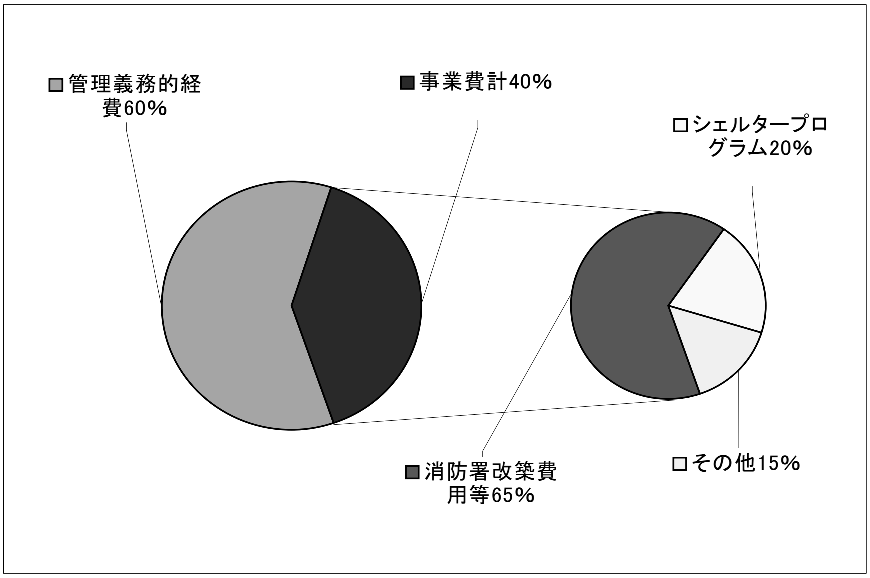

４　現状及び今後の課題・取組み

（１）高度化・専門化への対応

都市化の進展に伴い、事故災害への対応も一層高度化・専門化することが求められる。複雑困難な救助活動に対応する部隊として DART（The Disaster Assistance & Rescue Team）という災害救援救助隊が編成されており、トンネル火災、MRT 救助、ハイリスク救助などにあたることになっている。

（２）特徴ある取組み

1992 年に FRM（The Fast Response Medic）というスキームが作られた。これは道路の状況などにより、緊急現場への救急車の移動等が困難な場合、オートバイに乗った医師が現場に駆けつけて、対応するというものである。

（３）国際化への対応

シンガポールはアジアの数ヵ国及びヨーロッパ各国との間で、緊急時に対応する事前の準備、災害の際のマネージメントなどについて意見や経験実績などを交換する事業も行っている。1990 年のフィリピン・バギオ地震、93 年マレーシア・クアラルンプールのハイランドタワー災害、04 年インドネシア・スマトラ沖地震・津波、また 05 年３月のスマトラ地震の被災地にも救援のために民間防衛隊を派遣している。なお、この中には上述の DART も含まれている。また民間防衛隊は、アジア各国の救急災害活動訓練の支援を行っており、民間防衛隊のスタッフは、日本や香港の消防機関などへ知識の習得などを目的に派遣されている。

5　参考情報

（１）視察先の例

①民間防衛隊本部・広報部門

(The Public Affairs Department, HQ Singapore Civil Defence Force)

所在地　91 Ubi Avenue 4, Singapore 408827

Tel:（65）6280-0000　Fax:（65）6289-4401

②Heritage Gallery（消防博物館）

Central Fire Station at Hill Street

（２）参考文献及び Website

＜参考文献＞

The Budget for the Financial Year 2004/2005, Ministry of Finance（2004 年）

＜Website＞

民間防衛隊 Website　http://www.scdf.gov.sg/index.html

初期消火に力を発揮する消防オートバイ隊員
（小型消防機器「インパルス･ガン」を装備する）

第６節　国防制度

１　概要

シンガポールには、1965 年の独立時、防衛のほとんどをイギリスに依存し、国軍と呼べるものがなかった。現在では、歳出予算に占める国防費の割合は、28.3％と歳出項目の中で最も高く、予算総額は、86 億 2,000 万 S$（2004 年度）となっている（図表２－６－１「防衛費の推移と割合」参照）。政府は、国防が国家発展の基礎であるという認識に立ち、アジア通貨危機で経済が落ち込んだ時期においても国防予算は確保し続けるなど、国の最重要課題と位置付けている。

限られた人材を有効に活用し、国民全体で国を守るため、ナショナルサービス、いわゆる徴兵制度が採用されている。また、公共住宅（HDB）や公共施設にシェルターの設置を義務付けるなど、国防政策は、都市づくりや経済活動にも大きな影響を与えている。

図表２－６－１　「防衛費の推移と割合」

（出所：The Budget for Financial Year）

年度	防衛費予算（百万Ｓﾄﾞﾙ）	国家予算に占める割合(％)	GDP に占める割合（％）
2000-01	7,423	25.6	4.6
2001-02	7,820	27.9	5.2
2002-03	8,204	29.0	-
2003-04	8,252	27.6	-
2004-05	8,620	28.3	-

（注：2002 年度以降、GDP に占める割合について公表なし）

国防政策の基本理念は、Total Defence（全面防衛）である。Total Defence の５つの柱は、経済防衛、心理防衛、社会防衛、民間防衛、軍事防衛であり、全ての国民は、シンガポールの安全を守るための役割の一端を担うことが期待されている。有事の際にも強い経済基盤をつくること（経済防衛)、愛国心（心理防衛)、人種や宗教に隔たりなく支えあうこと（社会防衛)、緊急時の態勢に習熟しておくこと（民間防衛)、その上で国軍を保持する（軍事防衛）というのが Total Defence の考え方である。

シンガポールには、日本でいう防衛白書のような統計書がなく、数値的なデータが少ないため、以下、国防政策と組織機構を中心に紹介する。

２　組織

（１）国防省

国防行政は国防省(Ministry of Defence : MINDEF)が所管している。外部の侵略から国を守るために、シンガポール国軍の迅速な行動をサポートしていく立場にある。

国防省では主に、防衛にかかる人的資源の管理やシンガポール国軍の訓練、他国との防衛交流などを担っており、防衛力の強化、防衛産業の効率化、情報収集、解析力の強化などを図っている。（図表２－６－２「国防省組織図」参照）

国防省の 2004 年度予算は、86 億 2,000 万 S$で、前年比 4.5％増となっているが、この予算のうち、ハイテク戦に備えた最新武器の研究・開発費は、前年度より 8,600 万 S$増の４億 3,000 万 S$となっている。最新技術の研究・開発に力を注ぐとともに、欧米諸国からの海・空軍を中心とした新しい兵器の購入にも力を入れている。

図表２‐６‐２　「国防省組織図」

（出所：国防省 Website）

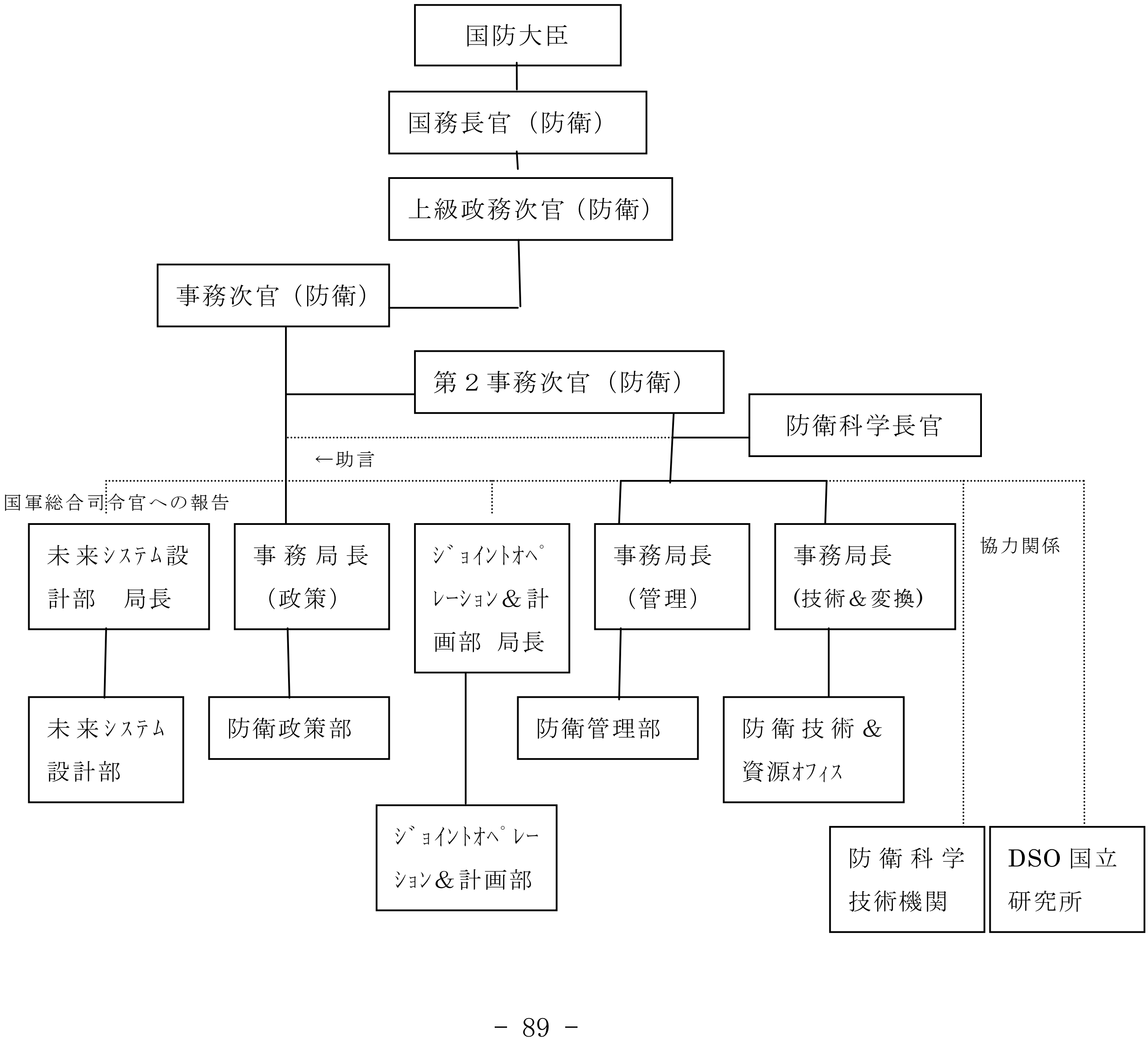

（２）軍隊

国防の実働部隊は、シンガポール国軍（Singapore Armed Forces :SAF）である。国軍は総数約６万 500 人で、その内訳（図表２－６－３「軍隊内訳」）と組織機構図（図表２－６－４「シンガポール国軍組織図」）は以下のとおりである。

図表２－６－３「軍隊内訳」（出所：日本外務省シンガポール共和国 Website）

区分	陸　軍	空　軍	海　軍
名　称	Army	RSAF (The Republic of Singapore Air Force)	RSN (The Republic of Singapore Navy)
人　数	50,000 人	6,000 人	4,500 人
比　率	82.6%	9.9%	7.4%

図表２－６－４　「シンガポール国軍組織図」

（出所：国防省 Website）

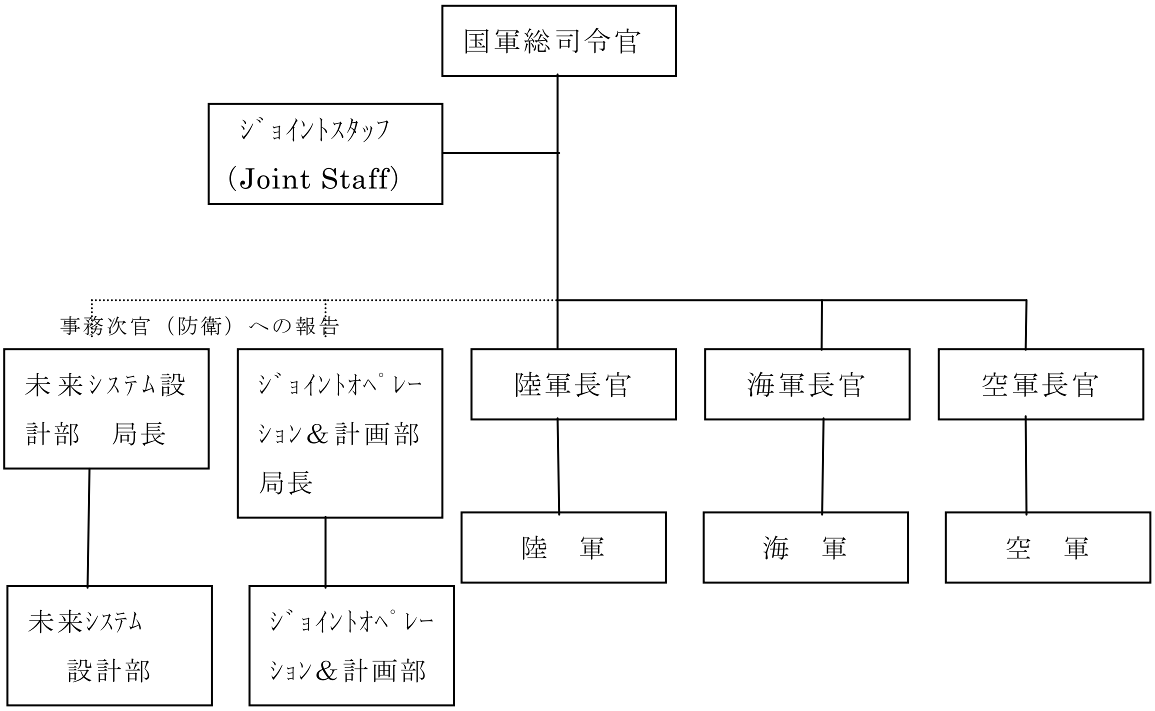

3 主な施策

（１）ナショナルサービス

既述のとおり、1967 年から徴兵制度（ナショナルサービス）を採用している。この政策は、自らの安全は自らが守るということが基本となっている。

また、この政策には、軍隊での共同生活において、相互理解と相互交流を図り、華人系、マレー系、インド系などの民族や人種への帰属意識を国家への帰属意識へと変容させるという国家レベルでの人民統合を図る狙いもある。このナショナルサービスに参加しない者は３年以下の禁固または 5,000S$以下の罰金、もしくはその両方が科せられる。

①徴兵制

シンガポール国籍及び永住権を持つ全ての男子は、年齢が 16 歳６ケ月に達すると兵役登録しなければならない。登録と適正検査を受けた後 18 歳を過ぎてから、軍の需要と検査結果により２年から２年半の国家奉仕につく。この期間中は、シンガポール国軍（SAF)、警察、民間防衛隊、航空消防隊等での業務に従事しなければならない。

なお、2004 年６月、国防省は、A レベル（大学入学資格）保持者等、学業成績が優秀な者については徴兵期間を現行の２年半から２年に短縮することを発表した。

②招集訓練及び予備役

上記①の徴兵期間が終了しても、40 才まで（士官クラスは 50 才まで）の期間、召集により、年間最大 40 日間の訓練を受けなければならない。また、この期間職業軍人以外は予備役となり、非常招集がかかれば即座に動員に応じなければならない。非常招集は、直接電話による連絡や、テレビ・ラジオで部隊名を暗号化して流す方法がとられている。

なお、ナショナルサービス期間中の雇用・報酬については、国家が保証しているが、訓練において規定以上の成績を残さなければ延長訓練や再試験もあり、このことは所属する会社等での昇進や賞与にも影響してくる。

③職業軍人

国軍は、職業軍人と徴兵軍人、予備役で構成されている。常勤の職業軍人は約２万人で、この中には女性隊員もいる。

（２）防衛に関する啓発と教育

①国防月間

毎年２月を国防月間と定め、国民に防衛意識の重要性を PR している。また、２月 15 日を防衛の日とし、毎年イベント等を実施している。２月 15 日は、シンガポールが日本軍の侵攻に陥落した日（1942 年２月 15 日）である。

②防衛教育

学校教育の中で、様々な犯罪からの自己防衛や緊急時における行動（シェルターへの避難方法等）や安全管理など、防衛に関する教育が徹底して行われ、その中で、国民が自ら国を守る義務があることを教えている。

③他国との軍事交流と国際救援活動

有事の際に国内を戦場にしないことを最重要課題とし、また、国土が狭隘で

あることから、海外での演習を積極的に行っている。オーストラリア、英国、ニュージーランド、マレーシアとは５カ国防衛協定（FPDA）を結び、共同で軍事演習を行っている。この協定は、シンガポールとマレーシアの周辺海域の安全確保を目的として、1971 年に同５カ国の間で結ばれた防衛協定である。

2004 年９月、FPDA 参加国がマレーシア・ティオマン島沖で、初の海上テロ対策の演習を実施した。これまで毎年実施してきた演習は、軍艦や空軍機による通常戦争を想定したものであったが、今回は、東南アジア地域で高まりつつある海上テロの危機に対応するため、乗っ取りに遭った船舶を救出する演習内容となった。この演習には、５カ国から軍艦 31 隻、潜水艦２、軍用機 60 機及び 3,500 人の兵員が参加し、近年では最大規模となった。

４ 今後の課題

国防衛施策の今後の課題は、防衛外交の拡大と抑止力の強化である。このため、防衛外交に欠かせない自国の防衛に関する情報の公開に努めるとともに、国民に対して防衛に関する認識の強化を図っている。

国防省では、国防政策と構想について詳しく記した「21 世紀におけるシンガポールの国防（Defending Singapore in the 21st Century）」を発行した。この冊子には、次のような国防情報が掲載されており、今後さらに防衛力を強化していくことの必要性や、国民一人ひとりが防衛意識を持つことの重要性について述べられている。

- 戦争の本質の変化と将来展望
- 国防技術力の向上政策
- 国軍（戦闘部隊）の詳しい現状と今後の強化策
- 最近の諸外国との防衛交流の状況
- 国土利用と人的資源の有効活用

５ 参考情報

（１）視察先の例

・Singapore Discovery Centre
住所：510 Upper Jurong Road, Singapore 638365
電話：(65) 6792-6188

・Air Force Museum
住所：400 Airport Road, Singapore 534234
電話：(65) 6461-8504

・Singapore Navy Museum
住所：32 Admiralty Road West, Endurance Block, Sembawang Camp, Singapore 759959
電話：(65) 6750 5585

（２）参考文献及び Website

＜参考文献＞

・*Defending the Lion City*　Tim Huxley（2000 年）

・*The Budget for Financial Year 2004/2005*　Ministry of Finance（2004 年）

・*Yearbook of Statistics Singapore 2004*　Singapore Department of Statistics（2004 年）

＜Website＞

・シンガポール政府・国防省　http://www.mindef.gov.sg

・シンガポール民間防衛隊　http://www.scdf.gov.sg/index.html

第７節　公務員制度

シンガポール政府は、清廉かつ極めて優秀な頭脳集団で形成されており、その行政能力は世界一との評価もある。

公務員に関する一般的な問題は首相府の公務員局（PSD：Public Service Division）が扱い、汚職については首相府の汚職査察局（CPIB：The Corrupt Practice Investigation Bureau）、そして職員の研修は法定機関である公務員研修所（CSC：Civil Service College）が担当している。

１　公務員局（Public Service Division）

～繁栄と活気に満ちたシンガポールを目指しファースト･クラスの公共サービスを構築する～。これは、公務員局が掲げているその使命である。そして、「清廉さ、能力主義、そして公平無私の原則」に基づき、効率的な公共サービスを提供することや、リーダーの育成、また職員の訓練や能力開発などを通じてその使命を果たそうとしている。

政府は、1995 年に「公共サービス 21」（PS21：Public Service for the 21st Century）というプログラムをスタートさせた。その目的は、優れたサービスを提供する公務員の育成、素晴らしい公共サービスを達成するために変化と変革をいとわない環境の促進であり、基本的な考え方には、「清廉で優秀な官僚が国家の求心力を保ち、シンガポールのアイデンティティを確立する」というリー･クアンユーをはじめとする PAP の指導者たちの思想が色濃く反映されている。

現在、公務員局には人事政策課、組織制度課、情報技術課、公共サービス委員会事務局などの部署がある。

> ※　公務員の身分
>
> シンガポールでは、ストライキやデモンストレーションなど５人以上が集まって政治的な活動を行うことを厳しく禁じている（Penal Code, Chapter 224-141）。そのため、公務員はもとより民間企業の職員もそのような社会的活動は行うことができない。
>
> また、人事に関しては、首相の助言により大統領から任命された委員から構成される人事委員会が行うが、不服がある場合には同様の不服委員会や公務員委員会に申し立てることができる。
>
> なお、公務員は、62 歳までの雇用が保証されている。

２　公務員数及び官職分類

（1）公務員数

シンガポール政府の公務員数は、61,040 人（2001 年 12 月現在）である。

（2）官職分類

シンガポールでは、公務員の階層を業務の内容や給与に応じ以下の４つに分類している。

図表２－７－１　「公務員区分」

区　分	詳　細	人数
Ｉ種（DivisionＩ）	行政職、専門職	24,770
Ⅱ種（DivisionⅡ）	専門技術職	18,230
Ⅲ種（DivisionⅢ）	事務職、技術職	13,770
Ⅳ種（DivisionⅣ）	作業職	4,270

出所：公務員研修所（Civil Service College）提供資料に基づく
人数は 2001 年 12 月現在

３　汚職防止システムと給与制度

シンガポールは今日、アジアの中でも特に汚職が少ないことで有名であるが（表２－７－２「汚職の比較」参照）、その清廉で優秀な官僚が今日の繁栄を導いてきた。その清廉な官僚制度の背景には、厳しい汚職防止法と独特の給与制度、そして社会の監視システムなどがあるといわれているが、ここでは汚職追放システムと給与制度について取り上げる。

図表２－７－２　「汚職の比較」

ランク	国　名	2003 年評点
5	シンガポール	9.4
14	香港	8.0
21	日本	7.0
30	台湾	5.7
37	マレーシア	5.2
50	韓国	4.3
66	中国	3.4

ランク	国　名	2003 年評点
75	タイ	3.3
83	インド	2.8
92	フィリピン	2.5
105	ベトナム	2.4
122	インドネシア	1.9
129	ミヤンマー	1.6

注）ランクは調査 133 国中の順位。評点は０～10 点で、数値が高いほど汚職が少ない。
出所：ドイツに本部を置く NGO　Transparency International
『Global Corruption Report 2004』に基づき作成

（1）汚職査察局と汚職防止法

行政のクリーン・シティとしても有名なシンガポールだが、かつて 19 世紀後半には、腐敗にまみれた時代があったという。首相府の外局である汚職査察局は、警察とは別に公務員等の汚職腐敗摘発を専門に扱う組織として、1952 年に設立された。

また、1959 年に自治権が確保された後、普通選挙の実施の結果、リー・クアンユー率いる人民行動党が多数派となり、汚職追放が政策の重要課題となった。このような中で、1960 年に汚職防止法（Prevention of Corruption Act）が改正された。汚職査察局が汚職追放に大きな力を発揮し始めるのはこの時からといわれている。

汚職防止法は、37 条からなり、汚職査察局の独立性を確保するための規定のほか、次

のような特徴的な規定がある。

① 「疑わしきは罰す」の原則（第 17 条～第 22 条、第 24 条）

汚職の嫌疑に問われた者は、自らその潔癖を証明しなければならず、それができない場合には、汚職の罪に問われる。

② 賄賂提供者を逮捕する義務（第 32 条）

賄賂を提供された場合には、拒否するだけでなく、その提供者を逮捕しなければならない。正当な理由なく逮捕しなかった場合は、当該公務員自身が 5,000S$（約 35 万円）以下の罰金又は６ヶ月以下の禁固に処せられる。

③ 職務権限がなくとも収賄罪（第８条、第９条、第 23 条）

職務権限がなくても賄賂を受け取った以上は収賄罪が成立する。

なお、公務員汚職査察局は独立性を担保するため、長官、副長官、次長、複数の特別査察官はすべて大統領から直接任命される。

（２）給与制度

独立以前の公務員給与は生活できないほど低く、それが汚職を頻発させる要因の一つともなっていた。そこで、汚職防止法と汚職査察局の設立にあわせ、政府は公務員給与と労働条件についても大幅な改善を図り、現在の高水準の給与体系ができあがった。

① 一種の報酬制

民間企業を含め、給与は業績の対価である報酬と捉えられており、時間外勤務をしても超過勤務手当ては支給されない。また、資格の有無によって給料の額が変わる職種もあるため、勤務時間内にできるだけ効率よく仕事を片付け、時間外は研修等で資格取得に努める者が多い。

② 定期昇給なし

定期昇給はなく、人的資源省の所管する National Wage Council が、公務員だけでなく民間も含めた給与の指標であるガイドラインを毎年発表する。公務員も民間給与もともにこのガイドラインに原則的に従って決定されている。

③ 民間準拠

人口が少ないシンガポールでは、経済発展に伴い民間企業との人材の取り合いが熾烈になったので、官から民への人材流出を防ぐために給与面での工夫が見られる。

ⅰ）M48

閣僚、次官など高級官僚の給与が、主要６業種（銀行家、会計士、エンジニア、法律家、地元製造業、多国籍企業）における給与額トップ８名の給与の上位 24 位の給与額の３分の２、つまり 48 名［６業種×８名＝48：M48］中 24 番目に高い給与額の３分の２を下回らないという方式

ⅱ）スーパースケールG

若手幹部職員（32 歳までにこのスケールに到達するのが一般的）の給与は、前記主要６業種に従事する 32 歳の給与額を高い順に並べ、上位 15 番目の給与額と同じにするという方式

4　研修及び評価システム

（1）研修システム（100 時間研修）

年間 100 時間（毎月 1 日程度の研修：８時間×12 月＝96 時間）の研修が、ポストに関わりなく義務付けられている。研修の目的は、現在の職務に必要な技能、知識だけでなく、将来にわたって雇用が可能となるような自己啓発のための研修や知識、技能の習得である。

公務員の研修を実施するのは、法定機関である公務員研修所（CSC：Civil Service College）であるが、Core Value（公務員倫理）、Leadership and Management（リーダーシップと管理能力）、Public Administration（行政管理）をキーワードに、能力や、職員の地位に応じた数多くの研修プログラムを実施している。同研修所によれば、300 コース以上の様々なプログラムが設けられ、2003 年は実に 48,200 人の公務員が研修プログラムに参加している。

（2）評価システム

公務員の評価についての基本的な考え方は、次のプログラムによく表れている。

① 360 度評価

管理職に対する評価手法の一つで、上級管理者、同僚、部下及び自身の４者が行う。全てのポジションから評価されるため、360 度評価と呼ばれている。評価に矛盾が生じた場合には、上級管理者の評価が優先される。この評価の眼目は、管理者により良く自己を認識させ、より効果的で、指導力のあるリーダーシップを発揮させようとする点にある。

② ヘリコプター資質

管理職に要求される資質の一つで、現実処理能力と併せて、物事を高い視点（ヘリコプターの視点）に立って見ることができる能力。ちなみに、シンガポールの都市計画は 30 年先を見通して策定されており、実際にガーデンシティとして各国の賞賛を得るという形で結実している。前述した管理職に対する評価も、このヘリコプター資質の有無を重点に行われる。

また、人事委員会法（Public Service Commission Act）により設置されている人事委員会（Public Service Commission）では、公務員の採用、昇任、異動、懲戒、奨学金制度運営を行っている。しかし、全ての公務員のきめ細かな勤務評定と昇進人事を人事委員会で行うのは難しく、職員の勤務する各省庁で実施するほうが良いとの考えから、1995 年、人事委員会から各省庁にその権限の一部が移譲された。ただし人事委員会は、公務員幹部候補生の一括採用やスーパースケールＤと呼ばれるⅠ種の中でも特にトップクラスの幹部職員の昇任、異動等についてはその権限を保持している。

５　参考情報

（１）視察場所の例

効率優先の考え方が徹底しているため、表敬訪問を敬遠する傾向が強い。

①予約が必要…国会議事堂、公務員研修所（CSC）

②予約は不要…ラッフルズ像、国立博物館、イメージ・オブ・シンガポール

（２）参考文献及び Website

＜参考文献＞

・杉谷滋編著『シンガポール　清廉な政府・巧妙な政策』御茶ノ水書房（1999 年）

・平谷英明著『シンガポールの公務員制度について』「地方公務員月報」より(2000 年)

＜Website＞

シンガポール政府・首相府	http://www.pmo.gov.sg/
シンガポール政府・首相府公務員局	http://app.psd.gov.sg/

第３章　シンガポールの主要政策

第１節　情報化政策

１　概要

1980 年代初頭、政府は、情報技術(IT)が経済成長の牽引役として将来有望であると認識し、世界に先駆けて国家的な情報化の推進を開始した。これ以降、政府は中長期的な情報化や行政の電子化計画を次々と発表するとともに、強力なリーダーシップによって、計画に掲げた目標を現実化してきた。その結果、今日のシンガポールは世界有数の情報化都市となり、優れた国際競争力を備えるに至った。

2003 年、政府は新たな情報化基本計画”Connected Singapore”と、電子行政推進計画「第二次電子政府行動計画」(e-Government Action Plan Ⅱ)を発表した。両計画はいずれも平易な表現で情報化が進展した将来像や達成目標を描き、国民や企業にシンガポールの未来に対する期待を抱かせるものとなっている。今後、両計画は同国のさらなる情報化推進の指針となり、過去の情報化計画の際と同様、政府は目標の実現に向けて着実に前進していくと思われる。

２　現状

（１）国民生活の情報化

国際電気通信連合(ITU)が 2002 年に発表した国民のインターネット利用に関する国際比較調査によると、シンガポールにおける１万人あたりのインターネット利用者数は 5,396.64 人である。これはアイスランド、スウェーデン、韓国に次いで 196 ケ国中第４位であり（日本は第 13 位)、アジア諸国では韓国に次いで第２位である。

同調査による 100 人あたりのパソコン台数の国別比較では、シンガポールは 50.83 台で世界 196 ケ国中第８位（日本は第 20 位)、アジアでは韓国に次いで第２位となっている。

情報通信開発庁(IDA)が 2003 年 4 月に発表した調査によると、シンガポールにおける世帯パソコン保有率は 2001 年で 63.9%（日本は 58.0%）であり、前年の調査時より 2.9%上昇している。同調査によるインターネットの普及率は 56.8%（日本は 60.5%）となっており、前年の調査時より 7.0%上昇した。このように、国民生活へのパソコンとインターネットの急速な浸透が進んでいる。

（２）電子行政・電子政府

各種の国際比較調査によると、シンガポールの電子行政の進展状況は国際的にかなり高いレベルにあるとされている。

2003 年 11 月に国際連合が発表した電子政府に関する調査報告(World Public Sector Report 2003 E-Government at the Crossroads)では、各国の電子政府に

関する基盤状況を比較したランキングにおいて、シンガポールは総合12位となっており、アジア諸国では最高位である（日本は総合第18位)。この調査では、行政ウェブページ、情報通信インフラの整備状況、人材育成の程度をそれぞれ指標化して合計しており、内訳を見ると、シンガポールは行政ウェブページについては第8位（日本は第31位)、情報通信インフラについては第13位（日本は第17位）とされている。なお、人材育成については、国連開発計画の教育指標が用いられており、シンガポールは第63位と低い順位となっている（日本は第25位）が、本指標では上位諸国の差が小さいため、総合順位を大きく下げる結果とはなっていない。

３　組織

（１）管轄行政機関

電子政府推進施策は、電子政府政策委員会(e-Government Policy Committee(eGPC))が全体調整を行っている。

eGPCは首相府次官を兼務する公務員長を議長とし、各省次官で構成される。GPCは電子政府施策の全体調整のほか、具体目標の設定や進捗状況の監視を行う。

また、公務員長を議長とし、公的部門と民間部門の代表者から構成された電子政府諮問機関(e-Government Advisory Panel)が設置され、政府に対して電子政府の世界動向やその影響、電子政府化の推進に関する助言を行っている。

電子政府推進計画の責任官庁は財務省である。財務省は公的部門における情報通信技術インフラ、電子行政サービス、電子政府推進施策の全般について責任を負うとされており、「電子政府行動計画」、「第二次電子政府行動計画」はいずれも財務大臣名で発表されている。

一方、技術担当主管(Chief Technology Officer(CTO)兼情報担当主管(Chief Information Officer(CIO))とされているのが、情報通信芸術省(Ministry of Information, Communications and the Arts(MICA))管下の法定機関である情報通信開発庁(Infocomm Development Authority of Singapore (IDA))である。IDAは、技術面についての財務省への助言と勧告、情報通信技術政策・技術標準・進展計画の策定及び財務省への勧告、情報通信技術基本計画の策定、中央情報通信技術インフラの管理、プロジェクト管理を担当する。

また、各行政機関においては、次官級が情報通信技術基盤や電子行政サービス全般の各行政機関における責任者とされている。

（２）情報通信開発庁(IDA)

情報通信開発庁(IDA)は、政府の情報化推進政策の実質的な推進機関である。

IDAは、情報技術分野を担当する国家コンピューター庁(NCB)と通信分野を担当する通信庁(TAS)の合併により、1999年12月に発足した。この合併の目的は、情報技術分野と通信分野の開発促進及び監督業務の一本化である。現在、

IDA は情報通信芸術省(MICA)の監督の下、情報技術産業の振興、電子行政サービス提供の推進、政府情報技術基盤の構築及び運営、国民の IT リテラシーの向上など、情報通信関連施策全般を所掌している。

IDA の組織は、CEO を筆頭として政策・規制グループ、オンライン開発グループ、情報通信開発グループ、技術グループ、政府システムグループ、コーポレート開発グループ、中央ビジネスサービスグループなどの８グループから構成されている。

４　主な施策の展開

（１） IT 技術の進歩に呼応した国家全体の情報化基本計画を策定し、それをさらに行政の情報化計画に連動させ、計画的に情報化を推進してきている。

国全体の情報化基本計画の中で、電子行政の推進は常に中核的テーマとされており、その対応関係は下表のとおりである。

図表３－１－１　「国全体の情報化基本計画と行政の情報化計画」

（出所：Singapore e-Government Website）

国全体の情報化基本計画	行政の情報化計画
国家コンピューター化計画（1980-1985）	行政サービスコンピューター化計画（1980-1999）
国家 IT 計画（1986-1991）	
IT2000（1992-1999）	
Infocomm21（2000-2003）	電子政府行動計画（2000-2003）
Connected Singapore（2003-）	第二次電子政府行動計画（2003-2006）

（２）国全体の情報化基本計画

ア　国家コンピューター化計画

国家コンピューター化計画は、政府機関のコンピューター化、情報技術産業の成長促進、情報分野における人材育成を図るため策定された。

イ　国家 IT 計画

当時進展が著しかったネットワーク技術の導入による政府機関相互の情報の共有化が進められた。

ウ　IT2000 計画

シンガポールを経済・社会活動のあらゆる分野に IT 技術が浸透したインテリジェント・アイランドにすることを目標とし、全国的な情報インフラの整備を提唱した。

エ　Infocomm21 計画

Infocomm21 は「2005 年までにシンガポールを活気ある世界の情報通信技術のハブとする」ことを目標とし、2002 年までの行政サービスの大部分のオンライン化、教育カリキュラムの 30％への IT の導入、2003 年までの商取引の半分を電子化といった具体的な数値目標を設定している。この中で政府の役割は「触媒」と表現されており、情報化推進の中心を担うのは民間部門であるとしている。

オ　Connected Singapore

2003 年４月に発表された Connected Singapore は、Infocomm21 に状況変化に応じた調整を加えたものであり、骨格は Infocomm21 から大きく変わっていない。

Infocomm21 同様、情報化推進における IDA の役割は触媒や情報化推進のまとめ役で、民間部門が中心的な役割を果たすとする基本的姿勢に変更はないが、デザインや芸術といった分野を戦略的推進分野として位置づけるなど、新たなコンセプトが加えられている。

Connected Singapore における４つの戦略は以下のとおりである。

（ア）戦略１　全国的情報基盤の整備

・ブロードバンド環境の整備
・ワイアレス接続環境の整備
・有用で魅力あるコンテンツとアプリケーションの開発
・情報リテラシーの向上－「Get to Be Connected」プログラム

2006 年までに低所得家庭のパソコン所有率を現在の 37％から 45％に向上させる。

（イ）戦略２　デジタル情報交換

本戦略は、シンガポールを世界的なデジタル情報配信・交換センターとすることが目的であり、2006 年までにシンガポールを経由するデジタル取引額を現在の数倍にする。

（ウ）戦略３　成長エンジン

本戦略は、情報通信分野における新たな経済活動の育成と雇用創出を目的とする。ここでは、2012 年までに情報通信産業の GDP に対する貢献度を現在の 7％から 10％に向上させるとするとともに、潜在的な成長分野として携帯電話産業、ネットワーク産業、マルチメディア産業、ウェブサービス産業、証券産業の５つをあげ、それぞれ数値化した産業規模を目標として掲げている。

（エ）戦略４　変革する組織

本戦略では、情報通信技術による民間・政府機関の事業効率や顧客満足度の向上を目標としている。このうち電子政府の推進においては、「多くの省庁、１つの政府」を基本枠組みとして省庁のネットワーク化を掲げてお

り、ワイアレスなど新たなサービス提供手段の導入、顧客ニーズの把握とサービスへの反映、スピードの向上や重複手続の削減など、顧客本位のサービス提供に向けたビジネスプロセスの再編をあげている。

（３）行政の情報化計画

ア　行政サービスコンピューター化計画（1980-1999）

1980 年に発表された国全体の情報化基本計画「国家コンピューター化計画」は、政府機関のコンピューター化、情報技術産業の成長促進、情報分野における人材育成が三本の柱とされた。

これを受け、省庁のコンピューター化によるペーパーワークの削減と、業務の効率化、人員の削減を目的とする行政サービスコンピューター化計画が策定された。

1986 年に策定された情報化基本計画「国家 IT 計画」では、行政サービスコンピューター化計画へのネットワーク技術の導入が提唱された。これによって当時発展が顕著であったネットワーク技術が行政機関に導入され、各政府機関相互の情報共有化、政府内部における情報の重複の解消、ワンストップサービスの実現、土地利用データベース（Integrated Land Use System(INLUS)）・司法データベース（LawNet）・医療情報データベース（MediNet）などの各種データベースの構築が行われた。

国家コンピューター庁（NCB）（現 IDA）は 1988 年に実施した行政サービスコンピューター化計画の監査結果として、人員 5,000 の削減と、IT 関連投資の収益率 171%を達成したとしている。

国家 IT 計画に代わる情報化基本計画として 1992 年に発表された IT2000 は、シンガポールのインテリジェント・アイランド化に必要な情報インフラの整備を提唱した。IT2000 の下で整備されたブロードバンドネットワーク「シンガポール・ワン」は、ほぼ全国の家庭や企業、公的機関からのブロードバンド環境への接続を可能とした。

また、行政のワンストップサービスの進展や、図書館のネットワーク化など様々な行政分野におけるオンライン化が進められ、1999 年４月には電子行政サービスのポータルサイト「eCitizen」が 108 のサービスの提供を開始している。

イ　電子政府行動計画（2000-2003）

1999 年 12 月に NCB と通信庁（TAS）の合併によって発足した情報通信開発庁（IDA）は、NCB から引き継いだ IT2000 に代わる新たな情報化基本計画の策定作業を進めた。

2000 年６月、政府は、新たな情報化基本計画「Infocomm21」の概要と、2000 年から 2002 年までの３年間を対象とする新たな行政の情報化計画「シンガポール電子政府行動計画（The Singapore e-Government Action Plan）」（以下

「電子政府行動計画」）を発表した。

2000 年 12 月に発表された Infocomm21 の全体報告書では、６つの戦略的推進分野の１つとして電子政府化の推進をあげ、「電子政府行動計画」の推進と具体的な数値目標を示している。

2003 年 7 月、政府は「電子政府行動計画」終了後の行政情報化施策として、次項の「第二次電子政府推進計画」を発表した。

ウ　第二次電子政府行動計画（2003-2006）

（ア）概要

2003 年 7 月、政府は計画期間を 2003 年～2006 年、予算総額 13 億 S$とする新たな行政の情報化計画「第二次電子政府行動計画（e-Government Action PlanⅡ（eGAP2））」を発表した。

「第二次電子政府行動計画」では、行政のネットワーク化による行政　サービスへのアクセス性の向上、電子行政サービスの質の向上と統合、行政と国民の連携の強化が焦点とされ、利用者の満足度の向上（Delighted Customers）、政府と国民の連携強化（Connected Citizens）、政府のネットワーク化（Networked Government）の３つの達成目標を掲げている。

（イ）３つの達成目標

a 利用者の満足度の向上（Delighted Customers）

過去 1 年間の行政サービス利用者のうち 1 回以上電子行政サービスを利用した者の割合を、2006 年には 90％にするとしている。また、電子行政サービスの内容に満足している利用者の割合を同 80％にし、2006 年までに複数省庁にまたがる電子行政サービスを新たに 12 件実現させるとしている。

これらの数値目標の達成手段として、計画では電子行政サービスのアクセス性の向上、利用者によるカスタマイズが可能な電子行政ポータルサイトの構築をあげている。

計画では、電子行政サービスへのアクセス性の向上のため、図書館やコミュニティーセンターのほか、スーパーマーケットへのオンライン端末の設置や、携帯電話等コンピューター以外の手段による接続環境の整備が進められる予定である。

また、民間企業や各種関連団体とも協力してサービスの向上を図るとしている。この協力体制は e シチズン・ヘルパー・３P（People-Private-Public）パートナーシップと名付けられ、パスポートの申請手続、強制積立年金制度である中央積立基金（CPF）の残高照会、所得税の納付手続、会社登記などの分野における成果が期待されている。

これまでに行政と民間の協力によって実現した電子行政サービスの例として本計画内であげられているのは、最近始まった民間写真店でのパスポートの発行・更新申請手続である。これは入国管理局と民間の国内 19 箇所の写真店が協力して実現したものであり、パスポート用写真の撮影からパ

スポートの申請まで、一連の手続を写真店内で行うことができる。

さらに、利用者の利便性の向上のため、eCitizen サイトのカスタマイズ機能の強化が進められている。既に図書館の本の返却期限や、道路使用税納税の更新時期、パスポートの更新時期を登録者に通知するサービスが始まっている。

b 政府と国民の連携強化（Connected Citizens）

「第二次電子政府行動計画」の第２の目標は、情報通信技術を利用した政策広報活動や、政策決定に際しての国民からの意見収集による、国民の政治参加の促進と連携強化である。

2003 年４月、政府はオンライン政策ポータル（Online Consultation Portal）というウェブサイトを立ち上げている。同サイト内の「e-政策文書」コーナーには、各省庁が策定した施策と、それに対する意見の記入欄が掲載されている。

今後は、行政機関が国民の意見を収集する場合、オンライン政策ポータルに意見入力画面を掲載するか、独自のサイトで意見収集を行う場合でも、該当箇所へのリンクを掲載することとされている。

c 政府のネットワーク化（Networked Government）

「第二次電子政府行動計画」の第３の目標は、行政機関のネットワーク化による、組織の枠を超えた統合的な行政サービスの提供である。ここでは、情報通信技術を利用し、高付加価値、統合的、迅速な行政サービスの実現を目指すとしている。また、複数の行政機関における情報の共有を進め、行政サービスの付加価値を向上させる一方で、全ての行政機関を対象とする情報保護指針により、利用者のプライバシーを保護するとしている。

さらに、情報通信技術への投資効率の最大化、行政機関相互の連携強化、資源配分の最適化のため、情報通信技術の適切な管理、基本設計やインフラ基盤の効率的な整備、情報通信技術環境の急速な変化に迅速に対応可能な能力の構築が重要であるとしている。

情報通信システムの基本設計やインフラ基盤においては、システムの設計・導入・管理における技術標準、導入方針、ガイドラインを示す共通枠組であるサービス・ワイド・テクニカル・アーキテクチュア（Service-Wide Technical Architecture（SWTA））に沿うこととされ、情報の共有化や効率の向上が期待されている。政府システムの SWTA への準拠時期は 2007 年半ばと予定されている。

さらに、「電子政府行動計画」によって開始し、現在も継続している知識管理実験プログラム（KMEP）において７つのプログラムが進行中であり、完了後は司法、奨学金管理、調査研究、教育、生産性向上実践モデルに関する知的インフラや知的資産が新たに誕生するとしている。

5　今後の課題等

（1）国民 ID 番号関係

シンガポールでは、15 歳以上の全ての国民と永住者に NRIC（National Registration Identification Card）という ID カードが配布されている。NRIC 番号は出生時に割り当てられており、パスポートの番号も NRIC 番号がそのまま使用されている。現在、NRIC は行政手続、銀行口座の開設・不動産の売買といった個人の経済取引など、公私様々な場面で使用されている。国民１人１人が生涯不変の番号を持つ制度の存在が電子行政の普及と促進に大きく寄与している。

NRIC は９桁のアルファベットと数字からなり、番号は出生時に各個人に割り振られる。NRIC カードは 15 歳到達時に発行され、30 歳で更新される。カードの表記事項は、①名前（英語・母国語表記の併記）、②民族（チャイニーズ、マレーなど）、③生年月日、④性別、⑤出生国、⑥血液型、⑦発行日、⑧住所、⑨国籍（永住者の場合）、⑩指紋である。

また、外国人居住者には雇用パスや扶養家族パスが発行され、それぞれ９桁の FIN 番号（Foreign Identification Number）が付与される。FIN 番号も NRIC と同様、生活上の様々な場面で利用されている。

このように、生涯変わらない番号を 1 つ覚えればよいという利便性の反面、日常生活上のあらゆる場面で使用されるため、情報の流出、プライバシーの侵害や国家による住民管理の強化に対する懸念があることは否めない。

（2）デジタル･ディバイドの縮小

「教育 IT マスタープラン」等で学校教育の場面における情報教育を積極的に取り入れているが、情報技術の急速な進展による知識の陳腐化への対応や、情報教育を受ける機会のなかった成人層の再教育のため、国民各層に対する情報化教育の充実が課題となっている。

こうした課題に対し、政府は、技術習熟レベルにより５段階に分けた国民の情報通信リテラシー向上施策を実施している。このうち、レベル１の「情報通

信リテラシー」カテゴリーはコンピューターとインターネットの基本的な利用方法の習得を目的としたものである。このカテゴリーは主に「国家 IT リテラシー・プログラム（National IT Literacy Programme（NITLP)）」に基づいて実施されており、要件を満たす者が指定コースを受講する場合、受講料の最大 90％の助成を受けることができる。このほか、これまでに実施されてきた情報リテラシー向上施策には以下のようなものがある。

図表３－１－２　「情報弱者向けの情報リテラシー向上施策」

（出所：情報通信開発庁 Website 上の情報を整理）

高齢者向け	・社会開発スポーツ省と連携した高齢者向け IT 講座 ・退職者ボランティアプログラム、シンガポール高齢者アクショングループ、全国労働組合会議等、各種の自己啓発グループと連携した高齢者向け IT 研修
低所得者層向け	・中古パソコンの低所得者向け配給事業（国民や非営利団体から提供を受けた中古パソコンを低所得世帯に寄贈）
社会人向け	・IT コーチ事業（多忙な社会人を対象とし、パソコンとインストラクターを備えたバスを工場や集会場に派遣）

６　参考文献及び Website

〈参考文献〉

・クレアレポート 204 号『シンガポールの情報化政策』財団法人自治体国際化協会(2000)

・クレアレポート 252 号『シンガポールの情報化政策と電子行政』財団法人自治体国際化協会(2004)

〈Website〉

・シンガポール政府 eGovernment　http://www.egov.gov.sg/

・シンガポール情報通信開発庁 Infocomm Development Authority of Singapore（IDA）　http://www.ida.gov.sg/

・シンガポール政府 eCitizen　http://www.ecitizen.gov.sg

・シンガポール政府 SINGOV　http://www.gov.sg

・シンガポール政府 Singapore Infomap　http://www.sg

第２節　都市開発政策

１　シンガポールの都市開発の概要

1965 年の独立当時には、住宅不足は深刻で、都市中心部に多くの土地不法占拠者が存在し、貧粗な生活環境やインフラ整備の欠如といった多くの問題を抱えていた。政府は、計画的かつ強力な指導力をもって都市開発を進め、現在では、美しい街並みと緑豊かな「ガーデンシティ」として世界に知られるようになった。シンガポールの都市開発の特色は、長期的な視点からの計画の策定、自然や歴史との共生等にある。また、都市計画に際しては、以下の５つの原則が一貫して採用されており、住宅地、工業地帯、空港、港湾などが上手く配置された効率的な国土利用が実現している。

- 長期的視点に立つこと。
- 総合的なアプローチをすること。
- 産業のニーズを支援すること。
- 開かれた透明性の高いシステムを持つこと。
- 柔軟性と応答性に富むこと。

２　都市開発に関わる行政組織

（１）国家開発省（MND：Ministry of National Development）

①概要

国家開発省は 1959 年に設立され、主に、長期的視点に立った都市計画の策定、公共住宅の開発、社会基盤整備などハード面の開発を担当している。

直属の部局（内局）として、①戦略的計画部（Strategic Planning Division）、②住宅部（Housing Division）、③社会資本部（Infrastructure Division）、④組織業務部（Corporate Development Division）がある。これらは、管下にある局（Department）及び庁（Statutory Board）の取りまとめ・調整を主な業務としており、計画策定、施設整備などの実質的な業務は、外局（法定機関）が主体的に行っている。

②各法定機関（Statutory Board）

国家開発省の管下には、７つの法定機関（独立採算性の組織）があるが、そのうち、都市、住宅、社会資本形成に関係する主な３つの機関は以下のとおりである。

ａ．都市再開発庁（URA, Urban Redevelopment Authority）

都市計画・国土開発計画の総合立案及び取りまとめを担当する。1974 年に住宅開発庁の都市更新部を独立組織に昇格させる形で設立された。具体的には、土地の有効活用に関する戦略的計画の立案・遂行や、公営企業が行う環境保護や社会基盤整備の調整・遂行、政府機関や民間企業への用地の安定供給などを行っている。また、歴史的建物などの保護・保存も同庁が担当している。

ｂ．住宅開発庁（HDB：Housing & Development Board）

住宅政策の立案・遂行、公共住宅の建設、ニュータウン（公共住宅団地）の関連

公共・公益施設の整備、埋立事業などを担当する。英国植民地政府が設立し1927年から1959年まで運営していたシンガポール改善財団（Singapore Improvement Trust）の業務を引き継ぐ形で1960年に設立された。

ｃ．国立公園庁（NParks：National Parks Board）

約1,763haの公園やオープンスペース、約3,326haの自然保護区、約4,200haの道路植樹帯などを管理する。1990年に国立公園を開発、管理、発展させるために設立された（1996年に国家開発省の公園・レクレーション局を統合し、現在に至る）。

（２）法務省（Ministry of Law）

法令に関する業務のほか、土地所有権等の登録、近隣諸島の管理、特許・商標の登録などを行う。公共事業用地の強制収用を一括して行う土地政策部（Land Policy Division）、土地政策部の行った土地収用の価格に不服がある場合に地権者が訴えることのできる控訴庁（Appeals Board）、公共用地に関する情報を収集・提供する司法扶助局（Legal Aid Bureau）、土地測量庁（Land Surveyors Board）等の土地関連部局などがある。

３　土地制度と国土の利用状況

（１）土地制度と歴史

シンガポールは、かつて英国の植民地であり、英国流の「土地は究極的に国家に帰属する」という理念が広く受け入れられ、英国政庁が保有する土地の比率が高かった。1959年の自治権獲得以降、政府は土地収用を積極的に進め、国土の約３割が収用され、公共施設の整備、都市再開発事業、ニュータウン開発で大きな役割を果たした。また、島国で水際が多いことを利用して、1967年から本格的な海岸の埋め立て事業を実施し、国土の約１割を埋立てで増やした。埋立てによる主な開発プロジェクトとしては、チャンギ国際空港建設、ジュロン・テュアス地区の工業団地建設、プンゴールの住宅地の開発、都心部に隣接するマリーナ・スクウェア及びマリーナ・サウスの開発などがある。埋立てのための土砂確保や採石のため、国内の多くの丘が削られ、この丘の跡地も新規開発用地として利用された。なお、現在では、国内での土砂採取は禁止され、インドネシア、マレーシアからの輸入に頼っている。現在、全国土の約９割が国有地となっている。また、国有地の開発のために民間に売却する場合でも借地権（期間は、99年から999年まで様々であるが、99年間が多い）のみの譲渡で、所有権は依然、国家に帰属している。

（２）国土の利用状況

2003年現在の国土面積は697.1㎢で、その土地利用状況は、建付地（住宅地、工業用地、商業用地）約50%、森林約４%、農地約１%、その他約45%となっている。農地面積が非常に狭いのが特色である。

建付地の比率が国土の約半分と広いが、これはシンガポールの国土がほとんど平坦であり、その平坦な土地の多くが有効に利用されているためである。

（3）国有地の管理

国有地の保有・管理は法務省の土地政策部が行っている。ただし、多くの未利用の国有地については、都心部のものは都市再開発庁が、住宅地周辺のものは住宅開発庁が、それぞれ土地政策部から長期貸与の形で移管を受け、管理している場合が多い。政府が未利用の国有地を民間企業や個人に利用させる場合、売却ではなく長期貸与の形式がとられるのが一般的であり、貸与期間は 99 年間が多い。なお、賃貸料は毎年・毎月支払うのではなく、当初一括払いが一般的である。

4　土地収用制度と都市開発

（1）概要

土地の買収は、政府に強制的な土地収用権限を与えている土地収用法に基づいて行われ、任意買収は行われない。具体的には、土地収用を必要とする公共事業が、関係省庁の協議の後、国会で議決され、公告等の手続きを経て買収が行われる。なお、政府は、土地収用の後、インフラの整備は行うが、建物の建設及び経営は主に民間の開発業者に任せられる。

地権者は、収用価格に対する訴訟は出来るが、収用決定自体に対する訴訟は出来ない。このように非常に強力な土地収用法があるため、政府による土地収用が迅速に行われ、計画的な都市開発を可能にしている。

（2）土地収用価格

土地収用価格は、「1995 年１月１日の評価額と収用時の評価額を比べて低い方の額」とされている。これにより、政府の用地買収コストの増大が防がれ、地権者のいわゆる「ごね得」が発生する余地は無い。なお、収用価格は収用時点の市場価格に較べて低い場合が多いが、この較差について政府は、社会資本、住宅の整備が国民に与えるメリットの大きさという観点から是認されるものであるとの姿勢をとっている。地権者が収用価格に不服の場合は、第三者機関（控訴庁）での調停を受け、まとまらない場合は、裁判所に提訴することができる（一審制）。

（3）店舗や住居の収用

店舗、事務所などの所有者・占有者は、再開発ビルなどの受皿施設が建設された場合には地区内に残ることもできるが、それ以外は、地区外へ移転することになる。また、住宅を収用された者に対しては、HDB 住宅の優先入居制度が適用される。HDB 住宅の購入は、通常は申込みから購入まで約３年待つ必要があるが、住宅を収用された者は優先的に購入でき、また、HDB 住宅購入の頭金の必要額も低くされる。歴史的には、地権者の反対や収用をめぐる流血事件もあったが、再開発による利益は、受皿施設を安価に提供するための資金として活用するという、再開発利益の還元システムの確立により、再開発に対する国民的了解が得られてきている。

（4）歴史的地区の保全

再開発においては、歴史的な資産を残すことにも重点が置かれ、保存地区の指定や、地区内の開発・建築行為の規制が行われている。特に歴史的・文化的価値の高い建物の保全・再生の工事は、政府自らが施行し、一般の商店街や住宅街の場合は、民間業者が施行

する。現在指定されている保存地域としては、古い中国商店が並ぶチャイナタウン、インド人街であるリトルインディア、アラブ人街を含むカンポン・グラム、古い住宅地のエメラルド・ヒル、シンガポール川沿いのボート・キーやクラーク・キー、最高裁判所やシティ・ホールなど文化的価値が高い建築物が並ぶヘリテッジ・リンクなどがある。

5　都市計画の策定

（1）都市計画の歴史

民族別の住み分けを強制した 1828 年のタウン・プランがシンガポールにおける最初の都市計画と言われている。シンガポールで最初の総合的な国土開発・都市整備に関する計画は、1958 年に英国の植民地政府により策定された「マスタープラン」である。1960 年、都市計画の基本である計画法が施行され、計画策定の担当機関として国家開発省に計画局（1989 年に都市再開発庁に合併）が設立された。この法律により、全ての公共、民間の開発行為は、計画により明確に調整、統合されることになった。また、既に策定されていた「マスタープラン」はこの法律体系に組み込まれることとされた。

（2）過去のコンセプトプラン

①コンセプトプラン（1971 年）

シンガポールの急速な成長に伴い、新たな長期的な計画の策定が必要となり、1967 年から、国連の援助を受けた長期的土地利用計画策定に関する４年計画のプロジェクトが開始された。そして、この計画に交通計画を付加して、1971 年に最初のコンセプトプランが完成した。コンセプトプランは、概略的な計画図などで都市全体に関する土地利用やその他の長期的政策などを示している。コンセプトプランは、マスタープランの上位計画としてシンガポール全体の概念計画として位置付けられるが、基本的に法的拘束力はない。このためコンセプトプランの具体的実現のために、法定計画であるマスタープランが改定された。なお、マスタープランは国土整備の詳細計画という性格を持ち、計画法の規定により５年ごとに改定され、ニュータウン開発や埋立てといった新規開発と再開発事業が一体的に計画されている。

現在のシンガポールの国土計画・都市づくりの骨格は、この 1971 年のコンセプトプランに定められたものである。同プランには、ニュータウン、高速道路網、工業団地、公園、MRT、チャンギ空港、中心業務地区などが含まれており、これに従い実際の諸施設の整備が行われてきた。

②改訂コンセプトプラン（1991 年）

1971 年のコンセプトプラン策定から 20 年後の 1991 年に改訂作業が行われた。21 世紀に向けた、より質の高い生活の実現を目的としている。2000 年、2010 年、そして人口が 400 万人に達する年を X 年とする３段階の計画で、人口増加や国民の要望などに対して柔軟に対応できるよう、弾力的なものになっている。

《改訂の概要》

ａ．中層・低層住宅の比率を増加させ住宅の多様性を高める、住宅床面積を広くさせる、HDB 住宅を増加させるなどにより、より良好な居住を提供する。

b．より多くの海岸、リゾート、マリーナなどを設け、離島でのレジャーを充実させたりすることによって、シンガポールをレジャー・アイランドとする。

c．シンガポールを５つの地域に分割し、現在の都心部のほかに、４つの 80 万人規模の地域センターを開発して地域の生活を活性化させ、中心地域の過度の混雑・開発を防ぐ。

d．マリーナベイ周辺を世界クラスの業務中心地として開発し、世界クラスの文化施設の建設などを行い、新たな都心を開発する。

e．高速道路や MRT（都市は地下鉄、郊外は高架鉄道）を拡大させ、総合的な交通システムを構築する。

（３）コンセプトプラン 2001

21 世紀の世界クラスの繁栄した都市を目指した「コンセプトプラン 2001」は 2001 年７月に発表された。前回までのプランと異なり、都市再開発庁内におけるパネル展示、新聞やインターネットなどでの国民への情報提供を行い、一般国民の意見・要望を広く募集して策定されたものである。

概要は、40 年～50 年後には、人口が 550 万人に達すると予想し、それに見合う住居、雇用、レクリエーションなどの用地の不足分への対策として、より高層のオフィス・ビルや住宅の建設などが考案されている。同プランの主要提案は以下の７つにまとめられている。

①住み慣れた地域における新しい住宅（New Homes in Familiar Places）

住み慣れた既存の居住地域の新築住宅に住むことで、両親・親戚の近隣に住み、既存のマーケット、MRT、幼稚園などの施設を利用でき、かつ地域におけるコミュニティーの結束を維持・発展させることを目的としている。

既に住宅開発庁は 1995 年から古い住宅住民に同じブロック内に新築の住宅を提供する「選択制ブロック再開発計画（SERS：SERS；Selective En-bloc Redevelopment Scheme）」を導入し、また、結婚した子供が親と同居又は近隣に住むことを条件に、新築住宅入居のチャンスを２倍与える「新近居制度（New Married Child Priority Scheme）」を導入している。

②都市部における眺望のよい高層住宅の提供(High-rise City Living- a room with a view)

マリーナ・サウスの埋立地に広範囲のレクリエーション、娯楽施設も備える新ダウンタウンを開発する計画である。新ダウンタウンには 90,000 戸以上の住宅建設が計画されている。その容積率（敷地面積に対する建物の総床面積の割合）は、平均 600％～700％となり、都心部に居住する人口割合は現在の３％から７％に増加すると予想される。

図表３－２－１「低層・中層・高層別住宅の現状と計画」

住宅の種類	低層	中層	高層
現　　在	９％	13%	78%
コンセプトプラン 2001	８％	13%	79%

低層：５階建て以下の住宅及び平屋
中層：容積率が 140%～210%で、24 階建てまでの住宅
高層：容積率が 210%を超える住宅

③多種多様なレクリエーションの提供（More Choices for Recreation）

緑地を現在の約２倍の 4,500ha に増やし、人々が十分な緑地で「庭園の中の街」を感じることができるようにする。緑地を増やす計画の一環として、公園と施設・スポーツ複合施設・住居などとのネットワーク化を図るべく「パーク・コネクター（緑で包まれた歩道や自転車道）」を 2010 年までに、合計 245 ㎞完成させる予定である。

また、多様なスポーツ施設、広域のレクリエーション活動施設、魅力的なイベントを行う芸術エリア用地も計画されている。

④新しいビジネスゾーンの設定、高付加価値産業用地の確保
（Greater Flexibility for Business）

産業・ビジネスにおける用途地域区分（ゾーニング）を、その産業やビジネス活動が周囲の環境に及ぼす影響を基準に現在の６つから２つに設定変更する。つまり、有害物質などを取り扱わない産業・ビジネス（Ｂ１）と、有害物質などを取り扱い、周囲の環境に影響を与える恐れがある産業・ビジネス（Ｂ２）とに区分する。この新しい「影響ベース」のゾーニングにより、従来の用途変更をすることなしに産業・ビジネスの内容を変更できるようになる。

また、電子工学、化学製品、製薬、生物工学、医学などの高付加価値産業については、シンガポールの GDP （国内総生産）成長に大きく貢献しているため、将来においても十分な用地を確保するように計画されている。

⑤世界的なビジネス中心地（A Global Business Center）

シンガポールはビジネス・金融の中心地として発展してきた。政府は競争力を維持するビジネス・金融街の拡大のために現在の中央ビジネス地区に隣接している埋立地に新ダウンタウン用地 40ha を確保。新ダウンタウンは、統合された効率的交通、良質な社会基盤、美しい環境、多様な生活・仕事環境を持ち、効率的で優雅な 21 世紀の都心になることが予定されている。開発が完了した場合、商業オフィスの総床面積は、600ha（現在の中央ビジネス地区の約２倍）となり、容積率は 900%～1,500%となることが予想される。新ダウンタウンは、今後約 50 年間のオフィスの需要を満たす容量を持つことになるが、開発は市場の需要にあわせて進められる計画である。

新ダウンタウンの開発は、１つの主要業者に担当させる予定で、落札業者には、最長 15 年間（通常は８年～10 年）という長期プロジェクトとして与えられる。当用地に関

しては、政府は現在行っている業者落札後の一括前払方式ではなく、より柔軟な支払方式を検討している。

⑥交通環境の整備（An Extensive Rail Network）

将来新たに都心部外周を走る放射線状の鉄道ラインを計画している。放射線ラインは都心部と郊外の移動を、都心部外周ラインは郊外地域相互間の迅速な移動を可能にする。現在の 93 ㎞の沿線は 500 ㎞に拡張される予定である。

⑦個性・独自性の重視（Focus on Identity）

都市再開発庁は、15 の地区の魅力を引き出す方法を模索している。今後 15 年以上にわたり、同庁は民間部門と協力し、これらの地区の開発、ユニークな建築物の保存、歴史的建造物の有効活用を進める予定で、現存の建築物の価値をいかに高めるかを模索し、歴史的建物を保存することとしている。

新ダウンタウンの建設が予定されているマリーナ・サウス地区（手前）
対岸は現在の中央ビジネス地区

6　住宅政策

国民生活の基盤となる住宅建設は、政府による安価な住宅の供給という目標の下に進められ、大きな成果を挙げている。高層、高密度の住宅団地が建設され、狭い国土が有効利用されている。なお、住宅建設は、旧市街地の開発ではなく、ニュータウン開発と組合せて行われてきた。また、中心都市に対する衛星都市としてではなく、それぞれのニュータウンがひとつの街として建設され、それらを結ぶ交通網の整備が併せて行われている。初期には住宅の確保が最優先であったが、住宅の広さや部屋数、関連施設の付設等、質の面での充実が図られているようになってきている。また、国民が自分の家を持つことが政治的、経済的にも社会の安定に繋がるという考え方の下、政府は個人の持家を奨励、支援し

ており、ニュータウン開発は、持ち家制度とともに推進されている。2003 年現在、国民の約 84%が公営住宅に居住し、国民の持家率は 92.8%である。

7　参考情報

（1）視察場所の例

・国家開発省（MND：Ministry of National Development）
　住所：5 Maxwell Road #21-00 Tower Bloc ㎞ ND Complex, Singapore 069110
　電話：6222-1211

・Singapore City ギャラリー
　住所：Urban Redevelopment Authority
　　　　45 Maxwell Road, The URA Centre, Singapore 069118
　電話：6221-6666
　※現在及び将来のシンガポールの都市開発状況が模型で展示されている。

（2）参考文献及び Website

＜参考文献＞

・丸谷浩明著「都市整備先進国シンガポール」アジア経済研究所（1995 年）
・矢延洋泰著「小さな国の大きな開発」到草書房（1983 年）
・江崎正彦・小野沢 純共著「アジア経済ハンドブック 2003」全日出版（2002 年）
・1997 年度第 32 回日本都市計画学会学術研究論文集
・クレアレポート 092 号『シンガポールの住宅政策』財団法人自治体国際化協会（1994 年）
・クレアレポート 131 号『シンガポールの行政機構』財団法人自治体国際化協会（1997 年）
・クレアレポート 165 号『シンガポールの産業政策』財団法人自治体国際化協会（1998 年）
・クレアレポート 232 号『シンガポールの緑化政策』財団法人自治体国際化協会（2001 年）
・クレアレポート 240 号『シンガポールの都市計画』財団法人自治体国際化協会（2003 年）
・*Concept Plan 2001*（シンガポール都市再開発庁）
・*Singapore Facts and Pictures 2002*（シンガポール情報通信芸術省）
・『ネクスト・ラップ ―2000 年のシンガポール―』（シンガポール通商産業省）

＜Website＞

・シンガポール政府・国家開発省 http://www.mnd.gov.sg
・シンガポール政府・都市再開発庁 http://www.ura.gov.sg
・シンガポール政府・住宅開発庁 http://www.hdb.gov.sg
・シンガポール政府・国立公園庁 http://www.nparks.gov.sg
・シンガポール政府・法務省 http://www.minlaw.gov.sg/

第３節　環境政策

１　概要

独立以降の急速な経済成長に伴って生じる大量生産、消費、廃棄といった環境問題は、淡路島程度の国土しかないシンガポールにとって重要な行政課題の１つである。

シンガポールは、そのすぐれた都市計画によって、経済発展と自然環境の保全を両立させ、「ガーデンシティ」と呼ばれるほどの豊かな自然と高度に整備された住環境をあわせもつ都市となっている。この節では、国際的評価の高い「ガーデンシティ」を支える環境政策について、環境・水資源省の施策を中心に紹介する。

（１）環境・水資源省（MEWR：Ministry of the Environment and Water Resources）

感染病が流行する恐れのない、高水準の公衆衛生を提供することを目的に1972 年に設立された（2004 年９月に環境省（ENV）から現在の名称に変更)。同省の主要な使命は、①高い水準の廃棄物、廃水、雨水処理のインフラ設備を整えること、②環境汚染防止対策を実施すること、③教育、監視、強制を通した高い公衆衛生基準を確立することである。同省の管下には、以下の２つの法定機関がある。

①国家環境庁(NEA：National Environment Agency)

環境・水資源省が定める様々な政策を効率的かつ柔軟に実行するため、2003 年７月に環境省（当時）から分離する形で設置された。同庁は公衆衛生局、環境保全局、環境研究所、気象サービス局、協力局、人事局からなり、環境全般に関して幅広い活動を行っている。

②公益事業庁(PUB：Public Utilities Board)

限られた水資源を最大限に利用するため、貯水池、浄水場、河川、排水システム、下水道システムなどを一括して管理している。排水を再利用してNEWater（詳細は次節「上下水道政策」参照）を作り出す水再生プラントもこの機関が管理している。

（２）国家開発省(MND：Ministry of National Development)

長期的視点に立った都市計画の策定、公共住宅の開発、社会基盤整備など、ハード面の開発を担うため、1959 年に設立された。同省管下の７法定機関のうち、環境政策との関わりが深いのは以下の２つである。

①国立公園庁（NPB：National Parks Board)

国立公園を開発、管理、発展させるため、1990 年に設立された。現在、約1,763ha の公園やオープン・スペース、約 3,326ha の自然保護区、約 4,200ha以上の道路植樹帯などを管理している。

②都市再開発庁(URA：Urban Redevelopment Authority)

都市計画・国土開発計画の総合立案及びとりまとめを担当している。

図表３－３－１　「国家環境庁組織図」

（出所：国家環境庁 Web-site 参照）

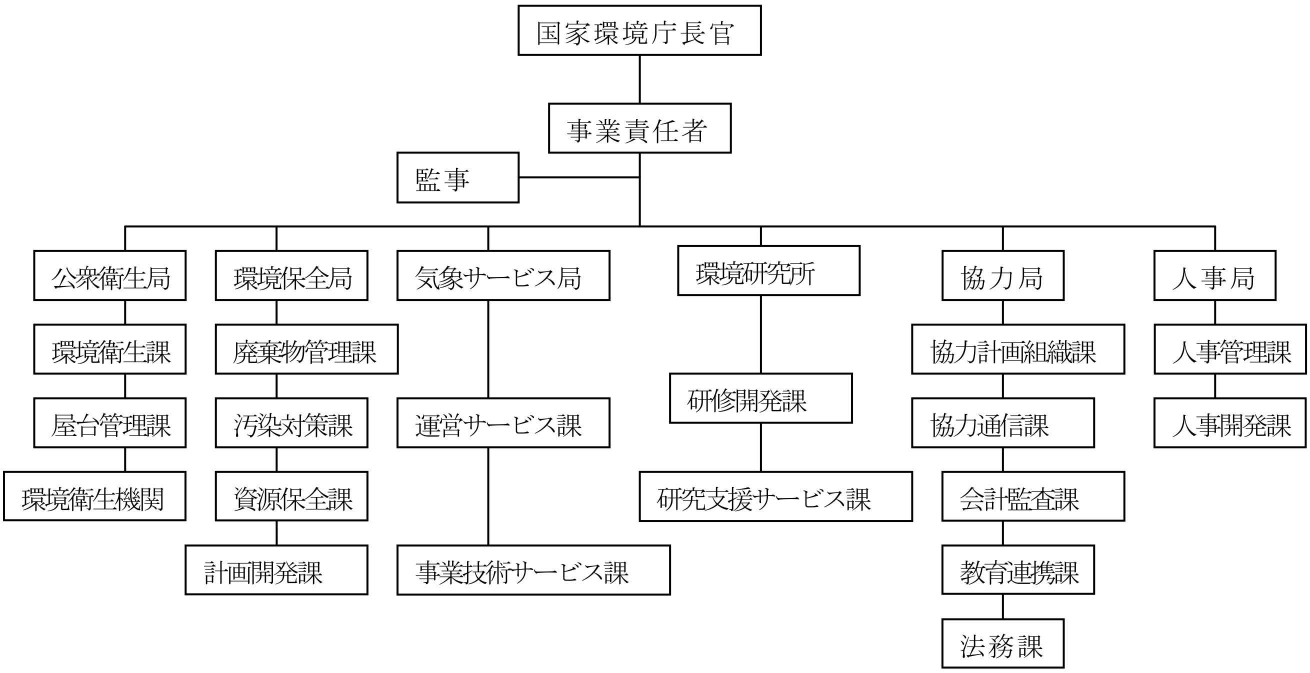

２　環境に関する基本方針

2002 年８月、環境・水資源省[1]は、持続可能な社会実現に向けて、「シンガポール・グリーンプラン 2012(SGP2012)」を打ち出した。これは、1992 年に同省が最初に作成した包括的な環境計画、「シンガポール・グリーンプラン」を引継ぐ計画であり、10 年後の 2012 年を見据え、環境に関して国が進むべき方向を定めたものである。実施委員会の委員の半数は、民間企業、住民組織及び学識経験者の中から選出されるなど、官民が一体となって環境問題に取り組む姿勢が見られる。

「シンガポール・グリーンプラン 2012」では、大気環境、水環境、廃棄物理、自然保全、公衆衛生、国際協力の各分野で到達目標を設定している。例を挙げると、廃棄物のリサイクル率を 44%から 60%まで上げること、ごみの量を減らし、現在の埋立処分場の寿命を延ばすとともに、埋立て０を目指すこと、海水の淡水化、水の再利用など、従来型ではない集水方法で水需要の 25%を確保すること、国民 1,000 人当たり 0.8ha の公園を創出すること等が定められている。

３　主要施策

（１）大気汚染対策

シンガポールの大気汚染の発生源を大別すると①発電所、石油精製所のような固定的施設、②自動車等、③廃棄物の屋外焼却場、④隣国の山林等（インドネシアの山林火災がヘイズと呼ばれる煙害をもたらす）の４種類に分類できる。

[1] 発表当時は環境省

大気中の主な汚染物質は、二酸化硫黄、一酸化炭素、窒素酸化物、微小粒子状物質（PM2.5）などである。国家環境庁では、国内３か所の路上と 15 か所の特定地域に大気汚染観測所を設置し、日々大気の状況を詳細に観測している。

①産業汚染防止策

政府は都市計画の中で産業関連施設の建設場所を郊外に指定し、市街地や住宅地への影響を最小限にするよう配慮している。さらに、都市計画に沿った個々の開発計画についても、事前に環境に与える影響について評価及び検討を加えている。

開発業者が新規の開発を行うにあたっては、国家環境庁の PCD（汚染対策課：Pollution Control Department）の検査を受けることになっている。PCD は当該産業及び住宅開発計画が周辺地域に与える影響を調査し、その建設計画が適切な場所に位置しているか、周辺地域と調和できるか、処理不可能な汚染物質発生の可能性がないかなどをチェックした上で開発を許可する。石油精製所、化学プラントなど深刻な環境汚染を引き起こす恐れのある建造物については、都市計画の工業用地内、具体的にはジュロン工業団地やジュロン島等の沖合の島に限って立地が認められている。

また国家環境庁は、大気汚染を最小限に防止するために電力会社、石油精製所などに対して同庁が指定する燃料の使用を義務付けている。現在、天然ガスによる発電が進んでおり、2003 年には、国内電力需要の 60%を賄っている。天然ガスは、環境への負荷が少ないことに加え、マレーシアやインドネシアの西ナツナ、南スマトラから輸入でき、発電効率も良いという利点がある。

②車両排気汚染防止策

車両排ガスについては自動車製造技術の向上に応じて表３－３－３「排ガス対策の経過」のとおり基準を設定するとともに、定期点検を義務付けることで、排ガス規定基準を遵守させている。排ガスで問題となる微小粒子状物質（PM2.5）は、気管支炎、ぜんそく、上気道感染症などを引き起こす。全ての燃料エンジンは PM（粒子状物質）を排出するが、PM2.5 の 50%以上はディーゼルエンジンからの排出である。このため、2006 年 10 月からは、欧州排出基準４[2]が採用されることになっている。これによって、タクシーやバスは全て欧州排出基準４適合のディーゼルエンジン若しくは、圧縮天然ガスエンジン（CNG）を使用することになることになる。CNG 車は、ディーゼルの代わりに天然ガスを使用する低公害車である。国家環環境庁は、2003 年、CNG の新車購入者に一定の税金を払い戻す奨励策を出している。

---

[2] 欧州排ガス基準とは、EU 内の自動車排ガスに対する基準で、1992 年の欧州基準１から 2005 年の欧州基準４へと段階的に排気ガスに含まれる有害物質の量を減らすよう規制している。欧州基準４では一酸化炭素の排出量を 2000 年の 2.3mg から 2005 年には１mg に、窒素酸化物については 0.15mg から 0.08mg に削減するよう義務付けている。

交通渋滞は大気汚染の原因の一つであるが、「車両割当制度」[3]や「電子式道路料金徴収システム」[4]の導入によって交通渋滞が緩和され、結果として大気汚染の防止にもつながっている。（車両割当制度、電子式道路料金徴収システムについては第３章第７節「陸上交通政策」を参照。）

図表３－３－２　「排ガス対策の経過」

（出所：国家環境庁年次報告書 2003/04 等参照）

排ガス対策の経過
1990 年　車両割当制度導入
1991 年　無鉛ガソリンの導入（有鉛ガソリンの段階的制限）
1996 年　ディーゼル中の硫黄含有量許可値変更（総量当たり 0.5%から 0.3%）
1997 年　新車の３元触媒コンバーターの搭載義務付け
1998 年　有鉛ガソリンの完全廃止、電子式道路料金徴収システムの導入
1999 年　ディーゼル中の硫黄含有量許可値変更（総重量当たり 0.5%から 0.3%）
2001 年　全てのガソリン車、ディーゼル車に対する欧州排出基準２への適合義務付け
2003 年　全ての自動二輪車に対する欧州排出基準２への適合義務付け
2006 年（予定）全てのディーゼル車に対する欧州排出基準４への適合義務付け

なお、国家環境庁の年次報告書（2003 年）によると、シンガポールの大気汚染のレベルは、ほとんどの汚染物質は世界保健機構[5]などの国際基準をクリアしているが、PM2.5 については、アメリカ連邦政府環境保護局[6]が定める基準をクリアしておらず、今後これを減らしていくことが課題となっている。

（２）水質汚染対策

シンガポールは水資源に乏しく、国内水需要の半分をマレーシアから輸入する原水に頼っている。高度な下水処理により、「ニュー・ウォーター（NEWater）」と呼ばれる再利用水を精製（第３章第４節「上下水道政策」参照）するなど、資源の最大利用の努力を続ける中で、貯水地や集水域などの貴重な水資源を汚染から守ることは、重要なことである。

国家環境庁は、水生生物が生息できる水質環境を維持するために、家庭内及び敷地からの排水は、全て下水道に排出するように義務付けており、下水道の普及率もほぼ 100%に至っている。下水道は雨水専用と生活排水・工業排水用の

---

[3] 車両割当制度：Vehicle Quota System(VQS)

[4] 電子式道路料金徴収システム：Electronic Road Pricing System(ERPS)

[5] 世界保健機構：World Health Organization(WHO)

[6] アメリカ連邦政府環境保護局（USEPA：United States Environmental Protection Agency）は、大気汚染基準指標（PSI: Pollutant Standards Index）において、大気中に存在する汚染物質の量により、「良好」、「標準」、「不健康」、「非常に不健康」、「危険」の５段階に分け、汚染状況を判断している。2003 年シンガポールでは、93%の日が「良好」であった。

二つに区分されており、雨水は未処理で、生活排水、工業排水は浄化処理後、それぞれ沿岸部に排出されている。

シンガポールの水質汚染の原因は、他の先進国と同様に家庭排水と産業排水である。国家環境省では、水質汚染対策として汚染を根源から防止するため、①下水道ネットワークの構築、②各産業に対して下水管に排出する前段階での処理の義務化、③貯水池の区域内での大量の産業用化学物質使用や貯蔵の禁止を基本方針としている。

水の汚染状況を調べるため、国内や本島周辺の水質を定期的に分析している。集水域、非集水域にそれぞれ水質監視ポイントが設置されている。集水域では、川に 35 か所、池に 12 か所のポイントを設け、水素イオン濃度や、溶存酸素、生物化学的酸素要求量（BOD）、総浮遊物質（TSS）等の数値が検査される。同様の検査は、他の 18 の非集水域でも行われる。国家環境庁の環境保全課の年次報告書（2003 年）によると、採水したサンプル 1,689 のうち、法律で規定する基準を満たさなかったのは７％であり、各水域とも良好な水質環境にあると報告している。

（３）ごみ処理対策

①ごみ処理の概要

固形廃棄物については、1979 年以降、直接埋立処理する方法から全量焼却後に埋立処理する方法に変わった。修理、再利用、リサイクルできない可燃物は全て焼却し、重さ 10 分の１、体積 10 分の２に減量されてから埋立処分場に運ばれる。焼却によって、ごみの量をできるだけ少なくし、また、焼却熱の再利用ができるため、シンガポールでは最も効率的な処理方法と考えられている。

現在国内には４か所[7]のごみ焼却場が稼動しており、１ 日あたりの総焼却能力は最大で 8,200 トンである。今後 2008 年までに PFI[8]による第５焼却場の建設を予定しており、完成後は、最も古い Ulu Pandan 焼却場(1979 年稼動開始)を閉鎖することになっている。

焼却によって生じる焼却灰や、焼却不可能な廃棄物については、直接埋立処理される。過去５か所の埋立処分場がシンガポール島内にあったが、1999 年に島内唯一の処分場が許容量を超え閉鎖されたため、現在シンガポール沖合にあるセマカウ島（Pulau Semakau）の処分場で処理されている。通常、

[7] 焼却場名及び稼動開始年：Ulu Pandan(1979), Tuas(1986), Senoko(1992), Tuas South(2000)

[8] PFI(Private Finance Initiative)は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。今後建設予定の第５焼却場は、Design-Build-Own Operate(DBOO)方式で、設計、建設、所有、運営を全て民間企業に任せ、国家環境庁がそれを監督する手法。

埋立処分場は輸送が容易で、コストがかからない場所に建設されるものであるが、土地が不足しているため、セマカウ島に建設された。セマカウ島の処分場は面積 350ha、処分可能量は 6,300 万㎥で、今後約 30 年間、国内の固形廃棄物処理の需要に応えられるとされている。

経済成長による人口増加、生活水準の向上に伴い、一日当たりのごみ排出量は、1970 年から 2000 年までの 30 年間で 6 倍増の 7,600 トンに達している。このペースでごみが増え続ければ、５～７年に一度新しい焼却場が、25～30 年に一度セントーサ島並みの広さ（約 500ha）の埋立場が必要になると考えられ、グリーンプラン 2012 でも目標が掲げられているように、リサイクルの推進等、ごみ減量は今後の大きな課題である。

②家庭ごみ収集

従来のごみ収集は環境省（当時）の環境技術課が全て所管していたが、環境公衆衛生法に基づき、1996 年から民間委託を開始し、2001 年９月から完全に民間が業務を行っている。ごみ処理の管理運営上、島内を９ブロックに分割おり、各ブロックのごみ収集事業者を選定している。2004 年 11 月現在、３社が９ブロックのごみ収集を請け負っている。

各家庭からのごみ収集は、シンガポール国民の 84％が住んでいる HDB 団地を例にとると次のようになる。各家庭のごみはすべて団地の各階に設置されているダストシュートに投入され、１階にあるごみ集積所に集められる。それを各ブロックのごみ収集事業者がごみ焼却場まで運搬している。ごみ収集の管理責任は住民自治組織であるタウンカウンシル（第２章第１節「地域行政」参照）が受け持っており、公益費として各住民から料金を徴収している。

図表３－３－３　「ごみの流れ」

（出所：国家環境庁 Web-site 参照）

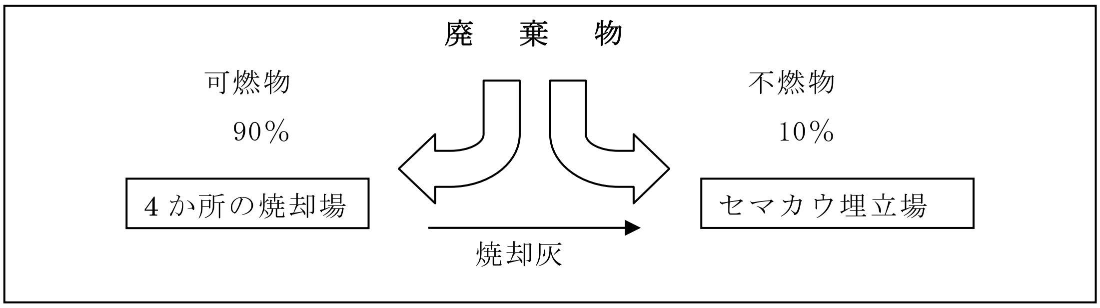

（４）緑化、環境美化施策

緑化政策は、国家開発省が担当しており、具体的な施策はその法定機関である国立公園庁（NPB：National Parks Board）が行っている。国立公園庁はシンガポール植物園（Botanic Garden）の中に設置されており、5,000ha 以上の公園、オープン・スペース、自然保護区、4,200ha 以上の道路植樹帯などを管

理している。

シンガポールの国土緑化運動は、自治政府時代の1963年にリー・クアンユー首相（当時）提唱の植樹キャンペーンから始まり、独立後の1967年に「ガーデンシティ」政策として正式に発表された。都市緑化には、景観の向上、日陰の創出などの利点があるが、緑化政策の最も大きなねらいは、世界トップレベルの緑の国を築き上げることで、安心、快適、清潔なイメージを海外投資家や観光客に与え、それらの力を借りることによって国際的な競争力を高めることにあった。

植樹に適する在来樹種は少なかったので、諸外国からシンガポールの気候や土壌に適する樹木が持ち込まれた。当初は、量的な充実を重んじて成長の早い樹木を道路沿いに大量に植樹したが、その後は、花の咲く樹木や、香りのある樹木、果実のなる樹木を植えるようになった。また、「熱帯」のイメージを高めるため、観光客が目にしやすい高速道路沿いや観光スポットに椰子の木を植えるなどの工夫も凝らしている。シンガポールは熱帯気候のために植物の成長も早いので、頻繁に街路樹の剪定を行っている。刈り取られた枝は鶏糞と混ぜ合わせて肥料として再利用されている。主な街路樹については、コンピューターに一本ごとに登録し管理している。近年では、建築物の高層化に伴い、バルコニーや屋上に植物を植えることを奨励したり、既存の公園の拡張や、公園間を遊歩道で連結させることにより、緑地スペースをさらに広げていく取り組みがなされている。

街の清掃を管轄するのは、環境・水資源省管下の法定機関、国家環境庁（NEA：National Environment Agency）である。道路、河川、海岸等の美化に責任を持ち、業務委託した清掃業者の監督を行っている。公共スペースや公共住宅団地を清潔に保つため、環境・水資源省とタウンカウンシルは毎年合わせて1億2,000S$（約78億円）の費用をかけている。

この他、環境・水資源省は1990年からクリーン＆グリーン週間を設け、毎年11月に環境美化キャンペーンを行っている。各地域で大臣や国会議員が植樹、清掃活動を行い、国民に環境美化を呼びかけている。近年では、国家環境庁だけでなく、国立公園庁、社会開発協議会（CDC）、人民協会（PA）、シンガポール環境協会、その他の草の根住民団体などと連携し、より多くの国民に参加を求める各種の環境美化イベントを開催している。

環境美化に関して特徴的なことは、「ごみのポイ捨て」に対する厳しい罰則である。環境公衆衛生法には公共の場でのごみの散らかし行為について図表３－３－４のように罰則を定めている。

最近では、特にごみの散らかし行為がひどい地域を国家環境庁職員が重点的に見回り、ポイ捨て０を目指す運動も行われている。公共施設のいたるところに禁止行為及び罰金額を明示したステッカー等を掲示していることもポイ捨て抑止効果があると思われる。また、2002年のクリーン＆グリーン週間の際に１

つのイベントとして始められた「ポイ捨て０キャンペーン」を国家環境庁が中心となり継続的に実施しており、小学校やNPO団体等と協力して街のごみを減らす取り組みが行われている。

図表３－３－４　「環境衛生法」

・何人もごみ、汚物、紙類、灰、容器その他のものを公共の場所や水路、排水溝、に置いたり、落としたり、投げ捨ててはいけない。(17条1項(a))
・違反した者については、令状なしで警察官、公衆衛生官等によって逮捕され、初犯で1,000S$以下、累犯で2,000S$以下、三度目以降の累犯は5,000S$以下の罰金が課される。(21条1項)
・悪質なごみ捨て行為(累犯等)については、矯正労働作業命令(CWO: Corrective Work Order)により、合計12時間を超えない長さで公共空間の清掃を矯正的労働として行わせる。(21A条1項、２項)

４　今後の課題

シンガポールの環境政策は総体として非常に大きな成果を上げてきている。限られた国土の中で環境保全と経済発展を両立させる都市整備を実現し、東南アジアで最も美しい都市として国際的な評価を得ている。今後は、シンガポール・グリーン・プラン2012で設定した目標到達のために各分野における環境対策が進められることだろう。とりわけ、資源の乏しいシンガポールにとって、廃棄物の減量化、水資源の有効活用は重要な課題といえる。特に、廃棄物の処理に関しては、一般家庭ごみ等の分別回収、リサイクルがあまり進んでおらず、グリーン・プランの中でも課題の一つに挙げられている。今後啓発活動など、リサイクルに関する国民意識をさらに向上させるような取組みが期待される。環境に配慮した都市計画を例とした政府主導型の政策は、今後も不可欠であると考えられる一方、公衆衛生対策に見られるような、地域住民、ボランティア、NPO、教育機関と連携した住民主体の環境美化キャンペーンなど、「PPP(Public Private People)」すなわち、官・民・住民が一体となった取組みにも今後注目したい。

５　参考情報

（１）視察先の例

①環境・水資源省（MEWR: Ministry of the Environment and Water Resources）

住所　40 Scotts Road Environment Building Singapore 228231

電話　(65)6732-7733

②国家環境庁（NEA: National Environment Agency）

住所　環境・水資源省と同じ

電話　(65)6235-2611

③公共事業庁（PUB: Public Utilities Board）
④国立公園庁（NParks: National Park Board）
⑥都市再開発庁（URA: Urban Redevelopment Authority）
⑦ごみ焼却場（Tuas South Incineration Plant 等）
⑧埋立処分場（Pulau Semakau landfill）
⑨ニューウォーター水処理工場（NEWater Visitor Center）

（２）参考文献及び Website

＜参考文献＞

・自治体国際化フォーラム 2002 年２月号「シンガポールの緑化政策～国家の命運をかけたプロジェクト～」
・自治体国際化フォーラム 2003 年４月号「シンガポールの水循環政策」
・*"Environmental Protection Division Annual Report", 2003*
・*"The NEA Annual Report",2003/04*
・*"Singapore Clean Card", 2004*
・*"Singapore's Solid Waste Management Strategies"*

＜Website＞

シンガポール政府・環境・水資源省　http://app.mewr.gov.sg
シンガポール政府・国家環境庁　http://app.nea.gov.sg
シンガポール政府・公共事業庁　http://www.pub.gov.sg
シンガポール政府・国立公園庁　http://www.nparks.gov.sg
シンガポール政府・都市再開発庁　http://www.ura.gov.sg
シンガポール政府・住宅開発庁　http://www.hdb.gov.sg

分別収集ゴミ箱

第４節　上下水道政策

１　概要・経緯

シンガポールは、世界的な多雨地域に位置するものの、狭く平坦な地形のため保水能力が乏しく、水源となるような河川もない。

他方で、シンガポールは狭い国土に約 420 万人が暮らす超過密都市であり、政府の積極的な産業誘致もあって水需要は増加の一途をたどっている。国内水源だけでは全消費量を賄えないため、必要な水の約半分を隣国マレーシアに依存している。

水の安定的な供給は国家の命運に関わる問題であり、政府は水源の開発を積極的に進めるとともに、水の循環利用の推進にも取り組んでいる。

（1）上水道

上水道は、イギリスの植民地であった 1857 年、慈善家のタン・キム・セン氏による寄付金を元に建設が始まり、1867 年に完成したトムソンロード貯水池（現マクリッチ貯水池）と給水設備に端を発する。

現在、送配水管の総延長は 5343km で、水道普及率は 100％に達している。

（2）下水道

下水処理の最初の試みは、1898 年のし尿収集・加熱乾燥施設の試験的な建設であった。しかし運営費用、悪臭などの問題が発生したため、この施設は数年で運用が停止されている。

初めて本格的な下水道システムが完成したのは 1917 年である。これは市の中心域を 3 つに分けてそれぞれに下水路と下水ポンプを設置し、集めた汚水をアレキサンドラ通りに建設した下水処理施設でろ過処理し、シンガポール川に放水するものであった。

1930 年代に建設されたキム・チュアン下水処理施設とセラングーン汚泥処理施設、1961 年に建設されたウル・パンダン下水処理施設など、既存処理施設の拡張と併せて、1979 年から 1985 年にかけてベドック、クランジ、セレター、ジュロンの 4 つの下水処理施設が新たに建設されて運用を開始し、現在に至っている。

2001 年、水の再利用の推進という下水処理施設の新たな役割を強調する目的で、これらの下水処理施設は水再生施設(Water Reclamation Plants)と改称された。

２　組織

上下水道政策全般を総括している機関は、環境・水資源省（2004 年９月１日に「環境省」から改称）管下の公益事業庁（Public Utilities Board ; PUB）である。

PUB は、1963 年に水、電気、ガスの供給機関として設置され、シンガポールの持続的発展にライフライン基盤の整備の面から寄与してきた。

2001 年４月、新世紀を見据えてコスト削減とサービス向上を目指し、PUB の大幅な組織改編が行われた。この改革によって PUB の電気、ガス部門が民営化されるとともに（旧）環境省の内局であった下水道関連部門が PUB に移管され、PUB は通商産業省から（旧）環境省の管下に位置づけられることになった。同 10 月には内部組織改編が行われ、下水道

局から、高度処理再生水を担当する水再生局が独立した。

これらの一連の組織改編により、PUB は水関連政策全般を所掌する機関として生まれ変わった。PUB は上水から下水まで、水に関する政策全般の企画・計画が可能となり、安定的な水供給の実現を目指している。

図表３－４－１　「公益事業庁(PUB)組織図」　（出所：公益事業庁 Website）

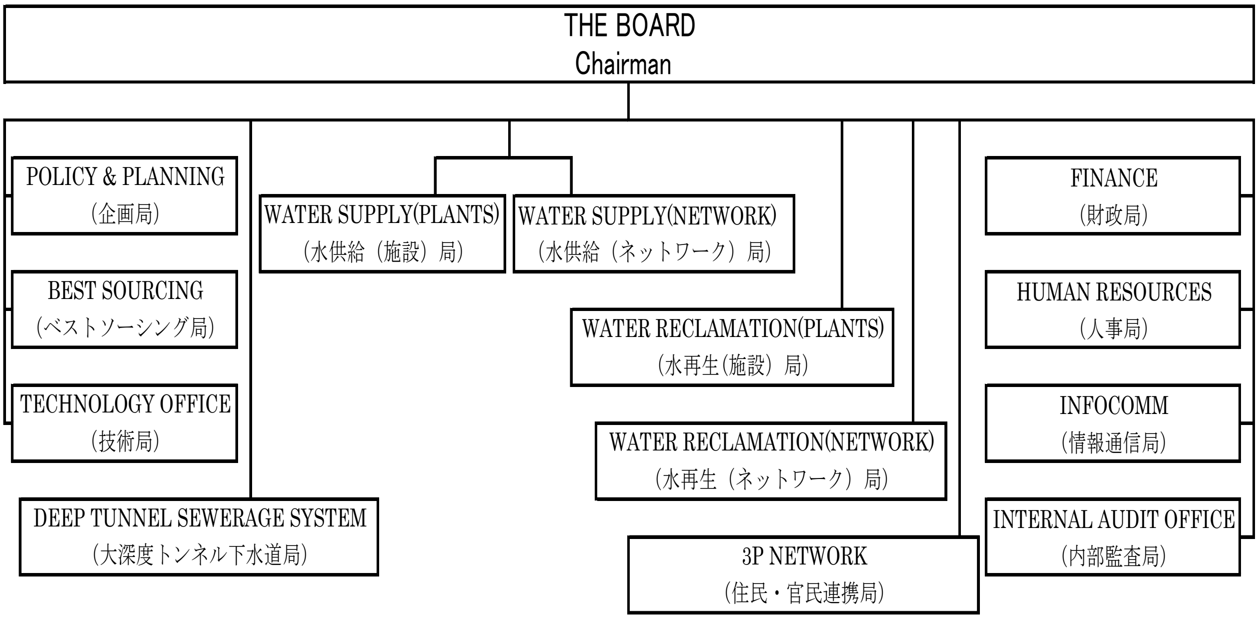

※ 3P(People,Private,Public sectors)

３　現状

（１）上水道

ア　水源

シンガポールは年間降水量が 2400㎜ に達する多雨地域にあるものの、国土が狭小であり、最も標高の高いブキティマ高地でも 163m しかないほど地形が平坦である。

そのため山地や森林による保水機能に乏しく、水源として利用可能な河川もない。

国内水源だけでは必要量を賄えないため、詳細データは公表されていないが、国内需要の 50%程度が隣国マレーシアのジョホール州から購入する水に頼っているとされている。

ジョホール州からの原水の供給は、1961 年と 62 年に締結された協定に基づいており、それぞれ 2011 年、2061 年までの有効期間が設定されている。1961 年協定の失効期限が近づいているため、シンガポールは安定水源の確保を国家の最重要課題のひとつと位置づけ、水源を分散化しつつ国内自給率を高め、安定的な水源の確保を目指している。

イ　現状

現在、上水道は離島も含む全土に供給されており、普及率は 100%である。

水源は、国内とマレーシアのジョホール州にある 19 の貯水池である。PUB は水源から取水した原水を国内 6 カ所、ジョホール州内 3 カ所の合計 9 カ所の浄水場で浄化し、15

カ所の給水場と約 5343km に及ぶ配水管ネットワークを通じて各顧客に配水している。
シンガポールの水道水は世界保健機関（WHO）の飲料水水質ガイドラインを満たし、蛇口から直接飲用に供することができる。

（２）下水道

ア　現状

シンガポールの下水道システムは、汚水と雨水の流れを分離する分流式を採用している。汚水は地下水路で処理施設に運ばれ、雨水は排水路から川や貯水池に流れ込んでいる。

下水道の普及率は 100%に達している。

下水道施設を所管するのは、2001 年 4 月に（旧）環境省の内部局から PUB に移管された下水道局である。同年 10 月には下水道局から水再生局が独立し、4 で述べる高度処理再生水、ニューウォーター部門を担っている。

イ　大深度トンネル下水道システム計画（DTSS）

政府は、既存の下水道施設にかわって、21 世紀における下水処理を担う新たなシステムとなる、大深度トンネル下水道システム（Deep Tunnel Sewerage System ; DTSS）計画を進めている。この計画は、現存の処理施設が占める土地とその周辺地帯の有効活用（処理施設を現在の 6 カ所から 2 カ所に集約する）、ジョホール海峡への放水路の撤去による同海峡の水質改善、処理施設の集約による処理能力の向上と経費削減を目的としており、完成まで 20 年を要する長期大型プロジェクトである。

DTSS では、地下 50m に建設する総延長 80km、直径 6.5m の南北 2 本の大深度トンネル下水道と、これにつながる総延長 170km の小規模な下水路によって、汚水をチャンギとトゥアスの 2 つの水再処理施設へと運ぶ。下水処理施設で処理された水は、深海放水パイプラインによってシンガポール海峡に放水される。

図表３－４－２　「下水道設備の普及状況」　（出所：公共事業庁 Website）

	1970 年	1980 年	1990 年	2000 年
人口（千人）（非永住外国人を除く）	2,074	2,292	2,705	3,218
人口に対する下水道普及率（%）	51	75	99	100
下水ポンプ数	44	118	134	133
下水道総距離(km)	720	1,470	2,250	2,879
下水処理能力（㎥/日）	238,000	473,000	960,000	1,320,500

ウ　工業用水

1966 年に建設されたジュロン工業用水場では、ウル・パンダン下水処理場で処理された下水を再処理し、ジュロン及びトゥアスの工業地帯に供給している。

処理の終わった工業用水は地下水路でジャラン・ブローとジュロンの貯水施設に運ばれ、総延長 130km 以上の地下給水管で工業地帯に給水される。ジャラン・ブローには総

容量4万2700㎥の4つの貯水槽が、ジュロンには総容量3万5000㎥の3つの貯水槽が設置されている。

4　主な政策・取組み等

（1）安定水源の確保に向けた取組み

ア　マレーシアとの水供給協定

シンガポールの上水道の大きな特徴は、国内水源だけでは不足する原水の一部をマレーシアのジョホール州から買っていることである。マレーシアのジョホール州からの原水の取水は、1961年に締結されたテブラウ川・スクダイ川を水源とする「The Tebrau and Scudai Rivers Water Agreement」と、1962年に締結されたジョホール川を水源とする「The Johor River Water Agreement」に基づいており、それぞれ2011年、2061年までの有効期間が設定されている。

これらの協定では、シンガポールは1日当たりそれぞれ8600万ガロン（1ガロン≒4.5ℓ）、2億5000万ガロンの原水を1000ガロン当たり0.03リンギ（マレーシアの通貨単位。1リンギ≒27円）で輸入することができるとされており、このうち12%については浄水加工した水をジョホール州が1000ガロン当たり0.5リンギで購入する権利を有することとなっている。

シンガポールの浄水場は国内に6つ、ジョホール州に3つある。ジョホール州への上水の再販は、ジョホール州内の浄水場で浄水加工した水をシンガポールへ送水する過程で、各戸に配水する仕組みとなっており、シンガポールから再度送り返す手間を省く効率的な配水方法となっている。

シンガポールとジョホールを結ぶジョホール海峡には6本の送水管があり、橋上に3本、橋下に1本、海底に2本が設置され、シンガポールに向けて送水している。

シンガポールは、1993年にジョホール川上流に3億600万S$をかけてダムを完成させるなど、近年も数次にわたって投資を行っている。

イ　新たな水源開発

1992年にはインドネシアとの間でビンタン島とスマトラ島における水源開発と原水の供給についての協定を締結した。しかし、この計画の実現には送水管敷設等のインフラ整備や船舶輸送にかかる膨大な費用が必要であり、給水単価が相当高額になることが見込まれるため、協定締結から10年を過ぎた現在も実現可能性の検討が続いている。

ウ　海水淡水化

科学技術の発展による処理コストの低下を背景として、海水淡水化プラントが2005年下半期の稼動を目指して建設中である。シンガポールの西に位置するジュロン工業団地に隣接するトゥアス地区に位置する。

海水の淡水化においては、PUB自身が工場を所有するのではなく、民間企業が自己資本で処理場を建設・運営し、造水した水をPUBに売る、BOO（Build-Own-Operate）という形態がとられる。PUBは1日当たり13万6000㎥の水を海水淡水化プラント事業者から購入する予定である。

（2）水の循環・再利用

ア　市街地における雨水の集水

PUB は市街地における降雨も貴重な水資源であるとして、環境・水資源省や公団住宅（HDB 住宅）の建設を所管する住宅開発庁（HDB）とも協力し、排水だけではなく集水と利用を念頭においた集排水設備の整備を進めている。

東部にあるニュータウン地区の HDB 住宅には、建物の屋上に降った雨水を周辺に配された排水溝を通して集水し、周辺の 9 つの集水池に溜めてから貯水池に送水するシステムが整備されている。とりわけ新たに建築される HDB 住宅ではこうした集排水施設の整備が進められており、市街地での雨水集水は今後拡大されていく計画である。こうした取組みにより、集水地域の国土に占める割合は現在の国土の 2 分の 1 から、将来的には住宅地や都心部をも含み、国土の 3 分の 2 にまで拡大する予定である。

イ　ニューウォーター（NEWater）

更に、PUB は環境・水資源省と共同で、下水を高度処理し、再利用する計画を進めており、2003 年 2 月から原水としての実用化が始まっている。ニューウォーター（NEWater）と名づけられたこの水は、下水処理場で通常の処理が終了した水に、更に 3 段階の浄化処理を施し、飲用可能な水準まで高度処理した再利用水である。

PUB と（旧）環境省の共同プロジェクトとしてニューウォーター開発研究が始まったのは 1998 年のことである。研究の主な目的は再利用水の原水としての利用可能性の検討であった。2000 年 5 月には、1 日当たり産水能力 1 万㎥のパイロット施設がベドック下水処理施設の下流に建設され、2 年間にわたって実証研究が行われた。

PUB は、ニューウォーターの処理コストは、海水淡水化費用の約半分であるとしている。マレーシアとの水源の問題に関する交渉が難航する中、2002 年 7 月、再利用水の利用について 2 年間にわたって調査を続けてきた専門家委員会から、ニューウォーターは米国と世界保健機関（WHO）の飲料水水質基準を満たしているという報告がされた。政府は 2003 年 2 月からニューウォーターを貯水池に放水し、原水としての利用を開始することを発表した。放水されるニューウォーターの全消費量に対する割合は当初は 1%未満であるが、政府はマレーシアとの協定のひとつの期限が切れる 2011 年までにこの割合を 2.5%に上げるとしている。

ニューウォーターは、貯水池への放水により雨水等と混合され、通常の浄化処理を経てから給水される。これは計画的間接飲用化と呼ばれる方法で、米国の各地で 20 年以上の実績があり、貯水池の水と混合することで心理的な抵抗感を軽減するとともに、処理過程で失われたミネラル分を添加できるという利点がある。

NEWater Visitor Centre

（3）料金体系

上・下水道料金は、電気、ガス料金とともに Singapore Power Ltd によって徴収される。その大きな特徴は、水道料金の中に下水処理費と水保全税が組み込まれていることである。

また、メータ口径ごとの基本料金制ではなく、各家庭の水道施設数（蛇口数）による定額徴収と、使用水量の重量料金制となっている。

水保全税は、家庭用で 1 カ月 40 ㎥以下の場合、使用料金の 30％、40 ㎥を越える場合、使用料金の 45％が上乗せされる。

図表３－４－３　「水道料金表」　（出所：公共事業庁 Website）

カテゴリー	使用水量 (㎥/月)	料金 (cents/㎥)	水保全税 (%)	下水料金 (cents/㎥)
家庭用	1 ～40	117（76.0 円）	30	30（19.5 円）
	40 以上	140（91.0 円）	45	30（19.5 円）
非家庭用	All units	117（76.0 円）	30	60（39.0 円）
船舶用	All units	192（124.8 円）	30	－

５　今後の展望

マレーシアとの水供給協定が最終的に切れる 2061 年までは、シンガポールの水需給バランスが大きく崩れる心配はない。しかしながら、ライフラインの安定性と充実したインフラ基盤によって外国企業の誘致を図るシンガポールにとって、水問題の根本的な早期解決は進出企業の安心感を醸成するためにも不可欠である。

2002 年には、ジョホール州からシンガポールへの導送水管が、イスラム過激派組織 JI（ジェマ・イスラミヤ）のテロの標的となっていたことも明らかになっている。幸い、テロはシンガポール内務省の摘発によって未遂に終わったが、国家安全保障上の観点からも、国内水源の確保は、今後ますます政策の重要度を増していくであろう。

閣僚発言の中に頻繁に「水の自給自足」という言葉が聞かれるようになってきており、ニューウォーターを中心とした水循環政策は、今後、更に進展していくものと思われる。

６　参考情報

（１） 視察先の例

NEWater Visitor Centre

マルチメディアによるプレゼンテーションやコンピューターゲームで、NEWater について理解を深めることができる。

住所　20, Koh Sek Lim Road, Singapore 486593

Website：http://www.pub.gov.sg/NEWater　(オンラインでツアー予約可能)

（２） 参考文献及び Website

〈参考文献〉

・自治体国際化フォーラム 2003 年４月号『シンガポールの水循環政策』財団法人自治体国際化協会

〈Website〉

・シンガポール公益事業庁　http://www.pub.gov.sg/home/index.php

第５節　経済産業政策

１　概要

シンガポールが独立後急速な経済発展を遂げ、わずか数十年で世界の先進工業国の１つとなった。背景には、政府の強力な外資導入政策と経済発展を国の根幹に据えた国家づくりがあった。

政府の経済産業政策の基本は、外国企業の資本と技術に大きく依存してきた。つまり、政府自らがまず港湾、道路、電力、工業団地などの基礎的な産業インフラ整備を集中的に進める。次に、税制上の優遇措置や外資に対する出資比率の原則無制限など極めて自由度の高い外資導入政策の下、外国資本と技術を誘致する。そして、国民が労働力を提供し、生産した製品を海外市場に輸出する、いわゆる「国家主導型開発」とも呼ばれる小国ならではの手法で成長を続けてきた。その結果、シンガポールはITをはじめ、バイオ、金融、通信など様々な分野で地域ハブとしての地位を確実なものにしている。

この経済産業政策を主導してきたのが、通産省（MTI: Ministry of Trade and Industry）と経済開発庁（EDB: Economic Development Board）に代表される同省管下の法定機関（Statutory Board）である。これらは、国家レベルの経済振興計画に基づき、インフラ整備を担当する他省庁と協力しながら効率的に政策を推進している。

＜シンガポールの経済発展過程＞

1950年代のシンガポールといえば、失業率が10%を超える東南アジアでも有名なスラムの町だった。政府にとって雇用を創出し、住環境を整備することは経済開発の最も大きな課題だった。では、どのようにシンガポールがこれらの課題を克服してきたのか、経済発展の歴史を簡単に振り返ってみる。

①輸入代替期（1950年代～1960年代前半）

PAPが結党された1959年から1965年にマレーシアから分離独立するまで、輸入代替が基本的な開発戦略だった。輸入代替とは、工業製品の輸入をやめて、その製品の製造工場自体をシンガポールに呼び込むことで、産業を興し雇用を創出する戦略。政府は、振興産業として、造船と石油精製に力を入れたが、その理由として東南アジアにおける交通の要衝というシンガポールの地理的特性、優位性があげられる。

②輸出志向期（1965 年後半～1979 年）

シンガポールで高度成長がはじまるのは、輸出志向期からである。輸出志向とは、関税や産業などの制限を設けず、世界的にコストの低い企業を興し低コストを武器に世界市場に輸出するという、輸出中心の戦略。この時期、中心となったのは電機・電子部品といった労働集約型産業で、日本やアメリカなどの外国資本と技術にシンガポール国民の労働力を組み合わせて、国際加工センターとしての地位を築くことに成功した。

③産業構造高度化期（1979 年～2001 年）

1979 年に、政府は産業構造の高度化戦略を打ち出した。この背景には、70 年代前半の高度成長により、建国以来の課題であった高失業率の解消が一気に労働力不足の状態に陥ったこと、また、近隣諸国の台頭で労働力の安さで競争ができなくなったことがある。この戦略により、労働集約型から資本・技術集約型への転換を目指したのだが、具体的な政策として、外資導入のための金融・情報センターとしての機能強化、工業団地などのインフラ整備、そして高賃金政策を推進した。その結果、外国資本のＲ＆Ｄやハイテク産業の集積が進み、今日までの経済成長を実現することができたのである。

④経済再生（2001 年～現在）

2001 年に史上最悪の不況に陥ったことを契機に、政府はシンガポールの経済戦略を抜本的に見直すことを目的として経済再生委員会(ERC)を設立した。この ERC の提言に基づいて、政府は短期的対策の１つとして、シンガポール国民の社会保障基金に当たる中央積立基金（CPF）への雇用者側拠出負担を引き下げた。また長期的な目標として、(1)自由貿易協定を通じた主要貿易相手国[1]との経済関係強化(2)直接税の引き下げなどによる経済競争力の維持(3)起業の奨励－などの長期的戦略を掲げた。

２　現状

（１）概況

2003 年のシンガポールにおける一人当たり国内総生産(GDP)は 38,023S$(約 247 万円) で、世界トップレベルに達している。

独立以前のシンガポールは中継貿易と近隣地域の商業の中心として繁栄していたが、独立後は外資系企業を中心とした製造業中心[2]の構造へと変化し、さらに 1980 年代からは金融･ビジネスサービス業が大きく成長し、現在は金融･ビジネスサービス業と製造業を中心とした産業構造となっている（[GDP の産業別構成比］参照)。

2003 年の主な経済指標は、以下のとおりである。

[1] ASEAN 域内各国や日米欧豪等の主要貿易相手国に加えて、近年では経済成長著しい中国やインドとの関係強化にも力を入れている。
[2] 製造業の GDP に対する割合を 25%以上に保つことが、政府の政策であり続けている。

［GDP／GNI 値］
・国内総生産（GDP）1,591 億 3,500 万 S$（約 10 兆 3,438 億円）
a シンガポール人による生産　960 億 9,660 万 S$ (約 6 兆 2,463 億円)
b 外国人による生産　630 億 3,840 万 S$ (約 4 兆 975 億円)
・国民総所得（GNI）1,571 億 7,390 万 S$ (約 10 兆 2,163 億円)
＊海外のシンガポール人からの送金 179 億 3,860 万 S$（約 1 兆 1,660 億円）
国民一人当たりの GNI　37,555 S$（約 244 万円）

［実質経済成長率（GDP)］(2003 年）
1.1％

［GDP 伸び率の変遷］

年	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04*
％	11.4	8.0	8.1	8.6	-0.9	6.9	9.7	-1.9	2.2	1.1	8.0

(*推計値)

［GDP の産業別構成比］
金融・事業サービス業：24.7％、製造業：26.1％、商業：13.0％、運輸・通信業：11.0％、建設業：4.9％、ホテル・レストラン：1.9％、公益事業：1.6％、その他：16.6％

図表３－５－１「GDP 産業別構成比」(出所: *Yearbook of Statistics 2003,* Singapore Department of Statistics, 2004 年)

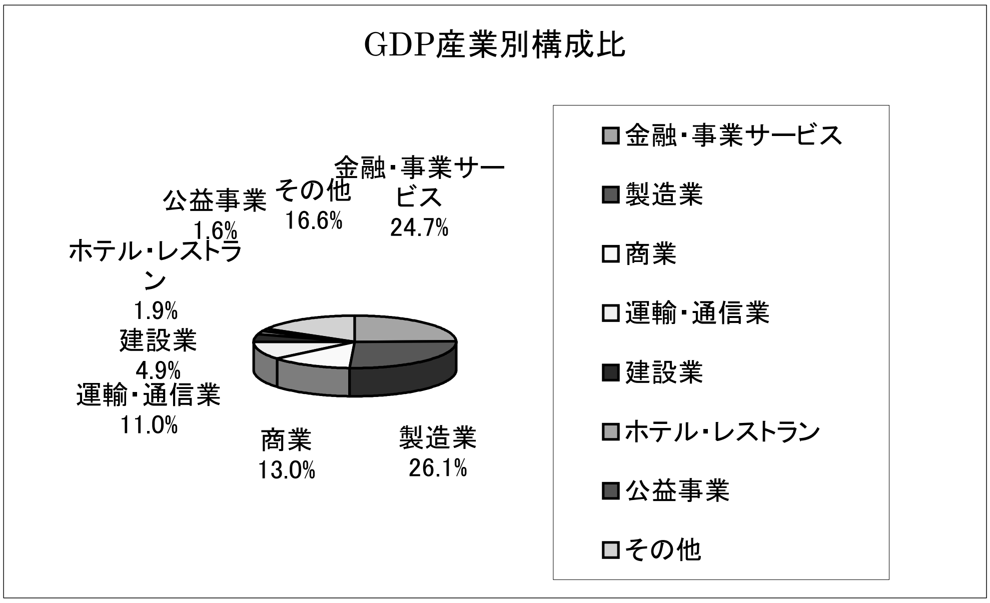

［外貨準備高］
1,752 億 400 万 S$ (約 11 兆 3,883 億円)

（2）貿易

天然の良港と交通の要衝という地理的環境に恵まれたシンガポールは、古くから国際中継貿易基地として栄えてきたが、近年は工業化の進展により加工貿易基地としての性格も強まっている。コンテナ貨物取扱量は、毎年香港と首位争いを演じているが、貨物の多くを中国からのローカル貨物が占める香港と異なり、シンガポールは域内諸国のトランスシップ貨物が中心であり、域内のハブ港として機能している。

2003 年の輸出入の状況は次のとおりである。

［輸出額］　2,510 億 9,600 万 S$ （約 16 兆 3,212 億円）
［輸入額］　2,228 億 1,100 万 S$ （約 14 兆 4,827 億円）
［輸出の内訳］
　地場製品輸品 1,388 億 8,500 万 S$ （約 9 兆 275 億円）〈55.3%〉
　　石油製品 253 億 8,800 万 S$ （約 1 兆 6,502 億円）
　　非石油製品 1,134 億 9,700 万 S$ （約 7 兆 3,773 億円）
　再輸出 1,122 億 1,100 万 S$ （約 7 兆 2,937 億円）〈44.7%〉
［輸入の内訳］
　　石油製品 301 億 9,100 万 S$（約 1 兆 9,624 億円）
　　非石油製品 1,926 億 2,000 万 S$（約 12 兆 5,203 億円）
［輸出国・地域別割合］
　マレーシア:15.8%、アメリカ:13.3%、香港:10.0%、中国:7.0%、
　日本:6.7%、台湾：4.8%、タイ:4.3%、韓国:4.2%
［輸入国・地域別割合］
　マレーシア 16.8%、アメリカ：13.9%、日本:12.0%、中国：8.7%、
　台湾:5.1%、タイ:4.3%、韓国:3.9%、ドイツ 3.8%

（3）主な経済指標の国別比較（2003 年）

図表３－５－２　「主な経済指標の国別比較（2003 年）」（出所：下記のとおり）

国　名	人口（千人）*	GDP（百万 US$）*	1 人当たり GDP(US$) **	GDP 成長率(%) ***	貿易収支（百万 US$）**
日本	127,210	4,326,444	28,200	3.0**	100,500
シンガポール	4,185	91,342	23,700	1.1	20,800
マレーシア	24,774	103,161	9,000	5.2	24,000
フィリピン	81,503	80,574	4,600	4.5	▲1,410
インドネシア	214,471	208,311	3,200	4.1	23,670
タイ	62,014	143,163	7,400	6.7	10,690

ブルネイ ****	356	4,550**	18,600	3.0**	1,809
ベトナム	81,314	39,157	2,500	7.3	▲2,620
ミャンマー	49,362	74,530**	1,800	▲0.5**	363
ラオス	5,660	2,036	1,700	5.8	▲160
カンボジア	13,404	4,299	1,900	5.1	▲598

* World Development Bank Indicators Database, September 2004, World Bank http://www.worldbank.org/ 参照

** The World Factbook, Central Intelligence Agency http://www.cia.gov/cia/publications/factbook/index.html 参照

*** Asian Development Bank Key Indicators http://www.adb.org/ 参照

****ブルネイの GDP，１人当たり GDP，GDP 成長率及び貿易収支については、2002 年の数値

３　組織

（１）通商産業省（Ministry of Trade and Industry, MTI: 1979～）

安定的かつ持続した経済成長を通じ、国富の創造に貢献することを目的に、国家レベルの経済政策をリードしている。この目的を達成するために、次の３つの柱に基づいた経済開発、通商産業政策を進めている。

① 国際貿易、アジア域内貿易におけるシンガポールの利益保護
② 海外からの投資、生産性の向上、効率的な産業インフラの整備等による経済成長の促進
③ 国内地場企業によるアジア域内投資の促進

通商産業省の役割はもっぱら政策の立案・調整であり、具体的なプログラムの立案や実施は管下の法定機関等が担当している。さらに、政策立案にしても通商産業省が単独で行うわけではなく、管下法定機関の情報に基づく政策提言を基礎とし、他の省庁や管下法定機関との調整を行いつつ、政策を決定するスタイルが基本である。

具体的な業務については、次のとおりで、経済に関するあらゆる分野に及んでいる。

アジア域内貿易投資促進、貿易政策、GATT（関税と貿易に関する一般協定）及び WTO（世界貿易機構）関連政策、MTN（多角的貿易交渉）新ラウンド関連政策、内国取引、消費者保護、工業団地、観光、国際・アジア域内経済関係、国際ビジネス開発、産業開発政策、調査・研究（R&D）、FTA（自由貿易協定）

（２）管下法定機関

法定機関は、個別の法律に基づき設立された法人で、機動的に国の政策を実施することが期待されている。通商産業省の管下には、経済開発庁をはじめ、規格生産性革新庁、国際企業庁、科学技術研究庁、シンガポール観光局、ホテル認可庁、ジュロンタウン公社、セントーサ開発公社、エネルギー市場庁の９法定機関が置かれている。

①経済開発庁（EDB, Economic Development Board: 1961～）

具体的な政策を企画・立案する経済開発分野の中核的法定機関であり、独立後の経済発展に最も大きな役割を果たしてきた。投資の誘致及び促進、各開発機関との相互調整を基本的な業務としている。後述する「シンガポール教育」及び「シンガポール医療」のキャンペーンなど EDB の立案する戦略は、まさに産業政策の機軸をなすといってよい。

②規格生産性革新庁（SPRING Singapore, Standards, Productivity and Innovation Board: 2002～）

生産性を高め、競争力と経済成長力を向上させ、国民生活の質的向上を目指す。そのために、企業の生産性及び革新性の向上を目的とした支援プログラムの提供、商品の標準及び品質の測定並びに証明、国内産業各部門の変革及び中小企業の地位向上を目的とした融資並びに技術支援を実施する。

③国際企業庁[3]（IE Singapore, International Enterprise Singapore: 2002～）

シンガポールに立地する内外の企業の海外展開を支援するため、市場情報の提供や実務能力向上の支援、海外における共同事業者の紹介などを行っている。また、外国企業が海外進出するにあたってシンガポール国内企業と連携することを推進している。これらの業務を遂行するために、36 事務所が海外に置かれている。

④科学技術研究庁（A*Star, Agency for Science, Technology and Research: 2002～）

活力ある知識ベース社会を創造するために、世界に通用する科学研究体制を構築することを目的とする。知的財産及び科学水準を向上させることがシンガポールの経済競争力を高めるとの展望の下、科学技術政策の立案、産業科学技術分野の研究機関への支援、人材の育成等を担う。

４　主な政策

（１）「シンガポール教育」キャンペーン

学齢期前から大学院、社会人教育に至るまで様々な形態で高水準の教育サー

[3] 前身は 1983 年以来設置されていた貿易開発庁（TDB, Trade Development Board）。経済開発庁との業務上の重複がしばしば見受けられ、政策立案におけて経済開発庁が着目されがちな一方、貿易開発庁の役割が相対的に縮小傾向にあった。改称後は、経済開発庁が主に先進国を担当するのに対し、国際企業庁は主に発展途上国を対象とすることに活路を見出そうとしている。

ビスを提供し、世界中から能力ある学生を集める「国際的な学び舎」ないし「アジア最高の教育ハブ」としてのシンガポールの価値を高めることを目指すものである。2003 年８月から始められた。

具体的には、次のような方策が挙げられる。

①高水準の教育研究機関を外国から誘致すること

経済開発庁が中心となって諸外国の著名大学や評判の高い私立中等教育機関の分校をシンガポールに誘致する。

②国内の教育研究機関及び企業を発展させること

既に一定の国際的評価を受けている国内の教育機関の海外分校の設置を検討する。また、国内の民間教育機関が海外から多数の学生を受け入れて健全な経営ができるように、諸条件を整備する。

③諸外国から多数の学生を呼び入れること

シンガポール観光局がアジアにおける最高の教育ハブとしてのシンガポールを売り込むために「シンガポール教育」という語をブランドとして打ち出している。また、中国やインド等への情報提供センター設置を検討している。

（２）「シンガポール医療」キャンペーン

保健医療産業も経済発展の重要な一翼を担う産業としてその育成が図られている。そのような中、2003 年 10 月に保健省（Ministry of Health: MOH）が中心となり、近隣諸国における医療ハブとしての地位を確固とするため「シンガポール医療」キャンペーンを開始した。

このキャンペーンの最終目標は、2012 年までに外国人患者の受け入れ数を現在の年間 20 万人から 100 万人に増やし、医療産業を GDP の１％（26 億 S$）を占めるまで産業に成長させることにある。

このキャンペーンは国家をあげての取り組みであり、保健省の他に次の各機関もそれぞれの役割を担ってこのキャンペーンに取り組んでいる。

①経済開発庁

医療関係企業のシンガポールへの投資を促進し、ヘルスケア産業の能力向上を図る。

②シンガポール観光局

観光と医療をセットにしたパッケージを旅行代理店や医療機関とともに開発するとともに、海外に向けての広報活動を行う。

③国際企業庁

国内の医療関係産業の育成・発展並びに海外への進出を図る。

（３）学術研究都市の整備

従来から国内の研究開発（R&D）環境を整備してきた政府は、2000 年に「Technopreneurship21（テクノプレナーシップ 21)」計画を発表した。T21

の主なねらいは、大学や企業の研究機関を集約し、最先端の研究開発環境を提供することで、企業の研究開発を支援するとともに、ビジネス・チャンスの拡大に結びつけることである。そして、T21 を含む政府の R&D 振興計画がプロジェクトとして具現化したのが、「ワン・ノース(One North)」と名付けられた学術研究都市である。

この学術研究都市には、生命科学や情報通信技術の研究施設をはじめ、オフィスビル、住宅、ショッピングや娯楽施設が整備されつつある。工期は 2001 年から 20 年の予定であり、ジュロンタウン公社の監督の下で開発が進められている。総面積は約 200ha に及び、周辺には、サイエンスパーク（Singapore Science Park）やシンガポール国立大学等、多くの教育・研究機関がある。

2003 年 10 月には「バイオポリス（Biopolis)」が学術研究都市内に開設された。ここには、生物医学（Biomedicine）の研究開発活動に必要な機能が集約されており、公的な生物医学研究機関並びに生物工学や薬学に関係する主要企業研究者 2,000 人以上により、新薬の開発や医療機器の研究が行われている。

この生物医学研究の成果を活用する産業が、今後の経済成長のために不可欠のものとして考えられている。

（４）予算（出所：Ministry of Finance, “The Budget for the Financial Year 2004/2005”, 2004)

2004 年度の通商産業省の歳出予算総額は 1,597,173,450S$（約 1,038 億円）である。このうち、経常支出（Operating Expenditure）は 370,710,550S$（約 241 億円)、開発支出（Development Expenditure）は 1,226,462,900S$（約 797 億円）である。

５　投資誘致政策

1960 年代のシンガポールの失業率は 10％前後であり、雇用の創出は最優先課題となっていた。政府は、外国からの投資にその生き残りをかけ、1961 年に経済開発庁（EDB：Economic Development Board）を設立した。1965 年のマレーシアからの独立により、原材料供給地と市場を同時に失ったシンガポールは、輸出志向型産業の育成を目指し、外国投資の呼び込みを図った。

1960 年代当初は衣料品等の労働集約型産業が中心であったが、70 年代にはコンピューター部品やソフトウェアなど技術集約型産業へシフト、同時に企業の研究開発拠点としても機能し始める。政府が「第二次産業革命」と銘打ち、知識集約型産業への転換を図った 80 年代を経て、6,000 社もの国際企業が拠点を置くに至り、PC のハードディスクの生産・輸出や、石油精製業において世界トップクラスの実力を誇るまでに成長した。

経済発展の土台を作るため、政府は、空港、港湾、電力、工業用地や通信網といった産業インフラを整備するとともに、緑あふれる都市環境を実現し、「ク

リーン＆グリーン・シティ」をスローガンとする清潔で安全な街づくりに努めてきた。また、多様な民族で構成される国民の民族融和策の一環として英語による学校教育を通じた英語社会化政策を実施し、国民に世界の商業言語である英語を習得させせることで、この国が抵抗なく外資を受け入れ、国際ビジネスセンターとして発展していくための土壌を作り上げた。

さらに見逃せないのが、進出企業の側に立った EDB の政策運営である。有望企業に対しては豊富な予算を背景に直接投資や貸付が行われ、産業の高度化に伴い人材が不足すると見るや、新たな教育機関として技能教育研修所（Institute of Technical Education）を設置するなど、その時々のニーズに応えた政策がフレキシブルに打ち出されている。また特筆すべきは、企業進出に際してのワン・ストップ・サービスで、資金調達から入国管理に至るまですべて EDB が窓口となって引き受け、サービスを提供している。

そして 21 世紀の経済戦略の鍵として打ち出されたのが、「Technopreneurship 21（テクノプレナーシップ 21）」計画である。「Technology（技術）」と「Entrepreneur（企業家・起業家）」を組み合わせたこの単語のとおり、先端技術の開発・起業を奨励し、多国籍企業の製造拠点、地域のサービスハブとしてのシンガポールの役割を強化することが目的である。政策の４つの柱として、①教育（起業向き人材育成のための大学教育改革等）②環境整備（学術研究都市開発等）③法制度の整備（起業をサポートするための各種法整備）④金融（10 億米ドルのベンチャー支援基金）が挙げられ、多角的なサポートを約束している。

図表３－５－３「海外投資家に対する主な投資奨励事業」（出所：*Guide to the Investment Regimes of the APEC Member Economies- Fifth Edition*, APEC Committee of Trade and Investment, 2003 年）

事業名	特徴
パイオニア・ステイタス	革分け的な事業については、起業から 15 年間の活動から生じる収益に対する法人税を免除
ヴェンチャー・キャピタル・ファンド	新規投資のうち承認されたものについては、収益に対する法人税を免除
テクノプレナー投資	高度技術を要する事業の開始にあたっての投資費用に応じて、収益に対する税を控除
発展・拡張支援	対象企業の法人税を 13％に設定（通常は 20％）
投資に対する控除	生産機械を新しく導入するために要した費用について、50％を超えない一定分を税から控除
特許権使用料	特許権使用料の全部または一部を免除
外国債取得支援	外国債金利に対する税支払の全部または一部を免除

図表３－５－４　「海外投資家に対する主な財政支援策」（出所：同上）

事業名	特徴
新テクノロジー構想	能力開発のためのトレーニングに対する補助金
革新開発計画	認可された直接投資に係る費用のうちの 30 ないし 50％の補助金

６　産学官連携

（１）シンガポールの研究機関について

科学技術研究機関は、公立研究機関、大学、ポリテクニックのほか、ハイテク産業誘致地区であるサイエンスパークなど、シンガポール南西部に集中して立地している。現在 MRT ブオナビスタ駅南側の約 200ha のエリアで開発が進められているワン・ノースは、バイオ科学や情報通信技術の研究施設をはじめ、住宅やショッピングセンターなど、職・住・遊・学の融合を目指して一体的な整備が行われており、2001 年から３期 20 年をかけて完成予定である。このように各研究機関を特定地域に集積させることにより、研究者間相互の知識や技術を共有しやすい環境を作り出すとともに、新規産業を生み出しやすい土壌を形成している。

科学技術産業に関する政策を担っているのは、通商産業省（MTI）管下の科学技術研究庁（A*STAR: Agency for science, Technology and Research）である。2003 年度の国の研究開発費用は 34 億 2,400 万 S$（約 2,157 億円）であり、国内総生産（GDP）の 2.15％に当る。現在、国家科学技術計画 2005 に基づき、研究機関における知的財産管理システムの構築や産業への技術移転など産学官の連携が積極的に行われている。

（２）各研究機関の技術移転、商業化の状況

主要な研究機関における産業への技術移転、商業化の状況は以下の通りである。

①公立研究機関（RIs）

A*STAR のバイオメディカル研究委員会（BMRC）管轄下に５つの研究機関、科学エンジニアリング研究委員会(SERC)管轄下に７つの研究機関がある。これらの公立研究機関から生み出される知的財産(Intellectual Property)は、A*STAR の一組織であるエクスプロイト・テクノロジー社（ETPL）によって保護・活用、商業化されている。ETPL は、A*STAR の 100％出資子会社で 2002 年に設立された。A*STAR によれば、ETPL の設立以降、2004 年６月までに 29 の企業と 45 の技術に関して 30 のライセンス契約を行い、140 万 S$(約 8,820 万円）の収益があったとしている。

また、毎年、200 以上の技術が A*STAR の研究機関から生まれていると報告している。

②シンガポール国立大学（NUS）

NUS においては、NUS 産業技術関係事務所（INTRO: The Industry and Technology Relations Office）が、技術移転機関（TLO）としての役割を果たしている。INTRO は、学内研究者、発明者の知的財産管理・保護を行う、いわば、NUS における知的財産管理のワンストップセンターとなっている。INTRO では、NUS の技術の実用化に向け、既存の企業やスピンオフ企業への技術移転なども積極的に進めている。また、企業との共同研究を行う際の窓口にもなっている。2003 年の NUS 年次報告書によれば、INTRO を通じた NUS の年間特許出願数は 89、特許取得数 34、技術公開数 78、ライセンス契約数 8 となっている。

③ナンヤン工科大学（NTU）

NTU においては、革新技術移転事務所（ITTO: Innovation & Technology Transfer Office）が、技術移転機関（TLO）としての役割を果たしている。この事務所は、技術革新や企業家育成のため 2000 年 3 月に設立された。大学の先端技術をライセンス化したり、大学発の企業を設立させることで、大学が生む技術に対して評価、保護、商用化を行っている。ITTO は、また、大学発の起業家に施設等を提供するイノベーション・センターの管理も行っている。イノベーション・センターに入居する起業家は、最先端の設備の他、大学教授や研究者の専門知識を活用することができる。ナンヤン工科大学では、2000 年から 2004 年の 5 年間に 208 の技術に対して、305 の特許申請を行った。また、同期間中の特許取得数は 75 で、大学発企業数は 27 となっている。

（3）まとめ

科学技術分野における産学官一体となった取組みは、活発に行われている。公的研究機関を統括する科学技術研究庁や各大学には、それぞれ技術移転機関（TLO）が存在し、この TLO を介して学や官から産業へ技術を移転するという大きな流れを作っている。研究機関等から、実用的な技術を産業に移していくことへの本格的な試みは、国家科学技術庁（NSTB）が現在の A*STAR に再編された 2000 年からのことであるが、その成果は徐々に数字にも表れてきている。今後の更なる取組みが注目される。

7　今後の課題

IT やバイオなどの知識集約型産業が必要とする高度な技術や知識を有する人材の需要は高まるばかりである。しかし、わずか 424 万人（2004 年 10 月時点）の人口に加え、高学歴社会の進行により、女性の高齢出産や少子化が大きな社会問題になっている。政府は出産の奨励や外国人技術者の誘致に努力しているものの、人材の絶対数不足が懸念されるところである。また、マレーシアをはじめ、近隣諸国も産業の高度化を推し進めており、事業コスト、人件費等の面

でこれまで同様、競争力を維持していけるかという点も注目される。

今後、EDBなどを中心とした政府機関主導の体制は変わらないものの、近隣諸国の潜在能力をうまく引き出しつつ自国の経済成長に生かす必要性が高まる一方、ハブ機能の主導権争いに見られるようにアジア地域内でのさらなる競争激化が予想される。こうした意味で、シンガポールにとってアジア各国との経済的・戦略的関係がますます重要になっていくと思われる。

８　参考情報

（１）視察先の例

①ジュロンタウン公社（JTC Corporation : Jurong Town Council Corporation）

「Regionalization（地域化政策）」を実践し、海外での工業団地経営を推進している政府系企業

②NUSホン・スイ・セン記念図書館

初代EDB長官として、シンガポールの主な経済政策を指揮し、またEDBのセクションだった工業団地部門、開発投資部門をそれぞれジュロンタウン公社、DBS銀行へと民営化するなど構造改革を断行したホン・スイ・セン氏の功績を記念した図書館。

③ワン・ノース(One North)

上述の学術研究都市。MRT東西線ブオナビスタ駅南側約200haの一帯。

（２）参考文献及びWebsite

＜参考文献＞

「シンガポールの概況」日本貿易振興機構（2004年）

ジェトロ・シンガポール・センター「ビジネスガイドシンガポール」日本貿易振興機構（2004年）

『シンガポールを知ろう！』（社）日本シンガポール協会（1998年）

『シリコンバレーを目指すシンガポール・サイエンス・ハブ』地域政策(1999年)

「CLAIR REPORT 165『シンガポールの産業政策』」自治体国際化協会(1998年)

Yearbook of Statistics 2003, Singapore Department of Statistics（2004年）

The Budget for the Financial Year 2004/2005, Ministry of Finance（2004年）

Guide to the Investment Regimes of the APEC Member Economies- Fifth Edition, APEC Committee of Trade and Investment（2003年）

＜Website＞

シンガポール政府・通商産業省　http://www.mti.gov.sg

シンガポール政府・経済開発庁　http://www.sedb.com/edbcorp/index.

ジュロン・タウン・コーポレーション　http://www.jtc.gov.sg/

世界銀行　http://www.worldbank.org/

米国中央情報局・ワールドファクトブック
http://www.cia.gov/cia/publications/factbook/index.html
アジア開発銀行　　http://www.adb.org/
シンガポール国立大学　http://www.nus.edu.sg

第６節　観光政策

１　はじめに

今日、シンガポールには年間 800 万人を超える来訪者があり、アジアの中でも有数の観光大国となっている[1]。2002 年の観光収入は、約 90 億Ｓ＄（約 5,850 億円）と国内総生産（ＧＤＰ）の約 5.5%に達しており、観光産業はシンガポールにおける主要産業の一つになっていると言えよう。

シンガポールの観光名所といえば、セントーサ島、ジュロン・バードパーク、ナイト・サファリなど政府主導で作り上げられてきた大型のテーマパークのほか、チャイナタウン、リトル・インディアといった伝統文化を残す地域、あるいは免税店などが立ち並ぶショッピング・エリアなどがあげられるが、周辺諸国に比べて特に観光資源が豊富とは言い難い。美しい自然や歴史的建築物などの観光資源が豊富ではないにもかかわらず、1965 年の独立当時、年間 10 万人に満たなかった観光客がここまで増加したのは、当時から活動しているシンガポール観光局（Singapore Tourism Board[2]：以下「ＳＴＢ」という。）を中心に国を挙げて、さらには周辺諸国を取り込んだ各種の観光振興施策が行なわれてきたことによるものと思われる。

本節では、まず、シンガポールの観光業の現状を検証し、観光振興の中心となっているＳＴＢの組織、財政や主要戦略を述べるとともに、今後の政府の取り組みを紹介する。

２　観光業の現状

（１）来訪者数の推移

ＳＴＢの統計によると、ＳＴＢが設立された 1964 年の来訪者数はわずか 91,000 人あまりにすぎなかったが、シンガポール及び他の東南アジア諸国の経済成長に伴い急激に増加し、2000 年には、700 万人あまりの来訪者を迎えるまでに至った。

図表３－６－１　来訪者数の推移

（出所：“Annual Report on Tourism Statistics 2003”より作成）

年	1965	1970	1980	1990	2000
来訪者数（人）	98,481	579,284	2,562,085	5,322,834	7,691,399

---

[1] 国際観光振興機構 Website（http://www.jnto.go.jp/info/）によると、2004 年の訪日外国人数は約 614 万人である。日本と比較してもシンガポールへの海外からの来訪者が多いことがうかがえる。

[2] 1964 年設立当初は Singapore Tourist Promotion Board であったが、1997 年 11 月に現在の名称に変更された。

ただ、この 10 年間では、社会情勢の影響から来訪者数を減少させた年もあった。1997 年にいわゆるアジア通貨危機の影響により、来訪者数は 1983 年以来 14 年ぶりの減少に転じた。その後、世界的なコンベンション等の誘致活動、多彩なイベントの開催、経済危機の影響が少ない欧米に焦点をあてたマーケティングなどの努力により、1999 年には増加に転じたが、2003 年に重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）がシンガポール国内で流行したことにより、再度来訪者数が大きく減少することとなった。

しかし、2004 年の来訪者は過去最高の約 830 万人、観光収入も推定で約 960 万Ｓ＄（約６億 2,400 万円）と、それぞれ当初の目標値を大きく上回ることとなった。

図表３－６－２　来訪者数と観光収入の推移

（出所：“Annual Report on Tourism Statistics 2003”より作成）

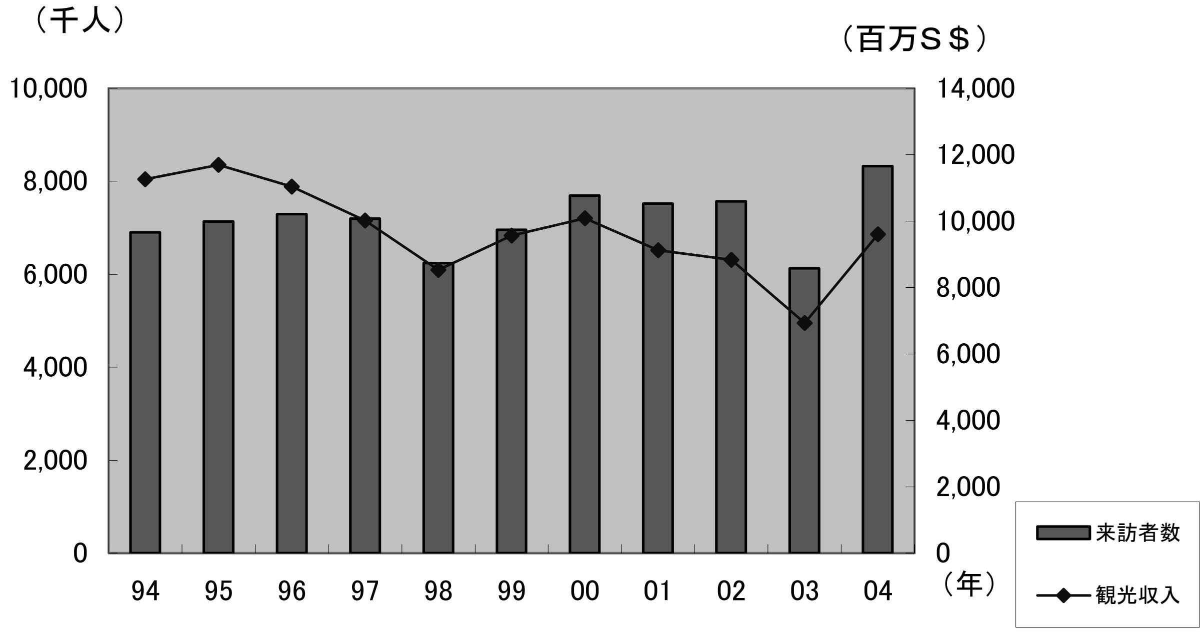

（２）来訪者数の国別内訳と推移

次に 2003 年の国別の来訪者数を見てみると、やはり地理的な条件から隣国のインドネシアとマレーシアが多く、それぞれ１位と４位を占めている。日本は３位に位置している。

その他の国では、比較的近いオーストラリア、近隣であり所得水準も向上している台湾、香港、韓国などからの来訪者が多い。また、欧米諸国の中では、アメリカや旧宗主国であるイギリスがベスト 10 に入っている。

また、この 10 年間のアジアにおける国別来訪者数をみると、2003 年はＳＡＲＳの影響を受けたとはいえ、インドネシア、中国、インドといった国々からの来訪者が年々増加していることや、逆に日本からの来訪者が減少してきている

ことがわかる。

図表３－６－３　国別来訪者数（2003 年）　単位：千人
（出所："Annual Report on Tourism Statistics 2003"より作成）

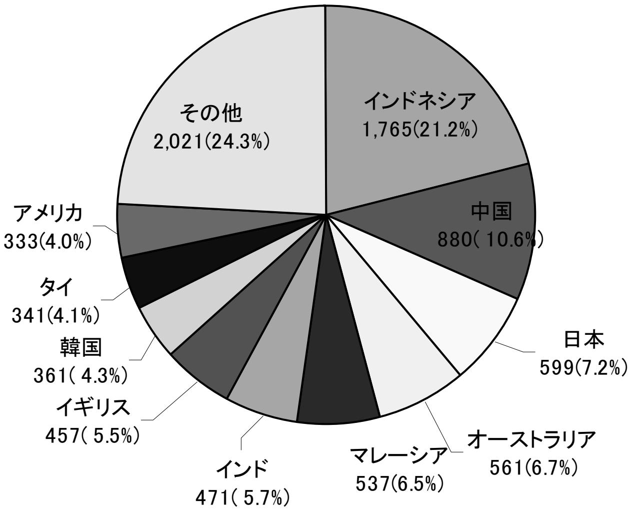

図表３－６－４　国別来訪者数の推移（アジア）
（出所："Annual Report on Tourism Statistics 2003"より作成）

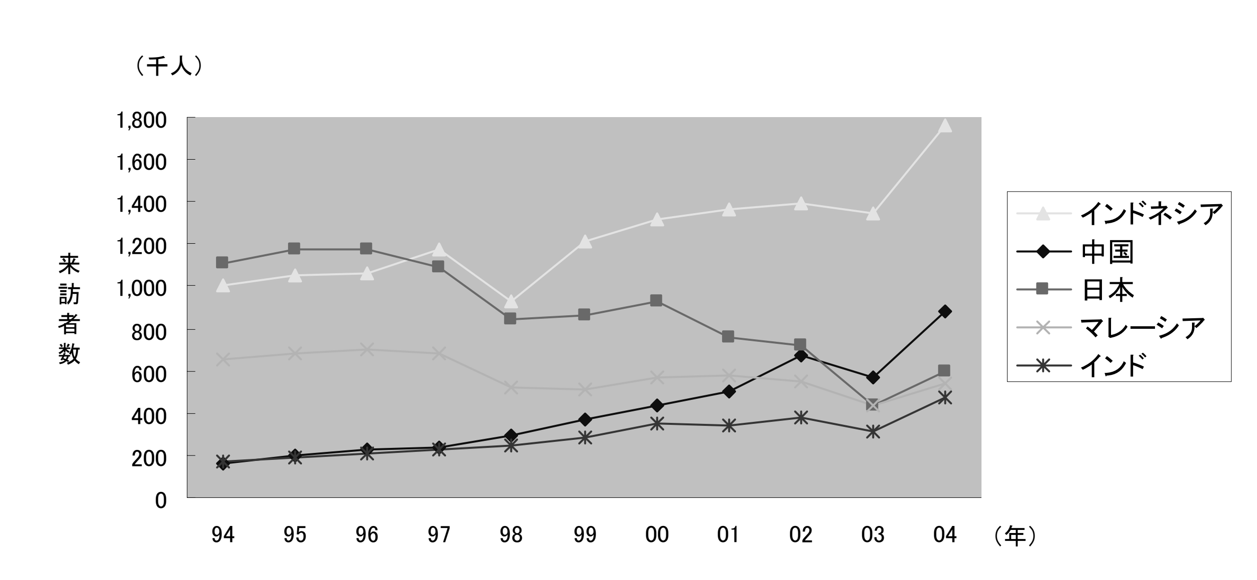

（３）ホテル[3]の状況

この 10 年間のホテルの状況を見ると、当初は、来訪者数の増加に伴ってホテルの件数や客室数も増加していたが、2000 年以降現在までは減少傾向にあ

[3] ここでいうホテルは、後述する（P. 150 注 11）Cess の徴収対象となっているものを指す。

る。ＳＴＢによれば、今後 2006 年までには、ホテル数が 103、客室数は 31,000 と再び増加する見込とのことである。

ホテルの客室稼働率は、アジア通貨危機以後一度上昇したが、ＳＡＲＳの影響を受けた 2003 年は 70％を下回ることとなった[4]。また、ホテルの平均室料も 1997 年以降、客室稼働率に連動して下がってきている。

しかし、ＳＴＢが発表した 2004 年９月の実績によれば、月間の客室稼働率が 83.8％、１月から９月までの平均室料が 120.2Ｓ＄（約 7,820 円）と、落ち込みかけていたホテル業界にも明るい兆しが見えてきている。

図表３－６－５　ホテルの設置件数及び稼動状況[5]

（出所：“Annual Report on Tourism Statistics 2003”より作成）

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
ホテル数	75	81	90	94	101	99	104	103	101	99
客室数	25,440	27,309	28,999	29,583	30,123	29,683	30,469	30,472	30,468	29,917
平均客室稼動率（％）	86.6	84.1	82.2	79.5	71.3	74.9	83.5	76.3	74.4	67.3
平均室料（Ｓ＄）	143.4	148.1	150.1	150.9	137.3	120.0	127.8	133.4	125.9	115.5

（４）会議、展示会の開催地としての評価

観光面のみならず、各種会議（convention）、展示会（exhibition）の誘致もシンガポールへの来訪者数を増加させる手段として積極的に行われている。

なお、オランダのアムステルダムに本部をおく国際会議協会[6]（The International Congress & Convention Association：ＩＣＣＡ）は、2003 年の国際会議都市のランキングで、シンガポールをウィーン、バルセロナに次ぐ、世界第３位と評価している。また、ベルギーの国際協会連合[7]（Union of International Association：ＵＯＩ）の調査でも、シンガポールは、国際会議開催場所として世界第５位を、アジアでは 20 年連続で１位の座を維持しており、依然国際的な評価は高い。

---

4 ＳＴＢによれば、ＳＡＲＳが最も流行した 2003 年の４月～５月時点では、客室稼働率は 35％前後であった。

5 ホテル数および客室数は、各年の最終日時点の数である。

6 1963 年に世界各国の国際会議関連企業や政府機関が集まり設立した国際機関。現在 80 か国、約 670 の企業が加入している。

7 1907 年にブリュッセルで設立された調査機関。

２　ＳＴＢの活動

（1）ＳＴＢの組織

ＳＴＢは、シンガポールの経済成長の牽引役として有望な観光業を発展させるべく、シンガポール観光局法（Singapore Tourism Board Act：以下「法」という。）に基づき 1964 年に設立された法定機関であり、通商産業省管下の法定機関としては、経済開発庁に次いで古い歴史を持つ。

ＳＴＢには、意思決定機関として理事会が設置されている。理事会は、通商産業大臣が指名する理事長（Chairman）と 10 名の理事のほか、大臣の承認を得て理事会が指名する事務局長（Chief Executive）から構成される[8]。現在、理事は、航空会社、ホテル、病院といった民間企業の役員や通商産業省の幹部職員が務めている。

理事会の業務は、ＳＴＢ全体の観光政策の決定、業務の方向付けなどであるが、理事会の権限を事務局長に委任することができる[9]。

図表３－６－７　ＳＴＢの組織

（出所：ＳＴＢ Annual Report 2003/2004 より作成）

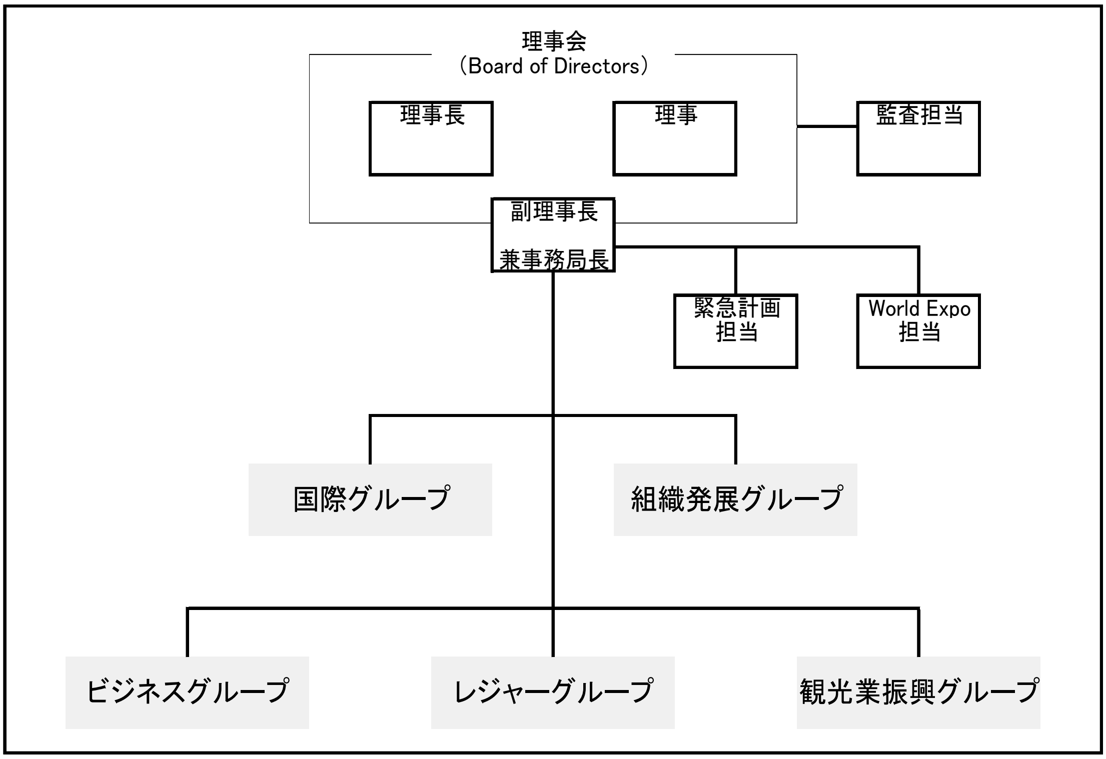

事務組織は、局長のもとに統括されており、次の５つのグループから構成されている。

[8] 法第４条、第５条及び第 10 条。
[9] 法第 13 条第２項。

ア　国際グループ（International Group）

観光客や投資を各国から誘致する業務を担当している。現在 25 か所に海外事務所や駐在員を置いている。

イ　組織発展グループ（Corporate Development Group）

観光に関する情報収集・分析、人事、財務、法務、ビル管理などの総務部門を担当している。

ウ　ビジネスグループ（BT MICE[10] & Services Group）

世界的な会議や展示会の開催地としてのシンガポールの優位性を広報するとともに、イベントの企画立案を支援する。

エ　レジャーグループ（Leisure Group）

食事、ショッピングや芸術といった観光の具体的な分野ごとにさまざまな企画を行っている。

オ　観光業振興グループ（Sector Development Group）

観光の目的地としてのブランド力を高めるための活動や、観光業のための人材育成といった業務を行っている。また、観光客に対する観光業界のサービスを改善する取り組みも行っている。

また、ビジネスグループとレジャーグループには、戦略的観光ユニット（Strategic Tourism Units : STUs）と呼ばれる９つの部門が置かれている。これらは、シンガポールへの来訪者を増加させるべく、目的地としての機能を強化するために設置されたもので、民間企業のビジネスのように、成果目標を定め、それぞれのユニットが企画、マーケティングといった幅広い活動を展開できるという特徴を持っている。

（２）ＳＴＢの財政

ＳＴＢの歳入のうち、事業収入は Cess と呼ばれる徴収金で成り立っている。1973 年に制定された観光業（Cess 徴収）法（Singapore Tourism (Cess Collection) Act : 以下「Cess 法」という。）に基づき徴収されている Cess は、ホテル[11]、レストラン[12]やパブで売上の１％分を事業者から徴収するものであり[13]、事実上消費者にその負担分が転嫁されている。ＳＴＢが徴収権を有するが、実際の徴収業務は財務省の法定機関であるシンガポール内国歳入庁に委任している。徴収金は、法第 15 条に基づき設立された観光振興基金（Tourism Fund）

[10] Business Travel, Meetings, Incentives, Conferences and Exhibitions の略称である。

[11] ホテル法（Hotel Act）により登録されているホテルのうち、Cess 法に基づく徴収対象のホテルとして通商産業大臣により公告されたものを指す。

[12] 通商産業大臣によりレストランとして公告されたものを指す。概ねサービス料を徴収しているような一定水準以上のものがこれに該当する。

[13] Cess 法第５条及び別表１。

に充当され[14]、ＳＴＢの活動資金として使われている。

徴収金は、かつて利用料金の４％であったが、1994 年に消費税（Goods and Services Tax：ＧＳＴ）が導入されたことに伴って１％に引き下げられた。ただし、差額である３％相当の減収分については、政府から補填されている。2003 年度では、Cess による事業費収入のうち、約１億 1,500 万Ｓ＄（約 74 億 7,500 万円）が政府からの補填分であった。

一方、歳出については、その大半が広報・市場開発費として、国内外の広報やイベント、市場調査に使われており、その額は、約１億 2,300 万Ｓ＄（約 79 億 9,500 万円）に達している。

なお、年度ごとの収支差額については、一部政府へ拠出する分を除き、観光振興基金に積立することとされており、その累積額は、2003 年度決算時で約２億 7,300 万Ｓ＄（約 177 億 4,500 万円）に達している。

図表３－６－８　2003 年度ＳＴＢ収支計算書[15]　単位：千ドル

（出所："ＳＴＢ Annual Report 2003/2004"より作成）

項目	金額
収入の部	
事業収入（Operating revenue）	122,466
その他事業収入（Other operating revenue）	2,777
収入計　A	125,243
支出の部	
広報・市場開発費（Promotion and development expenses）	123,073
減価償却費（Depreciation of property, plant and equipment）	4,768
人件費（Staff costs）	27,735
その他支出（Other expenses）	12,155
支出計　B	167,731
事業収支差額　C＝A－B	△ 42,488
事業外収支差額　D	14,074
収支差額計　E＝C＋D	△ 28,414
観光振興基金	
2002年度末残高　F	301,863
2003年度末残高　G＝E＋F	273,449

（３）ＳＴＢの主要戦略「Tourism 2015」と観光開発基金

ＳＴＢは、2005 年１月に、今後 10 年間の観光振興計画「Tourism 21」を発表

14 Cess 法第４条。

15 日本の「公益法人会計基準」でいう正味財産増減計算書に該当する計算書類。

した。これは、2015 年までに、現在の来訪者数を倍増させ、観光収入を３倍にするとともに、観光業において 10 万人分の新規の雇用を創出することを目標としている。ＳＴＢは３つの重点分野を定めてその取り組みを進めることとしている。

ア　ビジネス分野

アジアにおける先進的な国際会議や展示会の開催場所としてのシンガポールの地位をより強固なものにすること。

イ　レジャー分野

Uniquely Singapore のスローガンのもと、様々な体験が楽しめる観光地として、シンガポールを発展させること。

ウ　サービス分野

教育や医療といった分野において、アジアの中で質の良いサービスを提供していくこと。

図表３－６－９　「Tourism 2015」の目標値

（出所：ＳＴＢ Website より作成）

指標	来訪者数	観光収入	観光業従事者数
2015 年目標値	1,700 万人	300 億Ｓ＄	25 万人

これらの目標を達成するために、家族にとって魅力ある観光地であることを目指し、エンターテイメント施設や豊かな自然を楽しめる施設を整備するとともに、メイン・ストリートとして有名なオーチャード・ロードを世界最大級のショッピング・エリアとするための再開発を行う予定である。

一方、観光業界に対しては、20 億Ｓ＄（約 1,300 億円）もの観光開発基金（Tourism Development Fund）を設け、インフラ整備、前述の３つの重点分野に関連した大規模なイベント、旅行商品の開発等を支援することとしている。基金の使途については、観光業界からの個々の事業計画に対し、「Tourism 2015」の目標達成に貢献しうるものであるか十分に検討することとされている。

４　最近の取り組みと今後の展望

（１）背景

シンガポールは人口規模及び国土面積が過小なため、観光市場も海外からの需要に頼らざるを得ない状況である。これまでに述べたような現状に対し、特に、東南アジア諸国、中国やインドからの来訪者数の増加を図るべく、観光資源の開発やビジネス客の誘致といったことから、査証（ビザ）取得手続の簡易化といった手続的な面まで、政府を挙げて取り組んでいる。

（２）観光資源の再開発

観光面では、チャイナタウンに代表される歴史的、文化的遺産を保存し、再開発する計画が進められている。既存の道路を歩行者用に改修し、レストランを集めたフードストリートとしたほか、かつてのチャイナタウンの生活を展示するギャラリーを設置した。こういった取り組みは、今後、マレー系やインド系のコミュニティでも同様に進められる予定である。

シンガポールを代表する行楽地であるセントーサ島の再開発に対しては、セントーサ開発公社（Sentosa Development Corp.）が、10 年で約 80 億Ｓ＄（約 5,200 億円）規模の計画を策定し、現在年間約 400 万人の来島者が完了時には 800 万人まで増加すると予想されている。また、シンガポール政府は、同島にカジノを開設する方針を明らかにしており、今後の動向が注目されている。

（３）ビジネス客の誘致

ＳＴＢは、2003 年 11 月にビジネス客の誘致に約 1,500 万Ｓ＄（約９億 7,500 万円）を投じる計画「Make it Singapore」を発表した。この計画では、2004 年末までにＳＴＢで承認された国際会議等のイベントについて、イベント主催者は、ホテルの宿泊やシンガポール航空を特別価格で利用できるほか、ＳＴＢが、イベント運営費用の 30%を補助する等の支援を行うこととしている。

（４）査証取得手続の簡易化

手続的な面としては、2003 年にカンボジア、ラオス、ベトナムからの観光客に対する査証取得要件を撤廃し、中国からの観光客に対しては、取得した査証で滞在できる期間をこれまでの 14 日から 30 日に延長した。特に中国に対しては、2004 年の当初から、ビザ申請地点を従来の 67 か所から 322 か所と大幅に増加させており、成長著しい中国とのビジネス関係を強化しようとする姿勢の現れといえよう。また、シンガポール入国管理局はシンガポールへの来訪を促進するために、査証のオンライン申請についても取り組んでいる点も注目される。

（５）今後の展望

こういった最近の取り組みは着実に成果を見せている。前述のとおり、2004 年の来訪者数は、過去最高を更新し、約 830 万人であった。重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）の影響を受けた昨年に対し回復軌道に復しただけでなく、新たな成長段階を迎えていると言えよう。今後、観光業が持続的に成長できるかどうかは、東南アジアの中心という地理的優位性、緑豊かな都市環境、一流ホテルの集積、英語の普及、治安の良さといった従来からのシンガポールの優位性に加えて、新しい付加価値を生み出せるかどうかにかかっていると思われる。

5　参考情報

（1）視察先の例

①シンガポール観光局（STB: Singapore Tourism Board）

【住　所】Tourism Court, 1 Orchard Spring Lane Singapore 247729

【連絡先】TEL 6736-6622, FAX 6736-9423

②マーライオン公園（Merlion Park）

1972 年に当時のリー・クワンユー首相（当時）自らが除幕し公開された、上半身がライオン、下半身が魚の形をしたシンガポールのシンボルである。上半身のライオンは、シンガポールの名前の由来であるライオンを表し、下半身の魚は港町シンガポールを象徴している。

2002 年に現在の位置に移転し、高さ８ｍの白いマーライオン像はマーライオン公園の中で海に向かって立っている。

③チャイナタウン（Chinatown）

古き時代のシンガポールのたたずまいが残されている地域。政府の保存計画により、昔ながらの商店街がよみがえっている。

ライト・アップされている夜のチャイナタウン

チャイナタウン文化遺産センター（Chinatown Heritage Centre）

チャイナタウンがどのようにして形成されたか、華人系シンガポール人がどのような生活を送ってきたかを再現したギャラリー。

【住　所】48 Pagoda Street Singapore 059207

【連絡先】TEL 6325-2878, FAX 6325-2879

④セントーサ島（Sentosa Island）

シンガポール本土から 800ｍの東西４ｋｍ、南北約 1.5ｋｍの島の中に、海水浴場からゴルフ場まであるリゾート島である。主なアトラクションは、マーライオンタワーやアジア最大の熱帯海洋水族館アンダーウォーター・ワールドなど。

【住　所】33 Allanbrooke Rd Sentosa Singapore 099981

【連絡先】TEL 6275-0388, FAX 6275-0161（セントーサ開発公社）

⑤ナイト･サファリ（Night Safari）

動物園の隣にある世界初の夜間動物園。約 100 種 1,000 頭の動物が自然に近い形で飼育されている。トラムに乗って園内をまわる約 40 分のコースと歩くコースとがある。

【住　所】80 Mandai Lake Road, Singapore 729826

【連絡先】TEL 6269-3411, FAX 6367-2974

（２）参考文献及び Website

＜参考文献＞

自治体国際化フォーラム第 81 号「シンガポールの観光行政」財団法人自治体国際化協会（1996 年）

CLAIR REPORT 165「シンガポールの産業政策」財団法人自治体国際化協会（1998 年）

Teo Besey「シンガポールの観光再生　リピーター集客の方策」日本政策投資銀行（2003 年）

Singapore Tourism Board “*Annual Report on Tourism Statistics 2003*”（2004 年）

Singapore Tourism Board “*STB Annual Report 2003/2004*”（2004 年）

Singapore Tourism Board “*Tourism 21 Status Reviewl*”（2001 年）

Singapore Tourist Promotion Board “*Tourism 21 Vision of a Tourism Capital*”（1995 年）

Singapore Department of Statistics, “*Yearbook of Statistics 2004*”（2004 年）

Pamelia Lee “*Singapore, Tourism & Me*” SINGAPORE Travel（2004 年）

＜Website＞

シンガポール観光局　http://www.stb.gov.sg

同　Uniquely Singapore　http://www.visitsingapore.com/

シンガポール内国歳入庁　http://www.iras.gov.sg

シンガポール財務省　http://www.mof.gov.sg

第７節　陸上交通政策

１　概要

1965 年の独立後暫くは、都市部の深刻な交通渋滞、非効率な公共交通、インフラ整備の脆弱性など、多くの発展途上国の大都市と同様の問題を抱えていた。しかし、1970 年代の入域許可制度（ALS : Area Licensing Scheme）にはじまり、現在の電子式道路料金徴収システム（ERP : Electronic Road Pricing、以下「ERP システム」という。）をはじめとした大変ユニークな諸制度を導入実施したことにより、今日では世界に誇る陸上交通システムを構築したと評価されている。

本節では、現状、運営組織、主要施策を紹介する。

２　現状

（１）道路の整備状況

運輸省管下の法定機関である陸上交通庁（Land Transport Authority : 以下「LTA」という）が、高速道路から区画道路に至るまで、全ての公共道路の建設・管理を行っている。2003 年末時点で、公共道路の総延長は 3,164km であり、総延長 150km の高速道路、その他の幹線道路のネットワークにより国内各地は縦横に結ばれている。

（２）公共交通機関の状況

淡路島程度の面積に、在留外国人を含め 400 万を超える人口を抱えるシンガポールでは、その狭い国土を十分に生かした交通インフラの整備を行っている。中でも、MRT と呼ばれる地下鉄、バス、タクシーといった公共交通網は国内のどこに行くにも低料金で、快適な国民の足として定着している。

①MRT : Mass Rapid Transit System（大量高速輸送システム）

MRT は、街の中心部では地下、郊外では高架を走る都市型高速鉄道で、大量旅客輸送を担い、シンガポールの公共交通の基幹となっている。1987 年の開業以来、順調に利用者は増加しており、2004 年の平日平均乗客数は全人口の３分の１に相当する 120 万人以上となっている。現在、南北線（44km）、東西線（45.4 km）、北東線（20km）の３路線が開通している（全長 109.4 km、65 駅）。利用料金は大人で 0.84S$（約 55 円）から最高でも 1.94S$（約 126 円）までとなっている。改札は全て自動改札となっており、乗客は通常の片道切符、残高の範囲内なら何度でもどこの区間でも乗れる EZ リンク・カード（2002 年４月導入の非接触型 IC カード）を購入し、読み取り機にかざすだけで改札を通過することができる。EZ リンク・カードの残高が少なくなった場合、各 MRT 駅に設置してある券売機によって金額を追加するか、または予め設定した金額を指定銀行口座から自動的に補充（GIRO）することができる。

また、MRT 駅と周辺のニュータウンを結ぶ支線としての働きを担う LRT（Light Rapid Transit System : 軽量高速輸送システム）と呼ばれる新交通システムも整備されている。1999 年には MRT チュアチュカーン駅とブキパンジャンニュータウンを結ぶ全長 7.8km、14 駅を有するブキパンジャン LRT と、また 2003 年にはセンカン MRT 駅から周辺のニュータウンを結ぶ全長 10.7km、14 駅を有するセンカン LRT が開通している。

その他、現在、都市部にて全長 33km で 29 の駅を結ぶ環状型 MRT 線を建設中であり、2010 年の開通が予定されている。

ＭＲＴ（市街地中心では地下鉄、郊外では高架鉄道となる）

ＬＲＴ（ニュータウンと最寄りのＭＲＴ駅を結んでいる）

②バス

バスはMRT網を補完するように全国に路線が張り巡らされており、最も主要な公共交通機関となっている。一日の平均利用者数は、2004年時点で278万人と公表されている。

公共交通機関としてのバスは、

・SBS（Singapore Bus Service）

・SMRT（Singapore Mass Rapid Transit）

の２社によって運営されており、全体で3,429台、261路線のバスが運行されている。運行時間はだいたい6:00～24:00となっている。料金は、EZリンク・カードを利用した場合、0.63S$（約40円）～2.28S$（約150円）と低く抑えられている。1994年からは従来のバス路線を補完する「バス・プラス」サービスが開始された。このサービスはビジネスマンを主なターゲットとして、運賃を通常の路線バスの３倍程度に設定し、平日のピーク時に装備の良いミニバスを住宅街からビジネス中心地まで運行するものである。現在は、50台、４路線のバス・プラスが運行されている。

③タクシー

2004年11月末時点で、7社によって20,618台のタクシーが運行しており、一日の利用者数は約59万人である。タクシーの料金は日本と比較して大変安く、基本料金が1kmまで2.4S$（約160円）、以後10kmまでは240m毎に0.1S$、10km以上は225m毎に0.1S$加算される。ただし、乗り入れ場所や時間帯によって割増料金が設定されており、後述するERP料金はタクシー料金にも加算される。

しかし、シンガポールのタクシーも日本と同様に雨の日やラッシュアワーなどはつかまりにくく、電話予約をしようとしても電話自体がにつながりにくいという状況に陥る。

３　運営組織

LTA（Land Transport Authority：陸上交通庁）は、地下鉄、自動車等の車両交通を含む全ての陸上交通機関に係る政策を一元的に管理・運営することにより、快適で質の高い陸上交通システムを構築することを目的として、大量交通輸送公社、運輸・通信省車両登録局、同省陸上交通部及び国家開発省公共事業局道路交通部の４部門を統合し、1995年９月に設立された。

LTAの使命は、国民に世界クラスの交通システムを提供し、生活の質を高め、シンガポールの経済成長と競争力の優位を維持することとされている。

（１）所管業務

LTAの業務は、計画策定及び実施から交通インフラの整備や交通規制に至るまで、陸上交通に関する全ての分野に亘っている。

①陸上交通全般

・総合交通政策の実施

②道路関連

・道路網及び道路付帯施設、道路交通管理施設、駐車場などの整備

・渋滞解消のための交通管理

③地下鉄関連

・MRT、LRT の施設整備

④車両登録関連

・自動車所有権証書（COE）の発行、車両関係税及び新規自動車登録料の徴収

（２）組織体系

LTA の組織は意思決定機関としての理事会と、局長を筆頭とする事務組織から構成されている。理事会は長官を含め 15 名の理事で構成されており、事務組織は局長、局次長の下、大きく８つの部で構成されている。（図表３－７－１「LTA の組織図」参照）

図表３－７－１「LTA の組織図」

（出所：Land Transport Authority, "Land Transport Authority Annual Report 2003/2004"を基に作成）

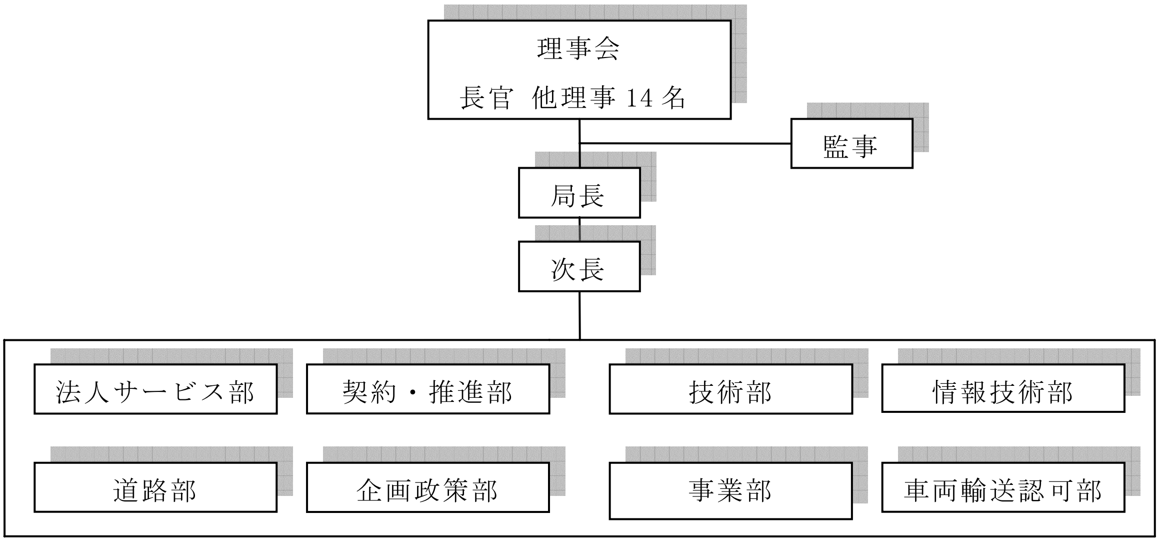

①法人サービス部

人事管理、予算作成及び他部署への法的助言

②契約・推進部

各事業の進行状況の監理・監督、事業推進時の安全管理

③技術部
道路、鉄道の機能向上のための研究開発
④情報技術部
陸上交通の環境向上のための IT 政策の導入
⑤道路部
道路インフラの整備と維持管理
⑥企画政策部
陸上交通の環境向上にむけた政策の立案と、諸政策の調査分析。
⑦事業部
高速輸送システム（MRT、高速道路網）に関するインフラ整備
⑧車両輸送認可部
自動車所有権証書及び道路、自動車関連税に関すること

（３）財政

LTA のような法定機関は、日本の特殊法人のように原則として会計面で一定の独立性を持っている。LTA は運営収入として、新規自動車登録料、交通反則金、駐車場料金などの独自収入があるが、管理費用については政府からの補助金で賄っている。その支出は交通インフラの維持管理及び管理費に充てられ、道路などの建設費用は政府の支出となる。

2002 年度における LTA の事業収入は４億 4,800 万 S$で、そのうち大半は管理手数料が占めており、その他に各許認可料、交通反則金、新規自動車登録料などが続いている。また、事業支出は６億 7,500 万 S$で、人件費、減価償却費、維持管理費、公債費などが大きな割合を占めている。不足分については、利息などの事業外収入や政府からの補助金により補っている。（図表３－７－２「LTA の事業収入と事業支出」参照）

図表３－７－２「LTA」の事業収入と事業支出

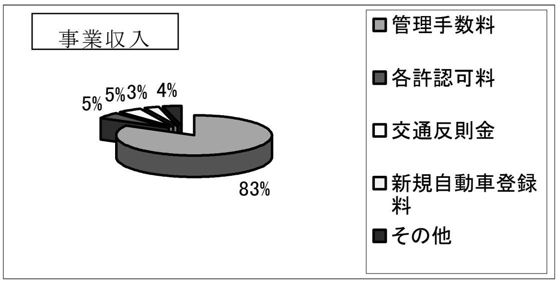

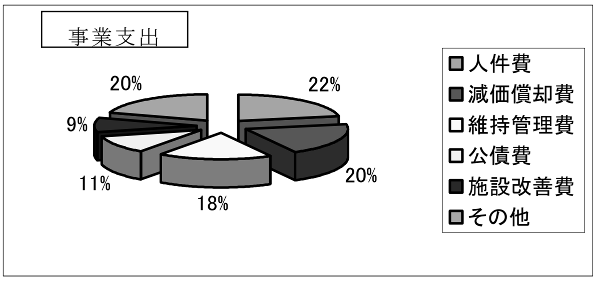

出所：Land Transport Authority Annual Report 2003/2004

４　主要施策

（１）車両の総量規制

車両数の増加を規制するため、1990 年５月１日から車両割当制度（Vehicle

Quota System）が導入されている。同制度は、自動車を所有する者に自動車所有権証書（COE : Certificate of Enrolment）の取得を義務づけており、政府は道路の整備状況等を勘案し、毎年の望ましい新車登録数の増加率を３％から６％の間で決定している。所有権証書の新規発行数を制限することにより自動車総量をコントロールするためである。

新たに自動車を所有したい者は、LTA が毎月２回実施する所有権証書の公開入札に応募しなければならない。政府の新規発行数と応募者数に応じて入札額が決定される仕組みである。よって、入札額は、時々の景気状況、消費者心理に大きく影響される。なお、所有権証書は、排気量 1600cc 以下など５つの種類に分けられている。(図表３－７－３参照)

図表３－７－３「COE 落札価格」

種　類	落札価格（シンガポールドル）
排気量 1600cc 以下	２４，１８９
排気量 1601cc 以上	２６，１０１
車種自由	２６，１９９
商用車及びバス	６，７９７
オートバイ	６９９

2004 年９月の第２回目落札価格
出所：シンガポール自動車協会ホームページ

COE の有効期間は、購入した車を登録した日から 10 年間である。COE は譲渡不可であり、車を手放す場合には COE ごと手放さなければならず、新たに車を購入する際には COE を新規に取得する必要がある。COE の有効期間が満了する場合、その車の所有者は COE の有効期間を５年または 10 年延長することができる。延長期間を５年間とする場合の支払額は 10 年間有効の場合の半額でよいが、再度の更新は出来ない仕組みになっている。

また、自動車を購入する際には、輸入関税（車両の市場価値の一定割合)、物品サービス税（定率５％)、車両登録料（用途によって定額)、追加車両登録料（市場価値の 110%）及び道路税が課せられ、COE を含めると車両の購入総額は市場価格の５倍程度となり、結果的に自動車の台数を制限することに寄与している。(図表３－７－４「車両数の推移」参照)

図表３－７－４「車両数の推移」

	1995	1999	2003
一般自動車	342,245	378,024	407,726
バイク	129,587	134,346	135,649
バス	10,723	11,827	12,951
タクシー	16,517	18,029	19,384
商用車及びその他	143,057	146,585	135,333
合　計	642,129	688,811	711,043

出所：Land Transport Authority Annual Report 2003/2004

（２）車両の利用抑制

①ERP システム

政府は、1975 年当時に市内中心部へ流入する自動車の増加を抑えるため、入域許可制度を導入した。渋滞のひどい市内中心部に流入制限ゾーンを設け、ピーク時に流入制限ゾーンへ進入しようとする運転手は、許可証を購入し、フロントガラスに貼り付ける、という手法であった。一定の効果があったとされるが、徐々に渋滞エリアが拡大していったこと、また許可証の販売、違反者の取締り等に多額の人件費が必要であったことから、試行錯誤を重ねたうえで 1998 年から ERP システムを導入している。

ERP システムとは、ピーク時に市内中心部の幹線道路及び高速道路を通過する運転手から料金を徴収するシステムである。

まず、自動車の通過を認識し、料金を通過自動車あてに発信するシステムを掲載したもの、また自動車のナンバープレートを撮影するカメラを掲載した一対のガントリー（跨線橋）が高速道路路を含めて国内 45 ヵ所に設置されている。一方、全ての自動車には、ガントリーからの発信情報を受信する IU（In－vehicle Unit）装置の設置が義務づけられている。IU には一定金額が貯えられたキャッシュカードを挿入するようになっており、ガントリー通過時に規定料金が引き去られる仕組みになっている。なお、ガントリーのカメラは、キャッシュカードの残額が少ない自動車、また本来国境で機器をレンタルすべきであるが、機器を装着せずに走行するマレーシア車などの違反者のナンバーを撮影するためである。ガントリーの高さは６ｍ、一対は 15m間隔で設置されている。

ERP システムの料金体系は、幹線道路と高速道路に分かれている。平日は幹線道路の場合、7:30～19:00（場所によっては 21:30）と、土曜日は 8:30～13:00、高速道路の場合は、7:30～9:30 が通過料の支払いが必要となる時間帯であり、幹線道路、高速道路とも日曜、祝日は無料である。30 分毎に料金設定が変更され、通行量の多い時間帯ほど通過料が高くなる仕組みとなっている。

この ERP システムは、運転手が通過料の支払いを避け別のルートを選択する、また、通過料の不要な時間帯の通過を選択することにより渋滞を緩和することを目指している。ユニークなのは、この渋滞緩和の目安として、幹線道路の場合､常に通過車両のスピードが時速 20km から 30km を保てること、また高速道路の場合、同じく時速 45km から 65km を保てることに置いている。そして、年４回、LTA の調査によって通過料の改定がなされている。現在、幹線道路のピークアワーを 8:00～9:30 としており、その間の通過料の最高額は 2.5S$（約 160 円）である。高速道路では最高で 3.5S$の通過料が必要となる。なお、ガントリーを通過するたびに料金を請求されることになるので、複数通過すれば、それだけ通過料は高くなる。

ＥＲＰガントリー

②オフピークカー制度（Off Peak Car Scheme）

交通渋滞を悪化させることなく、多くの国民の自動車保有を実現するため、1991 年から実施されたウィークエンドカー制度を手直しして、1994 年に導入された制度である。この制度では、申請した持ち主の車には、一般者と区別するため、赤いナンバープレートがつけられ、走行できる時間帯が平日の 19:00～7:00、土曜日の 15:00 以降及び日曜祝日に制限される代わりに、道路税が軽減され、また 2002 年５月以前に COE を取得している者については、追加登録税、輸入関税等の軽減措置がある。

平日の通勤時の渋滞を緩和するために導入された制度で、通勤には地下鉄やバスなどの公共交通機関を利用し、夜間や週末にこの車を利用することになる。この車を制限時間外に運転すると罰金を課せられるが、１日 20S$の許可証を購入しフロントガラスに貼っておけば、その日は昼間も運転することができる。

③パーク＆ライド制度（Park & Ride Scheme）

都市部の渋滞緩和策として、郊外から最寄りの MRT 駅またはバスターミナルまで自家用車で来て、公共駐車場に車を駐車し、MRT やバスに乗り換えて都心部へ通勤するというパーク＆ライド制度が奨励されている。利用者は１月分の駐車料金 30S$と 42S$分の MRT またはバス料金がセットになったプリペイドカードを購入して利用する。

（３）その他渋滞緩和策

青信号連動システム（The Green Link Determining System）

交差点において交通量をモニターし、コンピューターで信号機をコントロールするシステムであり、1988 年から中心地区の 400 以上の交差点で使用されている。これは、一定方向に進む車両について、スムーズに走行できるよう、信号機を調整し、信号待ちによる渋滞を最小限にするものである。

５　今後の課題

LTA による車両の総量規制や利用抑制策などの効果は明らであり、中心市街地でもピーク時を除けば、自動車が常にスムーズに走行できる良好な陸上交通システムを実現している。無論、国民に不便を生じさせないよう、安価で利用できるバス、MRT 等の公共交通機関の充実に力を入れている点も見逃せない。

しかし、スムーズな交通システムの確立という効率性を重視するあまり、歩行者、特に高齢者や身体障害者など交通弱者に対する配慮が未だ不十分であるとの印象を持つ。歩道がないか、十分な幅員の歩道が整備されていない道路も少なくない。また、景観への配慮からか、中心市街地では歩道が滑りやすいタイル張りとなっているところがある。この他、歩道と車道の接続部での段差の高さなども気になる点である。

最近、MRT の駅では、車椅子等の乗客に配慮したエレベーター整備工事が進んでいる。今後、シンガポールでも高齢化が進行する中で、こうした交通弱者に対する対策が、より一層必要となることであろう。

６　参考情報

参考文献及び Website

＜参考文献＞

Land Transport Authority, "Land Transport Authority Annual Report 2003/2004

加納敏幸著『交通天国シンガポール』（成山堂書店）1997 年

＜Website＞

シンガポール政府・陸上交通庁	http://www.lta.gov.sg
シンガポール政府・運輸省	http://www.mot.gov.sg/keys.htm
Singapore Mass Rapid Transportation	http://www.smrt.com.sg/
SBS Transit	http://www.sbstransit.com.sg/

第８節　港湾・空港政策

１　概要

シンガポールチャンギ国際空港は世界の「ベスト・エアポート」[1]、またシンガポール港は、アジア地域の「ベスト港湾」[2]に選ばれるなど、シンガポールは優れた施設と質の高いサービスにより物流拠点・ハブとしての地位を確立している。

本節では、港湾施設・空港施設について、それぞれの現状、主要施策を紹介する。

２　シンガポール港

（1）現状

シンガポール港は、123 カ国 600 以上の港と約 200 の航路により結ばれており、世界の主要港とは毎日連絡している。2003 年のコンテナ取扱量は 1,841 万 TEU[3]を超えた。2002 年度の統計でコンテナ取扱量では香港に次ぎ世界第２位、貨物取扱量では世界第１位を記録した。

図表３－８－１　「コンテナ取扱量の推移」

（出所：Yearbook of Statistics Singapore 2004）

	1993	*1998*	*1999*	*2000*	*2001*	*2002*	*2003*
入港船舶（隻）	92,655	142,922	141,523	145,383	146,265	142,742	135,386
入港船舶（千 Gross Tons）	623,841	857,655	877,127	910,180	960,093	971,666	986,392
貨物取扱量(千ﾄﾝ)	273,723	312,322	325,902	325,591	313,487	335,156	347,694
コンテナ取扱量(千 TEUs)	9,047	15,136	15,945	17,087	15,571	16,941	18,411

シンガポール港は、PSA シンガポールが管理・運営しており、その港湾施設及びサービスの概要は次のとおりである。

①ターミナル

現在、コンテナターミナルは、タンジョンパガー、ケッペル、ブラニ、パシルパンジャンの４か所で 37 バースが稼動している。中でも、パシルパンジャン・ターミナルは、15ｍの大水深バースを備え、無線操作式のガントリークレーンや自動貨物運搬車両など最新技術の導入により、無人化・自動化が進んだ最新鋭のターミナルである。（図表３－８－２「各ターミナルの概況」、図表３－８－３「各ターミナルの位置」参照）

②多目的ターミナル

パシルパンジャンとセンバワン埠頭には、年間 1,100 万トン以上の貨物取扱を可能とする倉庫や屋外保管スペースを備えた多目的ターミナルがある。

---

1 Business Traveler「Best Airport in the World」

2 Asian Freight & Supply Chain Awards「Best Seaport in Asia」

3 TEU:20 フィートコンテナ換算単位

両埠頭合わせて 18 バース、22 の倉庫、倉庫面積 187,900 ㎡であり、Ro-Ro 船や自動車専用船も接岸できる。

図表３－８－２　「各ターミナルの概況」

（出所：PSA Website の情報をもとに作成）

ターミナル名	タンジョンパガー	ケッペル	ブラニ	パシルパンジャン
面積	80 ヘクタール	96 ヘクタール	79 ヘクタール	84 ヘクタール
最水深	14.6m	14.6m	15m	15m
メインバース	6	4	5	6
フィーダーバース	2	10	4	－
コンテナクレーン	27	36	29	22
ヤードクレーン	85	114	107	59

図表３－８－３　「各ターミナルの位置」

（出所：PSA Website）

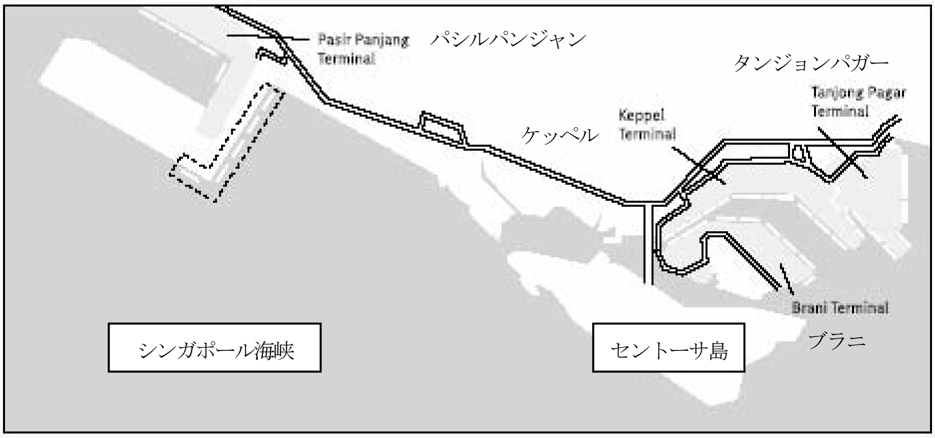

③ケッペルディストリパーク（Distripark：大規模集配施設）

ケッペルディストリパークは 113,000 ㎡の 41 の倉庫を有し、貨物の混載、仕分、保管、積み替え等が行える近代的な貨物の大規模集配施設である。

中心市街地まで 10 分弱、チャンギ国際空港まで 25 分弱という好立地条件だけではなく、自由貿易地区（Free Trade Zone）に立地しており、３つのコンテナターミナルと直結していることから、貨物を迅速に港から出荷できる。

また、危険物専用の保管施設（3,900 ㎡）や、港湾物流関係企業が入居する事務管理棟（7,100 ㎡）を整備している。

（２）運営組織

シンガポール港は、1964 年に設立された運輸通信省管轄下の法定機関のシンガポール港湾庁（PSA：Port of Singapore Authority）により、港湾の整備、維持、保全、港内での

船舶の運航管理、関連サービスがなされてきた。しかし、政府部門の民営化を推進する方針に基づき、PSA は 1977 年に政府が全額出資する株式会社 PSA コーポレーションとして新たに発足している。これは、政府主導によるインフラ整備という段階を終了し、効率的な運営の下、きめ細やかな顧客サービスや海外投資の促進によって、競争力を高めることを目指したものである。PSA の民営化の後、海事・港湾業務の監督などの業務は海事港湾庁へ移管され、PSA コーポレーションは純粋な港湾サービスの提供を行うのみとなった。

2003 年には、政府系の持株会社である Temasek Holdings が 100%出資する PSA インターナショナルが PSA グループの持株会社となった。

（3）主な施策

①電子情報交換システム

PSA コーポレーションでは、コンテナ貨物の効率的かつ迅速な取り扱いを確保するため、通関手続きのオンライン化などコンピューターネットワークを駆使した電子情報交換システムを採用している。現在稼動しているシステムのうち主なものは次のとおりである。

a　TRADE NET

1989 年に導入された貿易業者、税関、国際企業庁などを結ぶ通関システムで、航空、港湾及び陸送貨物全ての貿易手続き（通関書類の申請、審査、認可等）を、電子化により簡素化を図るものである。これにより、それまで１～４日要した通関手続きの処理時間が 15 分に短縮された。

b　CITOS（Computer Integrated Terminal Operations System）

コンテナ取り扱い作業について、効率的なバース、ヤード、設備、マンパワーの使用を計画し、ヤードの中央制御室から現場のオペレーターにリアルタイムで作業指示を行うシステムで 1988 年から導入されている。

c　PORT NET

1989 年に導入された、世界初の海運業界向けの e—コマースシステムである。港湾関係申請書類の提出、入港スケジュール、バースの予約、コンテナ貨物の搬出入、船籍情報の確認などコンテナターミナルの運営に必要な情報交換をリアルタイムで行うことができ、年間 7,000 社により 7,000 万件利用されている。

②ターミナルの拡充

PSA コーポレーションは今後のコンテナ取扱需要の増大に対応するため、パシルパンジャン・ターミナルの港湾施設の拡充を進めており、今後５年から７年で、新たに 15 のコンテナバースを建設する予定である。また、各種クレーンの増設など、ハブ港としての機能強化にも努めている。

③国際戦略

PSA インターナショナルは、シンガポール港の建設・管理・運営で培った優れたノウハウを活用するべく、シンガポール以外の 10 カ国の 16 港湾で事業展開を進めている。

戦略的管理運営のため、シンガポール、ヨーロッパ、中国、インド、東アジアの５つの事業地域区分を設けている。

（４）今後の課題

シンガポール港は、ターミナルの拡充とオートメーション化の推進などの施設整備とともに、民営化による運営の効率化を進めることにより、ハブ港湾としての機能強化に努めてきた。

しかし、マレーシア、タイ等周辺諸国にでも自国の貨物は自国の港湾から輸送しようとする動きが活発化しており、今までシンガポールを拠点としてきた海運大手がマレーシアのタンジュンペラパス港に拠点を移転するなど、アジア域内での競争が激しくなってきている。

シンガポールが持続的な発展を成し遂げるためには、アジア域内のハブ港湾としての地位を確保する必要があり、域内港湾間の競争に打ち勝つためには 8000TEU 型コンテナ船等の超大型コンテナ船に対応できるクレーンや 16m深水バースといった港湾施設の整備だけではなく、電子情報交換システムを活用した輸出入手続きや港湾物流関連手続きのワンストップサービスの利便性の更なる向上が大きな課題となっている。

タンジョンパガーコンテナターミナル

３　チャンギ国際空港

（１）現状

シンガポールの東端に位置するチャンギ国際空港は、1975 年に着工され、81 年に 24 時間空港として開港し、民間航空路は 1955 年から使われていたパヤレバ空港から、チャンギ

国際空港へと移管された。チャンギ国際空港は 90 年に第２ターミナルがオープンするなど施設整備が続けられ、世界でも有数のハブ空港としての地位を確立し、イギリスの旅行雑誌「ビジネス・トラベラー」の読者調査で 1988 年から 17 年連続で世界のベスト・エアポートに選ばれている。

チャンギ国際空港は敷地面積 1, 300ha を有し、そのうち 870ha は海面埋め立て地である。滑走路は 4, 000m（幅 60m）を２本有している。

73 の航空会社が世界 53 カ国、167 都市を結んでおり、毎週 3, 500 便以上が発着している。（表３－８－４「チャンギ空港の利用状況」参照）

①旅客ターミナル

チャンギ国際空港の旅客ターミナルは、第１ターミナルと第２ターミナルに分かれており、年間乗降客処理能力は合わせて 4, 400 万人である。第１ターミナルと第２ターミナルの間は、スカイトレインと呼ばれる無人軌道電車（無料）が約２分で結んでいる。

②貨物センター

チャンギ国際空港の貨物センターである CAC（Changi Airfreight Centre）は貨物機専用駐機場６カ所、貨物ターミナル８カ所、倉庫及び事務所を備えるカーゴ・エージェント・ビル５カ所、税関、検疫所などが整備されている。

図表３－８－４　「チャンギ国際空港の利用状況」

（出所：Yearbook of Statistics Singapore 2004）

	1993	*1998*	*1999*	*2000*	*2001*	*2002*	*2003*
飛行機の着陸回数	68,355	82,590	82,970	86,853	89,706	87,379	77,173
乗客数（千人）							
・出発乗客数	9,421	11,292	12,276	13,546	13,333	13,727	11,588
・到着乗客数	9,375	11,231	12,213	13,419	13,209	13,647	11,555
・トランジット	1,191	1,281	1,575	1,654	1,552	1,605	1,521
郵便小荷物（トン）							
・入国小荷物	7,927	10,580	10,886	10,847	10,765	10,442	9,705
・出国小荷物	6,759	11,354	11,695	12,074	12,103	12,166	11,298

（２）運営組織 CAAS の財政

民間航空庁（Civil Aviation Authority of Singapore：以下「CAAS」という）は、1984 年に設立された運輸省管下の法定機関である。

2003 年度の CAAS の事業収入は７億 7, 940 万 S$で、主な収益源は空港使用料と着陸・駐機料で、それぞれ 33%、20%を占める。事業支出は５億 9, 418 万 S$で、減価償却費が 35%、施設維持費が 25%となっており、１億 8, 521 万 S$の黒字となっている。

着陸・駐機料、旅客サービス料などの航空関連収入と事務所や倉庫の賃借料、空港使用料、特許料などの航空関連外収入という区分に着目すると、1981 年の開港時は事業収入の約 60%が航空関連収入で約 40%が航空関連外収入であった。しかし、現在では逆転し航空関連外収入の占める割合が大きくなっている。空港内で一流の物販店や飲食店を運営する

など、航空関連外の収益を重視し最大限確保することで、航空会社の運行コストを低く抑えることを目指している。（図表３－８－５「CAASの事業収入と事業支出」参照）

図３－８－５　「CAASの事業収入と事業支出」

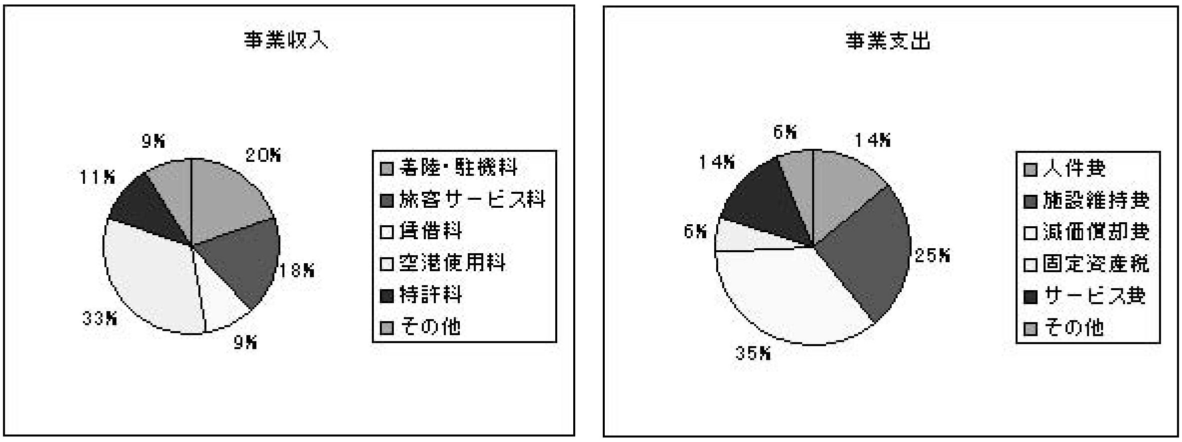

（出所：Civil Aviation Authority Annual Report 2003/2004）

（３）主な施策

①第３ターミナルの新設

政府の見込みでは、2006年には、第１、第２ターミナルの乗降客処理能力の90%にまで到達するとされており、チャンギ国際空港では第３ターミナルの建設に取り掛かっている。総工費は15億S$で、2000年12月に着工し、08年に完成の予定である。完成すれば第３ターミナルのみで年間2,000万人が利用できることとなり、チャンギ空港全体では6,400万人の処理能力を持つこととなる。

第３ターミナルには28の搭乗ゲートが設けられる予定であり、そのうち８つが次世代大型旅客機エアバスA380に対応可能である。同機は総２階建てで乗客555人が搭乗できる。06年に第１号機がシンガポール航空に納入される予定である。

また、08年の第３ターミナルの完成に向け、最新の手荷物処理システムを開発中である。このシステムでは乗客の手荷物は７m／秒の速さでターミナル間の地下を移動する。また、８つの手荷物引渡場のうち４つはエアバスA380のような大型旅客機に対応できるよう計画されている。

さらに、乗客のターミナル間の移動手段としてピープルムーバーシステムを建設中である。このシステムでは10本の列車が自動運転され、３つのターミナル間の全長6.5kmを７つの駅で結ぶものである。第１ターミナルに２駅、第２ターミナルに２駅、第３ターミナルに３駅設置され、08年に完成予定である。

②格安航空会社専用ターミナルの新設

チャンギ国際空港では格安航空会社用のターミナルの建設を計画しており06年の完成を目指している。同様のターミナルはアジアでは初の試みである。年間270万人が利用でき、将来の需要増加に備え、施設の拡張にも対応できるとしている。

ターミナルは１階建てで、コスト削減のため動く歩道、エスカレーター、搭乗橋は設置しない。既存ターミナルとはシャトルバスが運行され、両替店、免税店や飲食店が設置される予定である。

③利用者へのサービスの充実

チャンギ空港は、利用者向けの様々なサービス向上が図られている。同空港での乗り継ぎ旅客に対するサービスとして、乗り継ぎ時間が５時間以上ある旅客には、市内への無料ツアーを実施している。ツアーの所要時間は約２時間で、一日５回セントーサ島ツアー又はボートクルーズが実施されている。乗り継ぎラウンジには、インターネットの接続ポイントが多数設置されているほか、空港から市内へ電話をかける場合、通話料金は無料となっている。

その他、免税店や飲食店が充実しているだけではなく、医療施設、インターネットセンター、トランジットホテル、ジャグジー、屋外プール、サウナ、ジムを備えたフィットネスセンター、ビジネスセンター、映画館、美容室なども完備している。

また、「メイドインシンガポールギャラリー・アット・チャンギ」というシンガポールで製造･開発された40以上の製品を紹介する展示コーナーが04年10月に開設された。

無料インターネットコーナー

（４）今後の課題

チャンギ国際空港は、シンガポール港とともに、シンガポールがアジア域内の物流拠点・ハブとなるための重要な施設である。シンガポールは、外国航空会社や格安航空会社の乗り入れを推進するとともに、将来を見据えた空港整備を進め、ハブ空港としての機能強化に努めている。

近隣諸国でもハブ空港を目指した大規模な空港整備が行われており、今後、空港間の競争はさらに激化するものと思われる。こうした近隣諸国の空港との競争に打ち勝ち、ハブ

空港としての位置付けを確立するためには、次世代大型旅客機に対応できる空港施設の整備及び空港発着料等の航空関連コスト削減が鍵となるだろう。

４　参考情報

（１）視察先の例

・PSA Corporation Ltd.

住　所：460 Alexandra Road #28-00 PSA Building Singapore 119963

連絡先：TEL 6274-7111, FAX 6274-4677

ビル１階のロビーにはシンガポール港の模型が展示されている。

・民間航空庁（CAAS：Civil Aviation Authority of Singapore）

住　所：Singapore Changi Airport, P.O. Box 1, Singapore 918141

連絡先：TEL 6542-1122, FAX 6542-1231

（２）参考文献及び Website

＜参考文献＞

・CLAIR　REPORT　131「シンガポールの行政機構」財団法人自治体国際化協会

・大阪市立大学経済研究所監修「アジアの大都市[３] クアラルンプル／シンガポール」日本評論社発行（2000 年）

・Land Transport Authority, *"Land Transport Authority Annual Report 1999*", 2000

・Singapore Department of Statistics, "*Yearbook of Statistics 2003*"

・The PSA Corporation, "*The PSA Corporation Annual Report 1999*", 2000

・The PSA International," *Annual Report 2003",2004*

・Civil Aviation Authority of Singapore, *"Civil Aviation Authority of Singapore Annual Report 2003/2004",*2004

＜Website＞

シンガポール政府・陸上交通庁　http://www.lta.gov.sg

ＰＳＡコーポレーション　http://www.psacom.sg

ＰＳＡインターナショナル　http://www.internationalpsa.com/

チャンギ空港　http://www.changi.airport.com.sg

民間航空庁　http://www.caas.gov.sg/

本書は当協会シンガポール事務所職員が 2001 年 12 月に執筆した「シンガポールの政策」を土台とし、下記の事務所職員が実際にフィールドワークを行い、また、調査員による情報収集の助けを得ながら最新の情報を取り入れて改訂したものである。

監　　修	所　　長	生嶋　文昭
	次　　長	大西　正高
執　　筆	所長補佐	長濱　信秀
	所長補佐	横越　純
	所長補佐	山梨　和美
	所長補佐	米良　充宏
	所長補佐	杉原　健司
	所長補佐	熊野　哲大
	所長補佐	栗野　寛教
	所長補佐	坂本　篤紀
	所長補佐	野中　文典
	所長補佐	笹本　知穂
情報収集	調 査 員	Ng Sok-Han
	調 査 員	Chua Hwee Teng

表紙写真　　シンガポール政府観光局提供

ご覧ください。

シンガポールの政策（2005 年改訂版）　第３刷

平成１８年１１月１日発行

編集・発行　(財)自治体国際化協会(CLAIR)
〒100-0013　東京都千代田区霞が関 3-3-2　新霞が関ビル 19 階
TEL 03-3591-5482　FAX 03-3591-5346

クレア刊行物に関する最新情報は、当協会のホームページ(http://www.clair.or.jp)をご覧ください。

Council of Local Authorities for
International Relations